

インドネシア

RG'-0002

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

陳情文書表
第 772 号

件名

インドネシア共和国に在ける戦没者
供養に關する陳情

生存者送還の請求

昭和廿七年參月廿四日 受理

陳第 772 号

陳情者住

所

山口県小野田市中川町

南方遺家族会 代表

三陽 俊一

名

原書	は左記にあり
門	772
項	1720
目	1720

別紙參議院において採択された。
インドネシア共和国に在る生存者送還および戦没者
供養に關する陳情
は、貴省（庁）主管の件であるので、書類を回付します。
なお、陳情の処理については、閣議請議の必要はないが、処理を明
確にして、いつでも処理の経過の照会に依り得るようになしておかれ

記帳済

政務次官

外務大臣

厚生大臣 殿

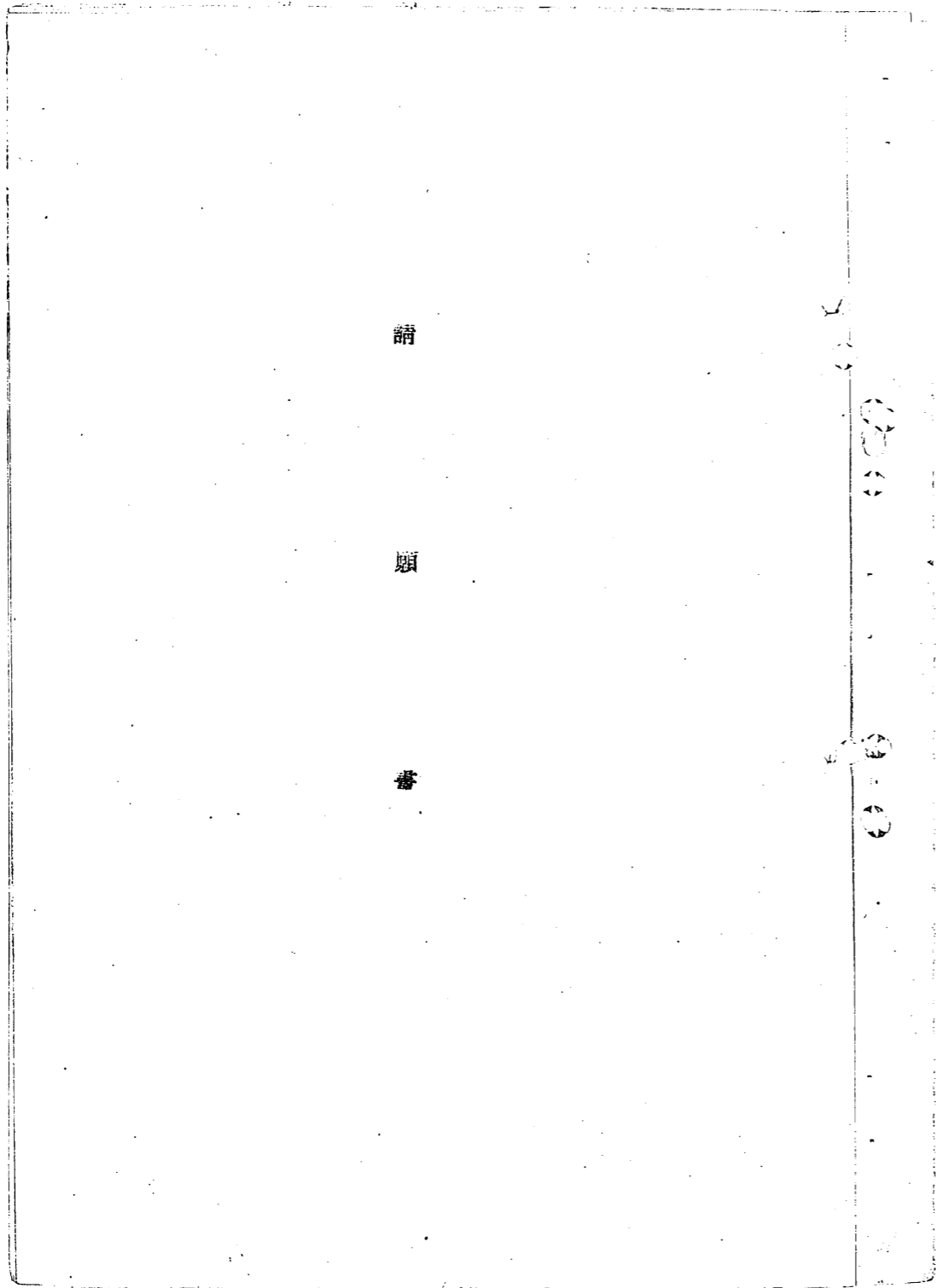
内閣総理大臣

昭和二十七年六月二十日

27.6.21

27.6.21

27.6.24



RG'-0002

0170

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

請 願 書

昭和二十七年三月十五日

山口縣小野田市北中川町
南方遺家族會

會長 三 隅 俊 一

副會長 大 池 善 榮

副會長 山 崎 英 正

インドネシア共和國に於ける英艦供養並に生殘者送還に付請願
上記の件に付いては既に当局及國民全般も待望七年に及び漸く新黄島の
如き既に整理済も有之國民の感心も高潮し当局の至盡なる配慮の成果を
信に感謝感激の至りに堪ず。
今竣批准を目前に獨立國として世界平和の重責を果さんとする時相互

間の理解と親善を基礎として心からなる平和への重務を負れ新日本再出發の今日程切實の時なかるべし。

此期に於てインドネシアに於る戦没者^{或拾遺萬柱の英靈供養並に轉埋は}我國民に於ては永年の悲願義務の^{ホリイ}殊更^{待望の念額を五三真}今向の大戦に従軍し親しく目撃せし無敵の點在する無敵の墓碑中には既に見る處もなく人馬に踏み蹂られ亦ニユギニア島等拾遺萬の白骨は山野海濱に其のまゝと聞く
尙未歸還者に付てはインドネシア全城にては相当數今尙生存し或る者は山中草原に若生を送り或るものは國風に從ひ回教徒となりて難を逃る者もれば最愛の妻子を残し父母兄弟を後に祖國の危急存亡に際し自己の利害も生命も亦肉身の愛情も顧みず一切を奉て義勇奉公の赤誠を致し母國を想ふ純情の炎に驅れ遠き異國の空に進軍亦前進不幸遂に逝く、然も死して肉は鳥獸の餌となり白骨のまゝ山野に幾星霜葬る人も無く風雨にさらさるゝ無残さよ亦墓碑一片の燒香も無き遺等片時も早くさまよう魂を繰ろに供養し不当の墓地は聖地に轉埋し生死不明者は現地を調査して半信半疑を精算し亦生存者には暖かき救いの手を伸ぶべきかと存ず

右様の始末にて不肯兼てよりの信達のみならず当時方面軍中小生専年長者として向インドネシア在住三十五年間に及び全般に渡り津々浦々に至る迄言語風俗習慣宗教等些細承知仕り当時累々たる現住民の情眼を積み亦現情を目撃せる小生は昨年四月以降民間各團體と連絡を終り十二月十二日七京參衆議員連盟を頼みに請願の結果本請願書を提出す
他方現住民は暴軍政三ヶ年半年多大な損害を蒙り深刻な犠牲を拂わしめられし占領当時の遺憤は終戦と同時に暴破し墓地は荒地と化し墓碑はなげ捨らる蓋し原田する處は佛教と回教徒の相異や無談に現住民の私有土地に墓碑を並べられし永年の無念激怒は終戦を期に墓地に對して先表面化せしは直なる哉
抑祖國の獨立と再建に当り先づ國民精神の基礎を宗教以外に求むる事は不可能と同時に回教徒は全力を奉て回教の戒律に突進する事は多言を待す

添書

戦前戦中世界の寶庫として南洋一帯と我國の相互共榮を殆ど毎日の如く

細上に非難等々に繰返され三才の重運も耳にタコを作らし程南洋殊にインドネシアの價値は今更新しく甲す様もなし地上物産としては世界一のキニーネ亦スマトラ煙草の品質、ゴムあり石油あり茶砂糖ありヤン油等地下資源は今尙永眠する無工業國家に人口八千五百萬人此如き寶庫の市場獲得は近隣の大國等に多くの期待なき目下の情勢に於ては片時も緩かすになし能わざる相互間の生命線とも甲すも過言なかるべし

然し乍ら據ては理解と親善を基盤とす。今日果してインドネシア國民は日本を如何に批判しつゝ有るや不幸にも戦時中三ヶ年半續暴虐る軍政の犯したる重大罪惡は痛烈なる批判の高潮時たる事を顧みて過去の非行を峻嚴に反省し其の非を深く懺悔せされば戦前日本に對する信頼や親密は過去の夢と去り憎惡ふんまんは各方面に表面化されつゝある事を記憶すべきである

此時日イ親善の先鋒隊の使徒として先づ頃に浮ぶものは第一宗教の異なる二國民殊更教徒は全面的宗教國家と評するも過言に非ざる回教徒は速く西歐より東亞は伸び其の數三億過去には多く植民地亦是半植民地的に

て文化程度の低きにも係らず科學に學び宗教より遠てを律する國家群たる事はアラブ十二ヶ國の如く既に各個民族主義を超越して宗教民族主義に發展しつゝあるを見るも頗い半ばに過ん

然るに日本占領三年半傍若無人の暴軍政は傳統や宗教等あらゆる面に勝手氣まゝに振舞ひ學校は閉鎖して軍用に病院は棄て軍醫部に沒收され公共事業は軍專有し甚しきは現住民の私有土地に無談に墓地を作り墓碑を並ぶるが如き回佛教徒日本人相互間と雖も他人の懸談に私有地の住家近邊を勝手に墓地化され快諾するが如きはなかるべし

英連とし祭る國民の尊き犠牲者は異教徒の無禮に埋れ朝夕彼等の目を働かむねを焦す無念憤怒は付より町に町より國にと各所に點在する無數の墓碑は日イ親善の敵碑化する多くの事實不幸は当然も亦当然と甘受する外なかるべし

此回教徒諸國に對する吾々日本人は戦前ゆ異例外交官は勿論各個人破壊者と雖も郷に入りては郷に習い今少し回教の戒嚴等をも學び無宗教無信仰者と反對に原人視せらるゝ如き言語行動は須らく謹むべき事を

警告再記す

要するに現住民の私有地に於る暴行は一日も早く聖地に轉埋し過去の暴政を謝罪すべき事を再請願すると同時に不肖の所信として第一謝罪の意を表明し第二步として日本國上級學徒より各自五十鎊又は一圓の希望者よりの寄附を國民運動として起し其集金全部は本年十二月二十七日來るインドネシア獨立記念日を期し學校及官廳に國旗を送り永くへんげんと高く輝かしめ相互親善の繫とし尙得れば直接他に國民と國民の親善好情を結ぶ身心込し送品もあるべき事を切祈す
終りに望み私の戦前戦中インドネシア在任三十六年間の体験と研讃とが相互の熱望と和解親善に貢獻し得ば身命を奉公に捧げん事を建言す
希ば國家の最高機關たる貴院に於て前述の理由により慎重御審議を乞ひ至急適宜の御處置あらん事を切望し本請願書を提出す 幸に貴院の御明斷賜らん事を

謹言

參議員長 殿

佐藤尚武 殿

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

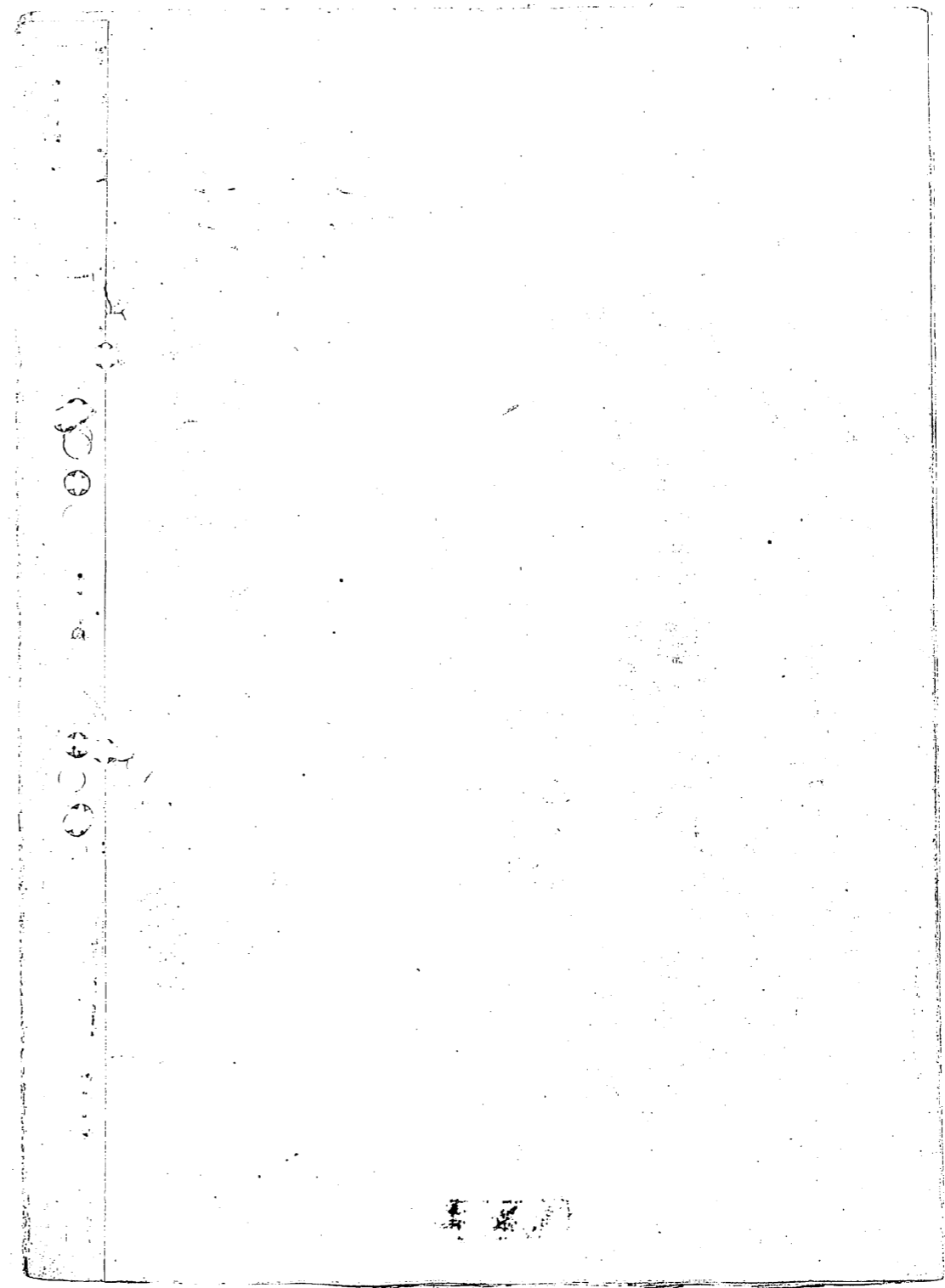
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0174



RG'-0002

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主信	2	2	2
甲	2	1	2
乙			
丙			
丁			
備考			

文書課長
 昭和七年七月拾壹日
 文書課 發送日
 主 管 長 官
 主 任 官
 昭 和 年 月 日
 附 属
 正 校 (原 稿) (寄 書)
 1057.7.5 第一課
 27.7. 第三課
 別 紙
 記 録 簿

受 信 人 名
 在 外 事 務 所 長
 在 シヤ カ ル タ
 在 ス ラ バ ヤ 各
 在 シヤ カ ル タ
 在 ス ラ バ ヤ 各

件 名
 インドネシア共和国における戦没者供養に関する件
 軍人軍属等の戦没者の遺骨処理と養老の問題に
 関する件

公 信 案
 外 務 省

秘
 外務省
 中野課長
 了五課

了五課
 二股事務官
 了五課

RG'-0002

0175

外務省

一、^(一) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 二、^(二) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 三、^(三) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 四、^(四) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 五、^(五) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 六、^(六) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 七、^(七) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 八、^(八) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 九、^(九) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 十、^(十) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう

外務省

一、^(一) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 二、^(二) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 三、^(三) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 四、^(四) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 五、^(五) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 六、^(六) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 七、^(七) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 八、^(八) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 九、^(九) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう
 十、^(十) 遺跡の現況に自らの情報を集めよう



政務次官

事務次官

外務省

加五課長

アム

加五課長

加五課長 アト

主席者 加五

インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養
に因る請願

アムア五課(三〇七二八)

一、戦没者の墓地・遺骨

一、南方諸地域における戦没者の墓地の整理、遺骨の収集、送

還の問題は、皇室省におき、皇室省の指導として実施

する予定であり、インドネシア地域における墓地、遺骨について

も、その計画の一環として行われる予定である。

外務省

(一) 政府は目下、インドネシアの墓地送還骨の言及に付いて
現地を照会中である。

(二) 右の現地からの報告を俟つて、インドネシア共和国と交渉
に着手し、準備中である。

二、生存者の送還

本地域における邦人孫留者のうち、帰還希望者について

外務省

外務省

亦もつて、当局に廻附されて、これに就しては、七月
 十一日、シヤカル、スラウヤ、兩在外事務協定長に宛て、
 附録書次に同様な旨を述べ、その詳を述べつつ、
 兩事務協定長の意見を求め、その回答はまた別
 着し、
 又、本協定には、インドネシアに二十一万の戦没者がある事

外務省

は、既に日外協定在外事務協定において、インドネシア政府と
 折衝しており、インドネシア政府の好意と協力により、本年
 に入ってから二十四名が帰還している。
 (三) 希望者は、逐次送還される見込みである。
 (註) 本協定については、公報控人より、全紙(公報)に
 向う附録が、五月二十日付内閣参事三附(一四七号)

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002



七月二十九日(火)午会一時
 参議院外務委員会
 一 請願 (別紙2番付)

※	158/151	158/151	158/151		陸軍
陸軍	158/151	158/151	158/151		海軍
海軍	158/151	158/151	158/151		陸軍
陸軍	158/151	158/151	158/151		海軍
海軍	158/151	158/151	158/151		陸軍
陸軍	158/151	158/151	158/151		海軍

(参考)

人軍艦は約七万七千あり。

1. 海軍の復元局の資料によれば、戦没した陸海軍



ヒルマ、日野元三郎の墓を、はるかウエまで他

27 2 30 日

戦犯、徐々にかえす

藤原女史 帰国談 キリノ比大統領言明

去年三月三十一日、開かれたシヤ社会安全と西上初下ロンドン開かれた世界社会主義者会議に出席した藤原女史(旧姓山崎)は、インドネシア、マレーシアの両方各地に於て一九四二年六月三日午後六時三十分、東京から送られた「女史は三月二十七日日曜日、モンテルバ、オランダ、オランダ領東インドに於て捕縛された」といふ報告を受けた。...

「女史は三月二十七日日曜日、モンテルバ、オランダ領東インドに於て捕縛された」といふ報告を受けた。...



メダン島の日本人戦死者の墓に詣でる藤原女史(右)

23日
田中首相
以下23
刑務所の中
ラフ

18.3.12.26

① 戦中一送還(送還)の命令が戦中であり、...

送還された者 700名

シヤカンタ島日本人墓地

② 戦中参加(日本軍)より送還(送還)及び終戦時、送還中の...

他、藤原道雄(藤原道雄)

③ 戦犯として捕縛中 刑罰又は送還 自後...

20名

アジア局長第五課長
スラバヤ秘第
昭和二十七年八月十日

在スラバヤ日本國領事館
領事白幡友敬

外務大臣岡崎勝男殿

墓地調査に關する件

首題に關し貴信(秘)亞五合第五三〇号を以て御申越の如當國の治安
狀況にも鑑み本件調査の完了には若干時日を要すべきに付地域別

來電

日本政府在外事務所

27.8.30

27.8.30

60 91

記帳済

調査済の分より逐次報告することとし不取扱現在迄判明の墓地狀況別添
の通り報告する。但しビアク及びホーランドアニューギニア等の分は現実問題
として調査不能と思はれるから右御含相成度。
尚本件に關する當方意見若干をの通り申し添へる。

記

(イ) 日本政府の執るべき對策に關する意見

- (一) 現下當國の情況のらして治安回復地区を除く調査及び轉埋等は不可能
- (二) 回復地区と雖も戦後舊墓地に關し、表沙汰にて調査し或は轉埋等を行
ふ事は整分の尙見合せない、その理由次の通り。

1. 當國現下の複雑なる内情は對日關係処理にも微妙なものがあるに付
本件を積極的の推進することは、或種の分子を刺戟し或は諸般の逆宜
傳の具に利用せられる事の充分予想せられ好ましくないから、日本人以外

來電

日本政府在外事務所

の同存)

同ケースも手を付けられておはい実情である。

6. 當國一般民衆は今尚日本軍政當時に於ける強制買上げの金塊・寶石等の
行方を探し求めてゐるものがあると共々、政府特務機關関係に於ても鋭意
調査中で旧日本軍人より連絡を受けて埋没地の情報を提供したものが
これら情報に基くもの否は別としても、最近迄何ら損傷なき墓碑
墓地が掘返され見る處もほく飛散廢墟に立至つた例が甚だ多い。
インドネシア特務情報部が日本に支部を置き日本の旧軍人中より情報
を受けて居るとの聞込みあり。

(ロ) 墓地一般情況

一、前述の如く爪哇嶋に於ては戦後の独立斗争上、日本より奪はられたる
情報に基づく金塊・寶石類の行方捜査の結果、建立しては碑も墓標
も悉く発掘され破壊され、その現状は見るも無残な情況と呈し

來 電

日本政府在外事務所

てゐる。

二、一方ホルネオバンシヤルの如きは公道より遙かにはずれ奥地にあると
同時に「イ」人の関心もそれ程なき爲、旧態の儘である。
三、終戦時の混乱により不慮による死没者は一應死没地の路傍及山野に
假埋葬した儘のものあり、これ等の調査は不可能である。
四、集團虐殺の行はれたるもの、或は分割的虐殺によるものは、概して墓標は
かろい之を調査することにより「イ」人の感情を刺戟すること多く
不可能。
五、「イ」獨立戦争中獨立軍の指揮者として當地に戦没せる者の墓標は
「イ」軍管理墓地に埋葬せられ、誌之を記せらるれば何等疑惑等を受
ける事はなく、手厚く葬つてゐる。

來 電

日本政府在外事務所

別紙

在スエーデン日本領事館管下墓地調査報告書

才一回処理分

爪哇島内			
スマラン地区			
(1) 市内			
地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無その他
クワンチーバル	軌道部隊 鉄道隊	二四八	記念碑あり
ジャヤカレ	軍政監部 一般人		
ジャランゴール南方 ニヨネミエニ ニヨネミエニ	少年航空兵	八	墓標なし

日本政府在外事務所

(2) 市外			
地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無その他
ジャバロン農園 ジャバロン農園 ジャバロン農園	小田村准尉以下	九	墓標あり
クヤピリン製糖 工場	邦人	四八	
スターリン (和蘭墓地の傍)	燃料補給廠 北浜隊	四三	

註 独立前時代戦死したらしき人の墓らしきもの尙
ニ三ありとの風聞もある。

日本政府在外事務所

來電								(12) トマングン町			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								トマングン	不明 (喧嘩のため死亡)	一	不明
								(11) ケンビ町			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								ケンビ	元憲兵	七十八	不明
								(10) サラテガ町			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								サラテガ	不明 終戦後の朝鮮人暴徒が邦人死亡	不明	不明

日本政府在外事務所

來電								マゼラン地			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								マゼラン市	元慰安部隊	一	支那人墓地
								トマングン			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								不明	不明	一	イントネヤ墓地
								アンバクワを含む			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								渡辺某	不明	一	二痛死
								ケンビ			
								地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
								マゼラン市中	不明	一	二痛死

日本政府在外事務所

來電	ペカロンガン地	地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
		ペカロンガン	林曹長	一	支那人墓地
		チヨク エ場中 チヨク エ場	今井大尉他一	二	なし
スラ エ場 エ場	藤井警部他一	二	有り		
日本政府在外事務所					

來電	墓地状況 誰も見る人もなく草むしりがある。	地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
		ゴンド コフ ケル コフ	不明	不明	有り
		パラパン	不明	十八	有り
日本政府在外事務所					

RG'-0002

0187

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

スラムヤ地区

地名	戦没者部隊及個人名	人数	標識の有無
ジャラン・スラカル タリオンバラ一帯	不明	一〇以上	なし
東部分駐廳前	ヤ林曹長	一	なし
ブ・タンオ三 警署署内	元海軍々人及 看護婦	四内女 二名	頭蓋骨未だ安置未 ある由
ブ・タン 別荘工場	元海軍々人	十三	別荘工場中の冷蔵庫中 に屠殺した死骸は行方不明
スラムヤ警署 本署	不明	不明	なし

日本政府在外事務所

マラン地区 アレモン
ムリアルジヨ 王舎

<p>日本軍政当時より爪哇島引揚迄に死没せる日本人の墓地調査の爲、八月二日より九日の間東部爪哇旧日本人及部隊集結地附近の探知作業に従事す。</p> <p>之の墓所の所在地附表第一の如し。</p> <p>作業開始に当り左記調査項目を基礎に行動したるも附近住民の情報も明瞭ならず、又官廳関係も何等の残留書類もなく、遂に調査の完璧を斯し得ず。</p> <p>墓所探訪調査項目</p> <p>一、墓所の地名（調査済）</p> <p>二、死没者氏名階級（一部調査済）</p> <p>三、死亡の原因（大部分は疾病）</p>

日本政府在外事務所

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0188

4. 死亡の年月日（一部調査）
 5. 墓所の沿革（調査済）
 6. 葬儀執行者の氏名（集結地先任部隊の長）
 7. 墓所の管理状況（調査済）
 8. 其他の諸参考事項
 一 日本軍旧陣地附近の死没者（ジョング、スヘルブランク、ス部格）
 日本軍及日本人は終戦前後遊撃戦陣地に據り
 最後の集結地集合道の数ヶ月を之等各所陣地に布
 陣しあり随て当駐屯向の死没者の墓所あるを予想し
 才一調査を進めたるも附近住民の情報より
 1. 各所陣地の死没者は火葬後遺骨は戦友と共に
 内地送還とたりたり

來電

日本政府在外事務所

2. 墓所は設置せよ
 墓所の皆無きことを知り
 二 最終集結地の各所駐屯向に於ける死没者
 布陣しありたる日本軍（人）は最後の集結地を東部に於て
 海軍をプダゴン村附近
 陸軍をダムピット村東方附近
 の各村落に集結したるも
 死没者の埋没は其の部隊本部に於て決定せる
 プダゴン村スパー村に
 ダムピットはスム（ルアンドン村）
 臨時墓地を設定せり
 三 プダゴン村スパー部落海軍墓地
 海軍部隊当地附近集結より築船に至る向の死没者は

來電

日本政府在外事務所

本村東南方約三料の山中、ウイ山麓の一高地に台土を地
 ならして海軍墓地とせり。
 墓地の中心部と見られる箇所に中三米高、約三米の忠
 魂碑を建立し之の周圍に概數五十教柱を埋葬
 しあり。
 本墓地への道路は高々一米の自然石面に、^ネ壽茅^ハ長^ハ山と
 彫刻し墓地への目印となしあり。
 然して斯くの如き整然と築工せる墓地も日本軍撤收後
 はインドネシア民衆の廟争も日々に激烈^ニを加へ遂に同所
 附近は廟争の戦闘地域と化し何等手入れの余裕もなく
 隨て以前の山としての様相を呈し雜草木の茂繁と野
 蕪の住家と變じ之に日本人の墓所ありとは吾人の實に

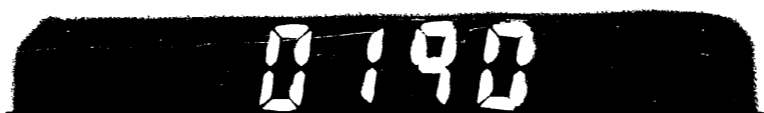
來電

日本政府在外事務所

遺憾とする所也。
 刺へ一昨年日方より派遣せられたる（凡爾^ニ確定不能^{ナリ}）
 埋没金塊授索隊の来島となり当地附近を行動せるもの
 の如く其の情報はイ任民の間に知れ渡り附近住民は當
 金塊授索に躍起となり爲に本墓地も其の授索の
 被害を被り前記忠魂碑の破壊はもとより附近塚
 開^クり^テ痕跡^トらし^マし^テものをも見受けられたり。
 以上の如き破壊と草木の繁茂に依り築工せられたる台土
 只その輪廓を示すのみにも埋没箇所と推定せられる
 もの十一箇所に過ぎざる状況なり。
 本墓地の見取圖附表オニの如し
 四 マラン市ソクン外人墓地内日本人墓地

來電

日本政府在外事務所



本墓所は当市役所管理せるものにして清掃行届き整然となしあり。

日中軍上陸(昭十七)以前の在留日本人墓地二十一柱あり。

日中軍政当時、死没せる軍人軍属は火葬に附され遺骨を除くもつは当墓地兩端忠魂碑を中心にして五十一柱を埋没しあり。

本遺骨は所属部隊に於て本国に送還済み。

但し邦人墓地内に於て四柱は軍人軍属のもの、如きなるも埋没しあり。

之等墓地は何等の墓標もなく(一部を除く)且つ事務所にも書類類も氏名の判明を期し難し。

本墓地内の状況附表才三の如し。

來電

日本政府在外事務所

五、スヘルブアン部内陸軍臨時墓地

当地は終戦後の陸軍部隊(海軍の一部もあり)の集結地、本部隊はハリルジョに他部隊はスマンドン、ポトコン、ホ、ジャン

スヘルセウ、アサンサリ、レバロト、スヘルワンギ等に散在し、集結に至る向の死没者もスヘルブアン部内に集合し同地に埋没

(一部火葬)し陸軍墓地とせるものあり。

本墓地内に埋没せる柱数は所記住民も確定し難く現存せる柱数は一六柱にして其の内氏名判明せる墓標は

有藤軍曹一柱あり。

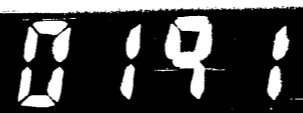
住民の言と推定とに依り三十数柱と数(一)あり。

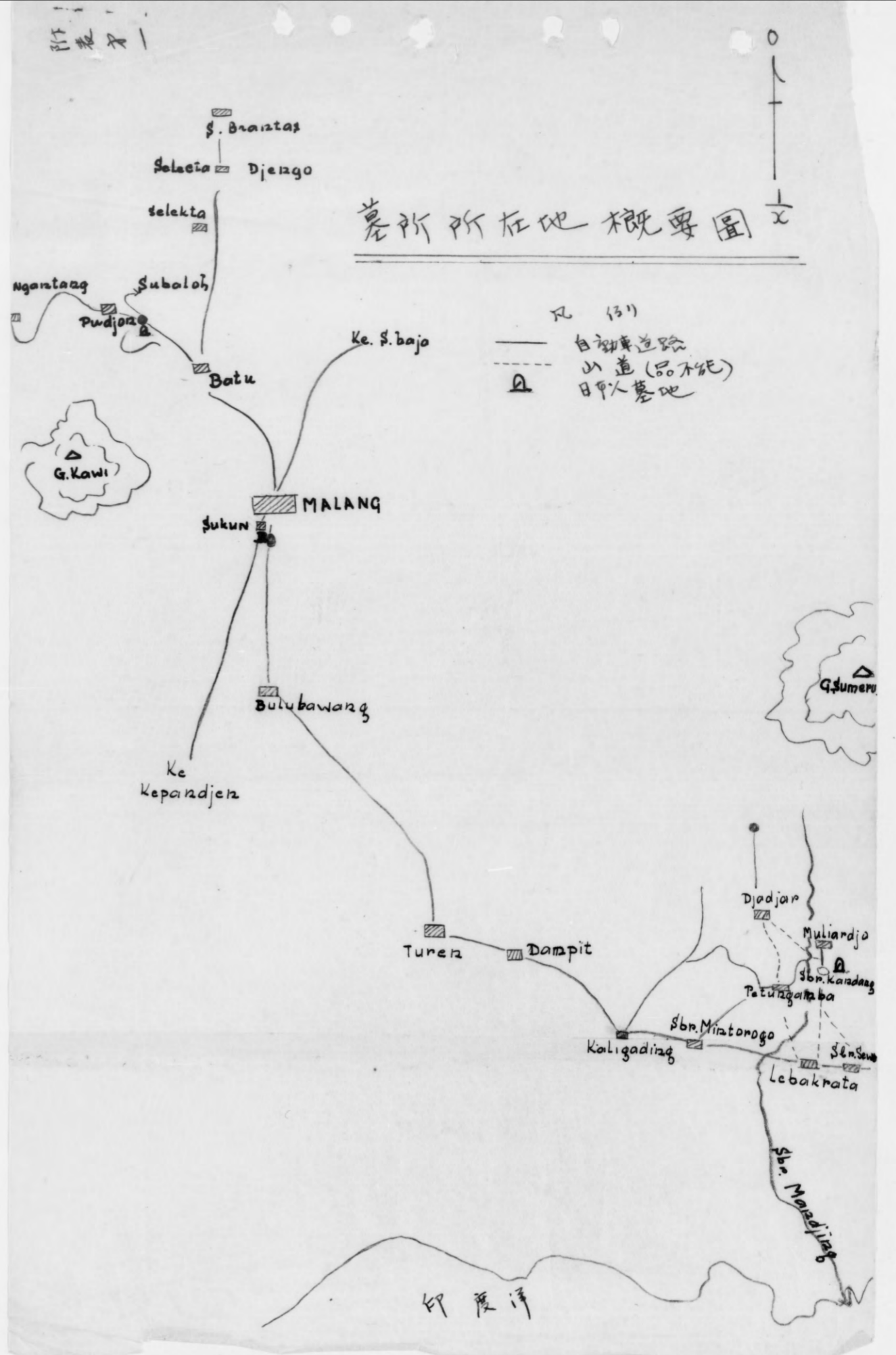
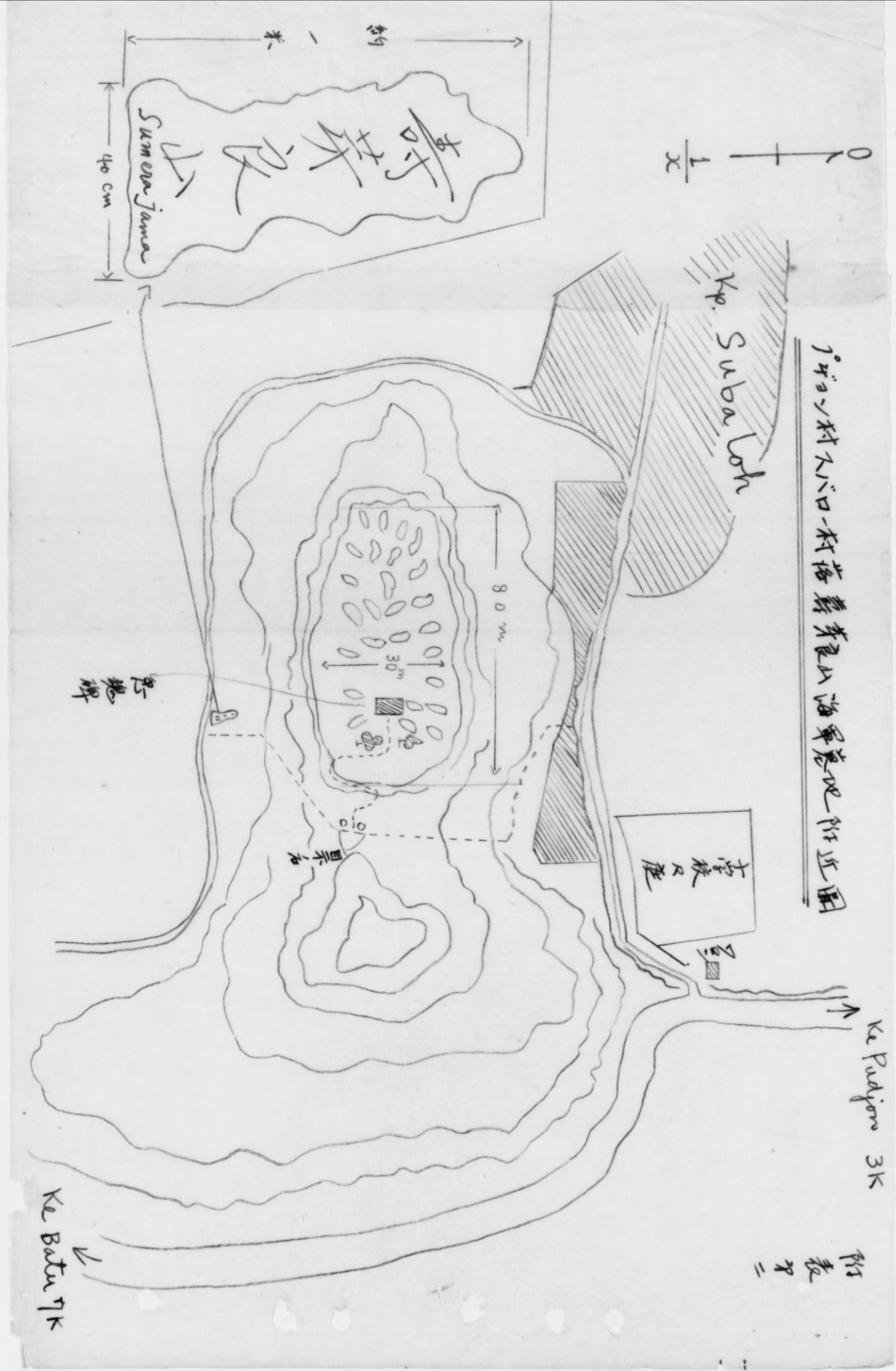
墓地の保存は住民の手により清掃せられあり、良好なり

墓所の見取図及埋没者氏名附表才四の如し

來電

日本政府在外事務所





RG'-0002

0192

外交史料館

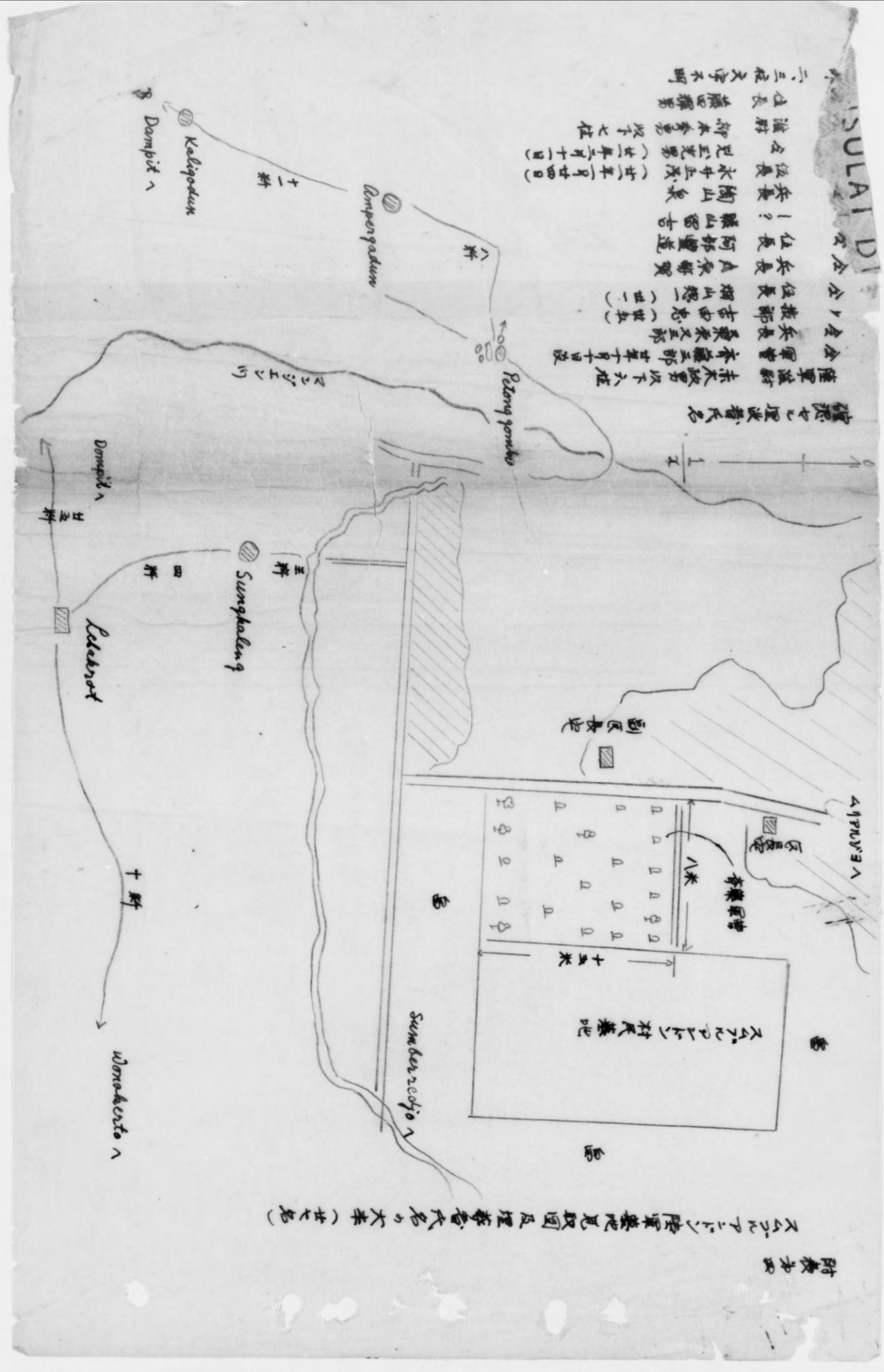
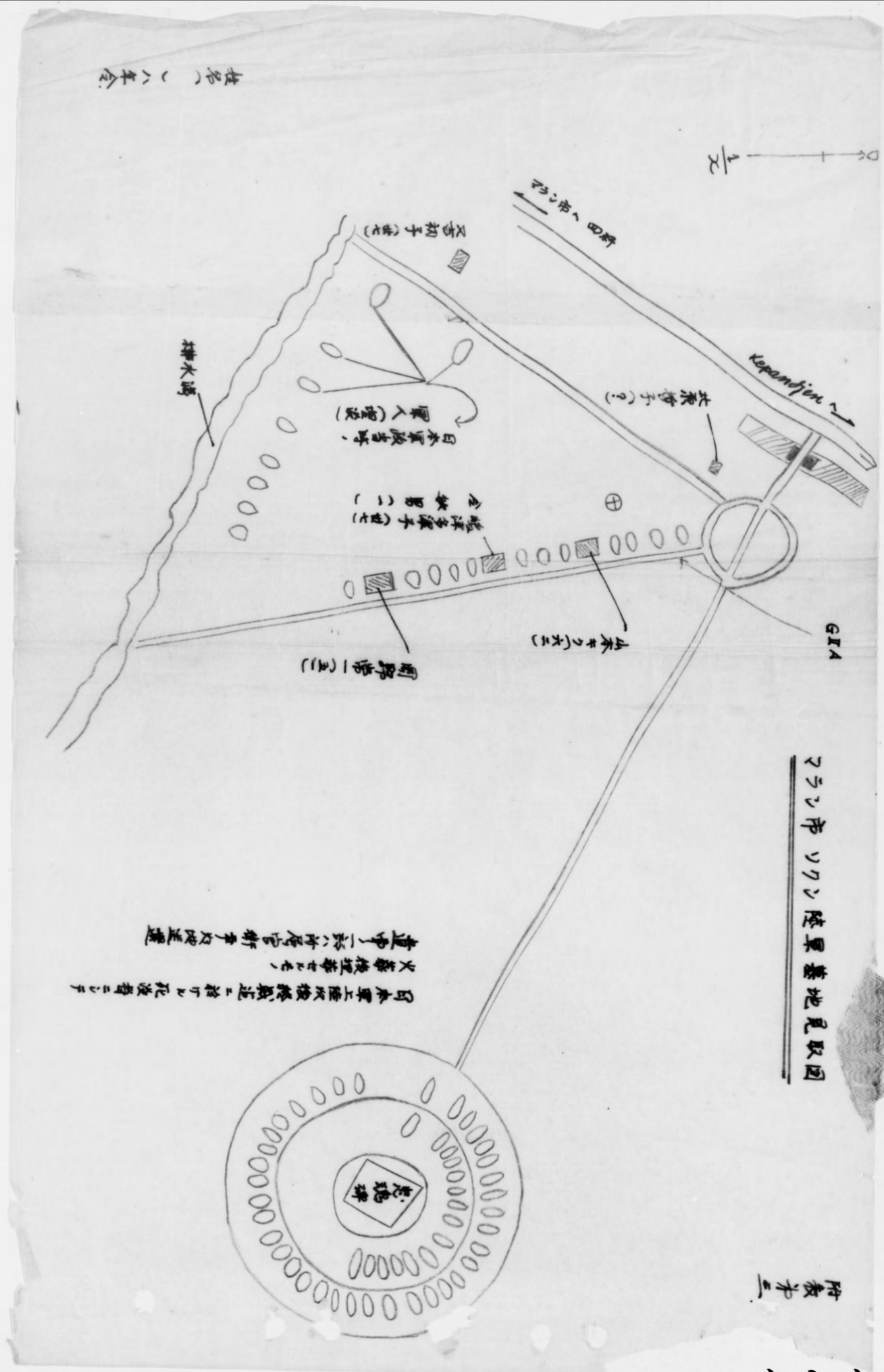
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan



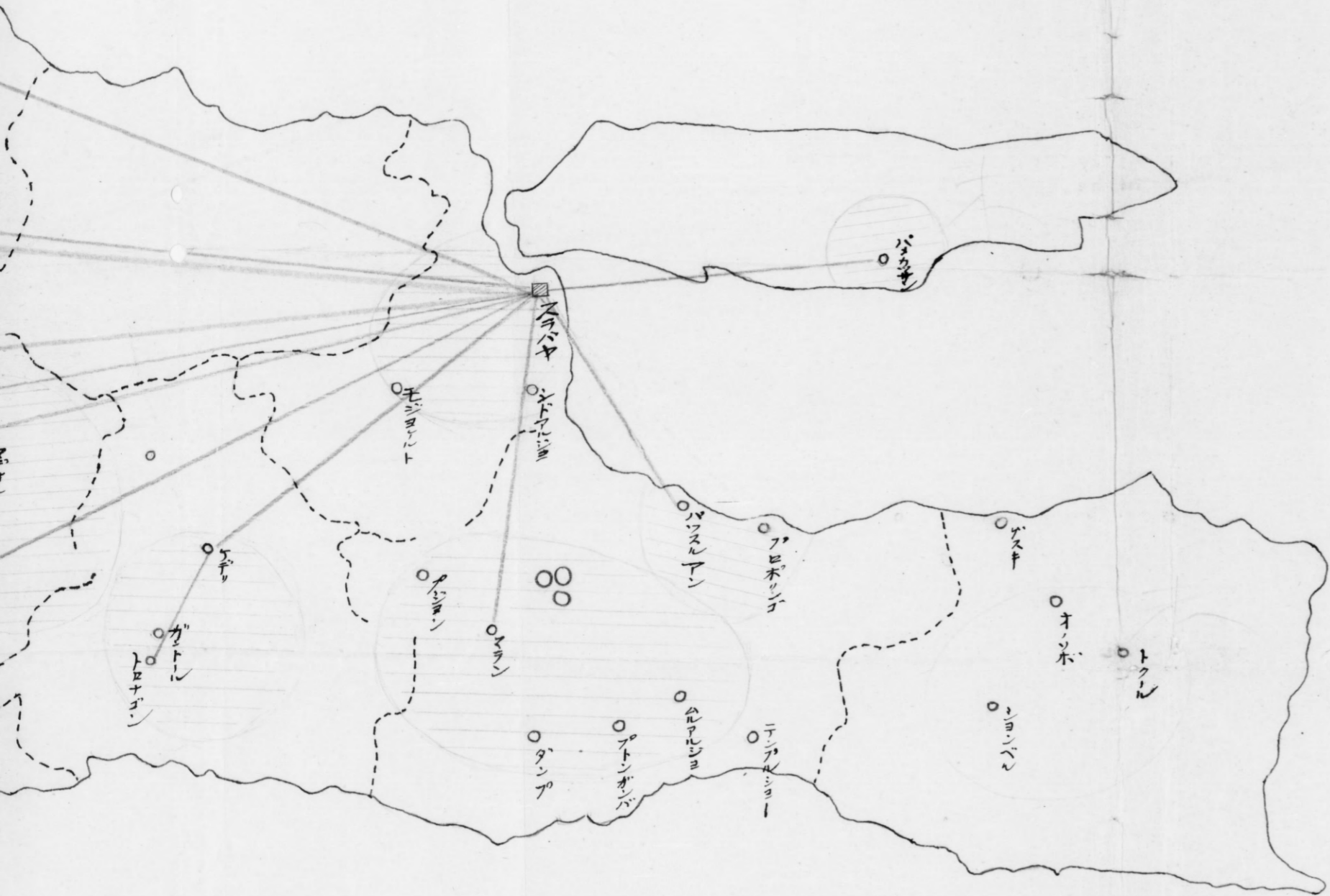
RG'-0002

0193

中東部略圖

15/8 日現在

本表に基き調査宛予分送付する
且し島内中東部方
線付当館調査機関。伸びこぬる地莫を示す



RG'-0002

0194

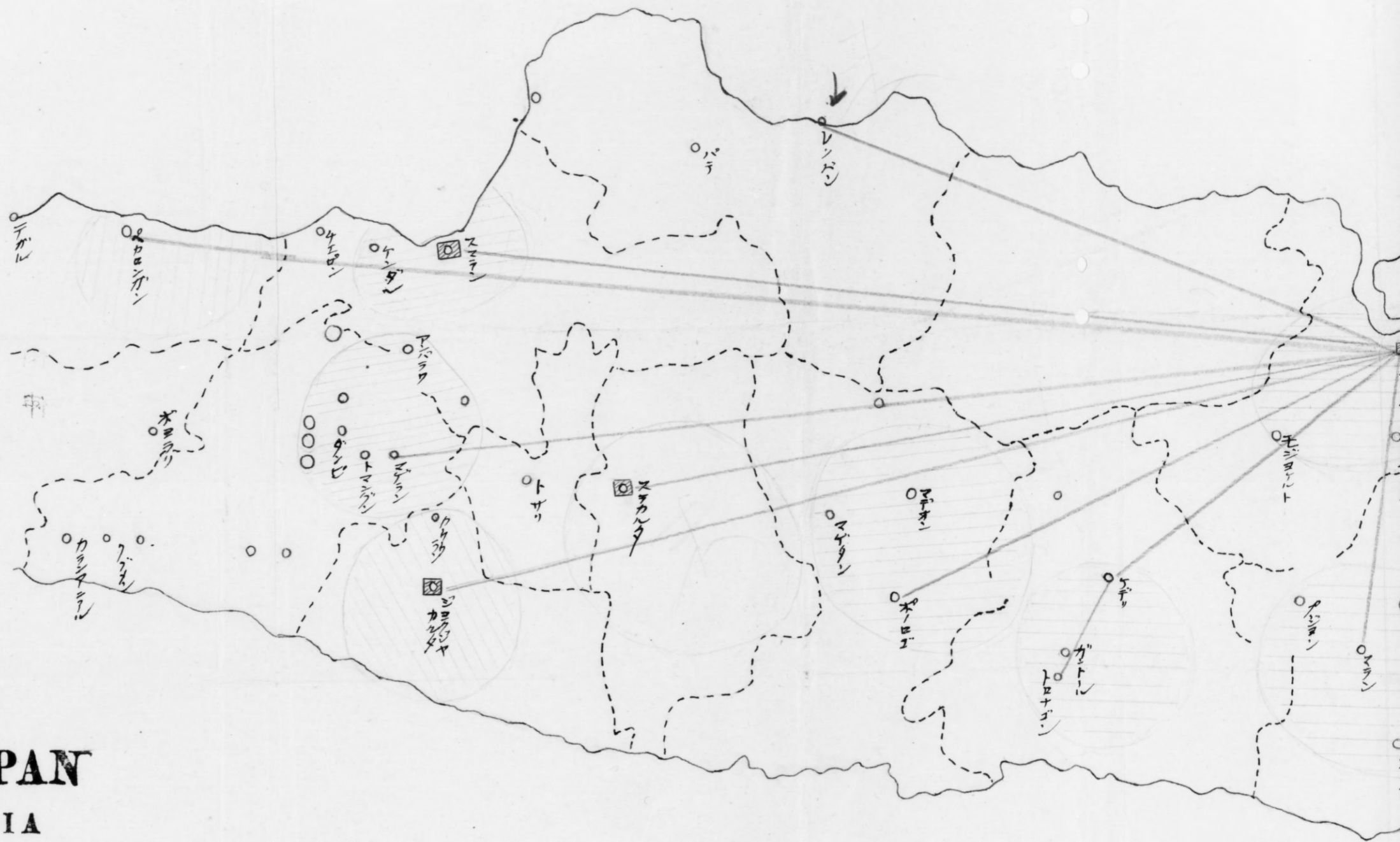
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



CONSULATE OF JAPAN
SURABAYA INDONESIA

RG'-0002

0195

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

シヤカ
ルタ
リ
ノ
遺骨調査

シヤカ
ルタ
リ
ノ
遺骨調査

ア
ジ
ア
課
長

シ
恩
普
第
四
六
六
号
昭
和
二
十
七
年
九
月
三
日

ア
ジ
ア
局
長

第
五
課

引
揚
骨
事
務
課

ア
ジ
ア
1932.10
第
一
課

別
紙
添
付
27.10.7

外
務
大
臣
臨
時
身
殿

總
領
事

武
野
義
治

シ
ヤ
カ
ル
タ
リ
日
本
領
事
館
印

遺
骨
調
査
に
関
す
る
件

送
り
シ
ヤ
カ
ル
タ
リ
の
骨
骨
理
の
ペ
タ
ム
ブ
ラ
ン
墓
地
を
視
察
の
際
同
墓
地
内
納
骨
堂
に
別
添
リ
ス
ト
の
通
り
元
陸
軍
遺
兵
少
佐
小
木
孝
一
以
下
計
三
十
八
箇
の
遺
骨
が
白
天
の
相
に
収
め
ら
れ
骨
置
さ
れ
て
い
た
。
右
の
遺
骨
を
日
前
日
本
人
会
社
に
委
託
し
て
一
に
取
扱
す
べ
し
と
考
え
ら
れ
骨
置
さ
れ
て
い
た
。

日
本
政
府
在
外
事
務
所

記
帳
済

右
の
遺
骨
は
終
戦
前
以
上
に
奉
還
さ
る
べ
き
の
お
動
乱

日
本
政
府
在
外
事
務
所

外
交
史
料
館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国
立
公
文
書
館
ア
ジ
ア
歴
史
資
料
セ
ン
タ
ー

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0196

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
木下	泊	岡	戸村	小杉	黒山	園本	辻本	大浦	石野	柳田	中川	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉	笠倉
鎮	歳	忠	有	勝	勝	貞	政	文	好	治	忠	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定
確	良	雄	三	大	三	順	平	夫	彦	治	三	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定
三ツ連航会社					三菱重工東洋長崎造船所	京成府	東京部	塩野義塾株式会社	スミヤク造船所	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社	三ツ連航会社
	兵庫																							

日本政府在外事務所

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
吉野	越	萩	平	吉	宮	飯	小	荒	坪	山	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順
友	塚	原	山	松	崎	不	澤	瀬	上	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
作	新	源	子	兼	康	清	三	照	哲	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學

日本政府在外事務所

昭和八年九月五日調査

RG'-0002

0197

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No 7

三ノ橋渡不、後期調査
に於て中野

外務大臣

アジニ課長

マシア局長
シニ秘第四八号
昭和二十七年九月三日

在ジャカルタ日本領事 藤野 義治

外務大臣 岡崎 勝男

インドネシア共和国における新設着伏着に由る件

七月七日付五五合第五三〇号貴信をもちて御承知の
本件上掲の管内各地の調査完了を待てるは従って
報告が遅延するのことでありあえが左記の通り第一次
報告書を提出する。

記

マシア局長
第五課
主務課長
27.10.7
別紙添附

上林 喜四郎	マシ運航会社社長	北海道	マシ
藤本 重治	マシ運航会社技師	北陸	マシ
下 明			
下 明			

日本政府在外事務所

記帳済

一、当館管轄区域の内

① スマトラのプキチンギ、パレンバンの墓地については、目下在米の日本人会長石井正治氏に本件調査を照会中につき、結果判明次第報告する。

② シンガポールのシカルタ地区の墓地は別添リストを通りタシシシンプリオリ及びカンホンマカサルその他に散在しているが、茲我以特別の管理者なき前に其の廢棄に關する事は事案であるが、現住民の反感に依り其の廢棄に關する事は行ない。また前記墓地の他シカルタやパロド、刑務所裏には各墓兵士依り六十名の戦犯処刑者の埋骨地がある。(六十名のリストは既に復査局で保管してある由である)。

日本政府在外事務所

のは別添二の奥地にあるものは若干あるを調査する必要がある。

③ 古紙況に対し日本政府のとりかたは、本館の所見としては、日本軍占領中より隨分此の反感のたふたふに抑拭せんことなす。今日、陣更に戦死者供養等を行ふことは遺憾なくいたすに子民感情を刺戟するのみならず、時期並には認められなすが、特別の犠牲者なきを、警戒する。葬草に被われ、墓草に生るるものなきも、墓地は、とりあえずインドネシアの管轄と連絡し、且各地の残留邦人を管轄し、諸掃その他管理と連絡なきを期することとする。

日本政府在外事務所

独歩一五二大	南三通	二七旅團二女隊	兵自一六七中	歩四七	十六軍自動車	二七旅協崎	山砲四八聯	独歩一五二大	台歩一	独歩一五二大	三七教飛	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	伍長	
坂辺寅雄	川崎平内	神谷政夫	竹内捨一	西方正巳	松下忠一	竹内明之	前野良二	大櫃政市	林弘	宮崎義晴	赤羽莊一	富田元司
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	タンジョンプリオク

日本政府在外事務所

野残砲四〇	九航通	十六軍自動車	九航空	独歩一五二大	二〇野航	歩一五一六	爪俘收沙	南野造	同	歩四七	部隊
伍長	同	同	同	同	軍曹	同	准尉	少尉	同	大尉	埋葬者
森川孝太郎	山口庄太郎	宮川一郎	池田光吉	宮崎鉄男	池田靖秀	野村一郎	山崎武夫	田口一郎	五十嵐力	藤田克巳	氏名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	タンジョンプリオク	場所

日本政府在外事務所

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0200

独歩一五一大	九航通	三船瓜支	〃	〃	〃	独歩一五一大	〃	三船瓜支	八木部隊			
〃	〃	〃	〃	〃	上等兵	〃	〃	〃	兵長			
山崎岩男	村岡哲生	福田正	神谷健一	大澤行一	山藤正徳	菅善彦	横田俊壽	山本實美	保岡徳雄	能見初夫	片山久好	伊藤勇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	タンジヨンプリオク

日本政府在外事務所

三船瓜支	独歩一五一大	三船瓜支	独歩一五一大	二七旅司	二〇野航	八木部隊	三航瓜支	二〇野航	独歩一五一大			
〃	兵長	〃	〃	伍長	〃	〃	〃	軍曹	中尉			
中光正夫	梨木一夫	設楽政義	水田健治	大竹大吉郎	佐々木繁	川島誠一郎	孝野朝夫	尾脇恒正	北垣戸勉	中平狂	和田弘	青地鷲雄
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	タンジヨンプリオク

日本政府在外事務所

独混二八旅	十六軍自動車	独混二八旅	独歩一五七旅	台歩二	一。二海軍施設部	南洋倉庫	日本映画社
中尉	上等兵	一等工員	臨時看護婦	南洋倉庫	南洋倉庫	南洋倉庫	南洋倉庫
黒田素一	天井富士松	藤本通好	阿部長八郎	川瀬茅英	福吉行雄	藤井新一	鈴木三郎
カンパシマカッサル	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

日本政府在外事務所

三船瓜支	海軍	軍政監部	十六軍経	海軍	軍政監部	十六軍経	海軍
一等兵	主兵曹長	上兵曹	技手	司政官	一兵曹	通譯	邦人
鬼塚実	福山辰巳	上岡陽	外山勇	森佳三	横塚俊三	川崎富夫	毛利正夫
タンジョンプリオク	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

日本政府在外事務所

RG'-0002

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主信	1	2	3
附			
属			
備考			

アシア局
カニ課長
昭和局
カニ課長
縣案

文書課發送	第一課長 昭和八年七月七日	浄書	正校(原稿)
管主	アシア局長	昭和八年七月七日	昭和八年七月七日
任主	カニ課長	昭和八年七月七日	昭和八年七月七日
第 半公信	号 昭和八年七月七日	日附	昭和八年七月七日
受人信	山口縣小野田市中川町 南方遺棄家族会 会長 三隅俊一	信發	外務省 アシア局長
先付送写	名 件	名 件 録 記	4
英靈供養並に生存者送還に因する請願書	インドネシア共和国における英靈供養並に生存者送還に因する請願書	名 件 録 記	1

文書課長

28.7.3

アシア局
28.7.2
第一課

記帳済

受領致しました。

昭和八年七月七日

英靈供養並に生存者の救済に因する請願書

其の程 謝意に堪えぬお礼でございます。

政府におきましては、此れ南方諸地域に残留して

いる生存者については戦後の集団引揚終了後

もなお関係諸子に要請致しまして一人でも多く

救出し故にお礼に値するよう奮力を払って参ります。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0203

リ、^{リ、}オーストラリア、昨午中にし約二七〇人が帰
還してあります。

最近におきましては、ニルラの地域にハミ
公館が設置されるので、ニルラの公館を
同僚の政府と連絡の上移る者の調査、希望者の
内地送還に一方の努力を払っている次第であります。

外務省

は、ニルラやババは別とし、かなり利便して参り、

その調査により希望者と現地移る希望者
多く移住としてその希望に添えるよう努力
している。ババ^{ババ}移住^{移住}の希望者も多
数移住の意向、希望の慰問並に送還に
ついても、政府は十分に今午南方八島の定規を終
り、また今夏にはアワ島之^{アワ島}慰問並に送還

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0204

ソコで遠慮の心なつていふ次第は申承念の如くあり
ます。

二ノリヤニヤロの取扱名の遺留の感懐送還に
ついで、未だ未だなまらぬ事ありせんか、
進々厚生者と

非協議の上、同僚ある交渉は、
云々

を考へてあります。

イントネシヤロの取扱名の遺留は復発局

外務省

持主が不明

の調査に像は、概ね復発局に持主簿

趣でありませぬ、
趣

後において、
後

中亦同僚前記の如く協議

未だ未だ未だなまらぬ事ありませぬ。

未だ未だ未だなまらぬ事ありませぬ。

未だ未だ未だなまらぬ事ありませぬ。

外務省



東京都港区芝田村町一丁目
 外務大臣
 田崎勝男 殿

古事記の事
 尚返書申し上布望す
 敬具

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

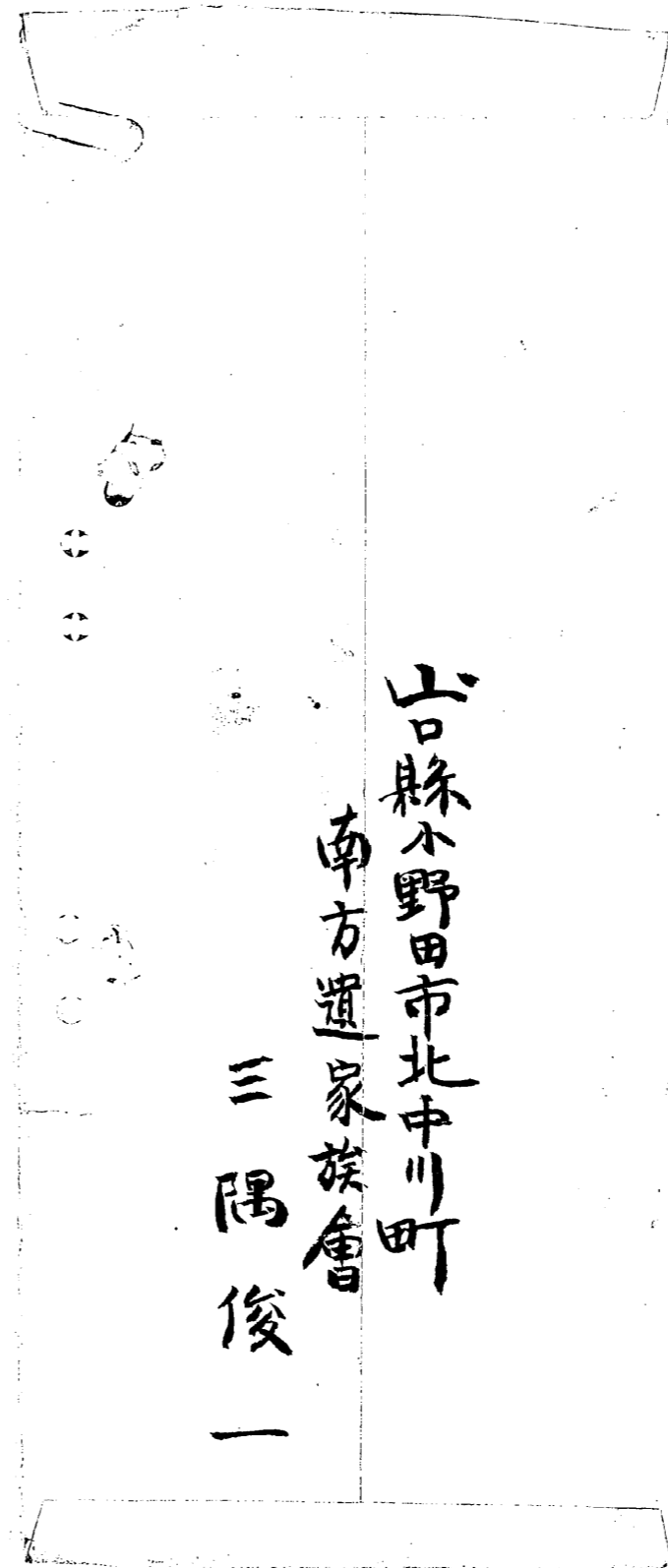
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0206



RG'-0002

0207

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

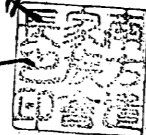
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

請願書

吉縣小野田市中川町
南方遺家族會
會長 三隅 俊



○ ○ ○
○ ○ ○
○ ○ ○

RG'-0002

0208

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アジア局長

第一課長

第五課長

主席事務官

引揚班

アジア局

第三課長

願書

昭和二十八年

月 日

28.6.24 第三課

0180 7.29.96

山口県小野田市北中川町

南方遺家族会

会長

三隅

俊一

副会長

大池

善栄

副会長

山崎

英正

インドネシア共和国に於る英露供養並生存者送還に関する請願

今や独立国として国際社会の一員となり新日本再出発の今日鋭意民主主義国家殊更東南アジア諸国との過去の不安や誤解を一掃し相互の理解と親善を計る特別考慮の基本対策として嘗ての惨虚強制行為と甚大なる損害に対する賠償を解決せざれば批准なく批准なくして平和なく親善なかるべし

最近政府の賠償並引揚問題に關し積極的具體化に努力せられつつある事実は独立第二年国民全般も待望八年に及び硫黄島及南太平洋七島の如き既に整理済も有之生等の関心も最高潮し当局の至尽なる配慮の成果は信に感謝感激の至りに堪はず 蓋し国際平和と理解親善の貢獻は

先ず東亜の互恵共存より始り主題の解決も亦茲に存するものと愚考す
此期に於てインドネシアに於ける戦没者二十一万柱の英靈供養並に
転埋は我國民に於ては永年の悲願義務のみならず現住民は待望の念願
にて正に一石二鳥殊更今回の大戦に従軍し親しく目撃せし無数の点在
する無縁の墓標中には既に見る蔭もなく人馬に踏み蹂られ亦是草原森
林に埋れニューギニア島等十一万柱の白骨は山野海浜に其のまゝと
關く
尙未帰還者に付てはインドネシア全域にては相当数尙生存し或る者
は山中草原に苦生を送り或る者は国風に従い回教徒となりて難を逃る
回顧すれば戦後既に八年出陣の時は日の丸の波に埋れ歎呼の内に後顧
の憂なき事を誓いて安心せしめ敢然として最愛の妻子を残し父母兄弟
を後に祖國の危急存亡に際し自己の利害も生命も亦肉身の愛情も顧み
ず一切を挙て義勇奉公の赤誠を致し母國を想う純情の炎に驅れ速き異
國の空に進軍亦前進不幸遂に逝く
然も死して至上の純情も裏切られ肉は鳥獸の餌となり今尙空しく風に
吹かれ雨に晒され頽れ果て、異郷の土と化し魂魄は無言のまゝ恨みと
呪咀に嘯き乍ら永久酷熱の太陽下に迷いつつある白骨さえ見向きもさ
れぬ冷酷さわ如何に言葉を尽すも一錢五厘のハガキに召集され道具以

下に扱われ死して土魂と等しく見向もされず恨みは永遠に消え難かる
べし

亦他方遺家族は遺骨を待ち侘びつゝ衣食住に狂奔し其日々々の生活難
に表面運動化する力もなく只々心中に如何なる風に向何処に斃れしか白
木の箱に石、砂、ヤシの葉亦何ものもなき空箱を受取りて承服し得ず
柱力を失い流浪しつつかある肉親の号泣こそ吾人國民えの抗議と絶望の
慟哭を見逃す能はず戦争の惨禍を冷酷に看過しつつかある怠慢惑こそ
慄然たる事を痛感し生等八千万の重責を回顧し一日も早く戦死の模様
を詳しく調査し英靈に供養し白骨の拾集、墓地整理亦生存者には暖か
き手を伸べ内地との連絡を計り生死不明は現地に最善の努力を払いて
清算し不当の墓地に対しては他族蔑視の悪念を改め住民に深謝し心か
らなる國民の総意を反映し国交を恢復し尊き犠牲者遺家族に誠心申訳
なかつたと侘びて諒承を求め戦禍を一掃し度不肖兼てよりの宿望のみ
ならず当時第二方面軍中小生最年長者として尙インドネシア在住三十
六年に及び全般に渡り津々浦々に至るまで言語、風俗、習慣、宗教等
些細承知仕り当時累々たる原住民の情報を積み亦現情を目撃せし悲惨
事は其一部にも拘らず日夜良心の責苦に堪ず昭和二十六年四月以降民
間各団体と連絡を終り同年十二月十二日上京し其後昭和二十七年三月
十五日、五月二日、昭和二十八年二月一日の三回請願書を提出し三月

十五日付請願書は最高機関たる衆、参議院を全会一致を以て採択されしも二十八年二月一日の請願書は議会の解散の爲其まゝとなり実現化未し悲願の達成を祈願し茲に主題の件に付第四回の請願書を提出す抑々祖国の独立と再建に当り先づ国民精神の基礎を宗教以外に求むる事は不可能と同時に回教徒は全力を挙げて回教の戒律に突進する事は多言を俟たず然も回教徒は遠く西歐より東亞に伸び人口四億宗教より総てを律する国家群たる事はアラブ十二ヶ国の如く既に各個民族主義を超越して宗教民族主義に発展しつつあるを見るも想い半ばに過ぎん然るに日本占領中三ヶ年半傍若無人の暴軍政は伝統や宗教等あらゆる面に勝手気ままに振舞い学校は閉鎖して軍用に病院は挙げて軍医部に没収され公共事業は軍専有し甚だしきは現住民の私有土地に無断に墓地を作り墓標を並ぶるが如き同じ仏教徒日本人相互間といえども他人の無断に私有地の住家近辺を勝手に墓地化され快諾するが如きはなかるべし

英霊とし祭る国民の尊き犠牲者は異教徒の無嫌に埋れ朝夕彼等の目を焼き胸を焦す点在する無数の墓標は日、イ、親善の敵標化す多くの事実不幸は当然も亦当然と甘受する外なかるべし

此回教徒諸国に対する吾々日本人は戦前と異なり外交官は勿論各個人

渡航者と雖も郷に入りては郷に習い今少し回教の戒厳等をも学び無宗教無信仰と反対に原人視せらるゝ如き言語行動は須べからく謹むべき事を警告再記す

尙インドネシアは豊富なる多種資源を有し地上物資としては世界一のキニーネ亦スマトラ煙草の品質、ゴム、石油、茶、砂糖、コブラ等地下資源は今尙永眠する無工業国家に人口八千万此如き宝庫の市場獲得は近隣の大国等に多くの期待なき目下の情勢に於ては片時も緩かせになし能わざる相互間の生命線と申すも過言なかるべし

然し乍ら総ては理解と親善を基盤とす、今日果してインドネシア国民は日本を如何に批判しつつ有るや不幸にも戦時中三ヶ年半横暴極る軍政の犯したる重大罪悪は痛烈なる批判を受けつつある事を顧みて過去の非行を峻厳に反省し其非を深く懺悔せざれば戦前日本に対する信頼や親密は過去の夢と去り憎悪ふんまんは各方面に表面化さるゝ事を記憶すべきである

要するに現住民の私有地に於ける墓標は一日も早く聖地に転埋し過去の暴政を謝罪すべき事を再請願すると同時に不肖の所信として第一謝罪の意を表明し第二步として日本国上級学術より一円の希望者よりの寄附を国民運動として起し其集金全部はインドネシアの独立を記念し学校並官庁に国旗を送り永くへんぼんと高く輝かしめ相互親善の祭とし尙得れば直接他に国民と国民の親善好情を結ぶ身心込めし送品もあ

るべき事を切祈す
終りに望み昭和二十六年十月二十日、十二月十三日、昭和二十七年一
月三日、一月六日と紙上に報道されし為意外の反響を呼び机上開い合
せや依頼状累積するのみならず態々遠地より来訪を受け切なる抗議を
暗きすゝり泣きに変え涙乍らに切々の陳情に何と御返事申し上ぐる言
葉もなく痛烈に私情をゆすぶり平静はかき乱され筆取る手も思ふにま
かせず微力乍ら些少なりとも期待の万分の一なりとも尽さん事を念願
する苦慮非痛は筆跡の致す能わず要は実現化の進捗を切望し不肖乍ら
戦前戦中インドネシア在任三十六年間の体験と研鑽とが相互の熱望と
和解親善に貢献し得ば身命を奉公に捧げん事を建言し請願を生命の絆
と本書を認む
希ば前述の理由により慎重御審議を乞い至急適宜の御処置あらん事を
切望し本請願を提出す 幸に御明断賜らん事を

頓首謹言

外務大臣

田崎勝男

殿

山口県小野田市北中川町
南方遺家族会
会長 三 隅 俊



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

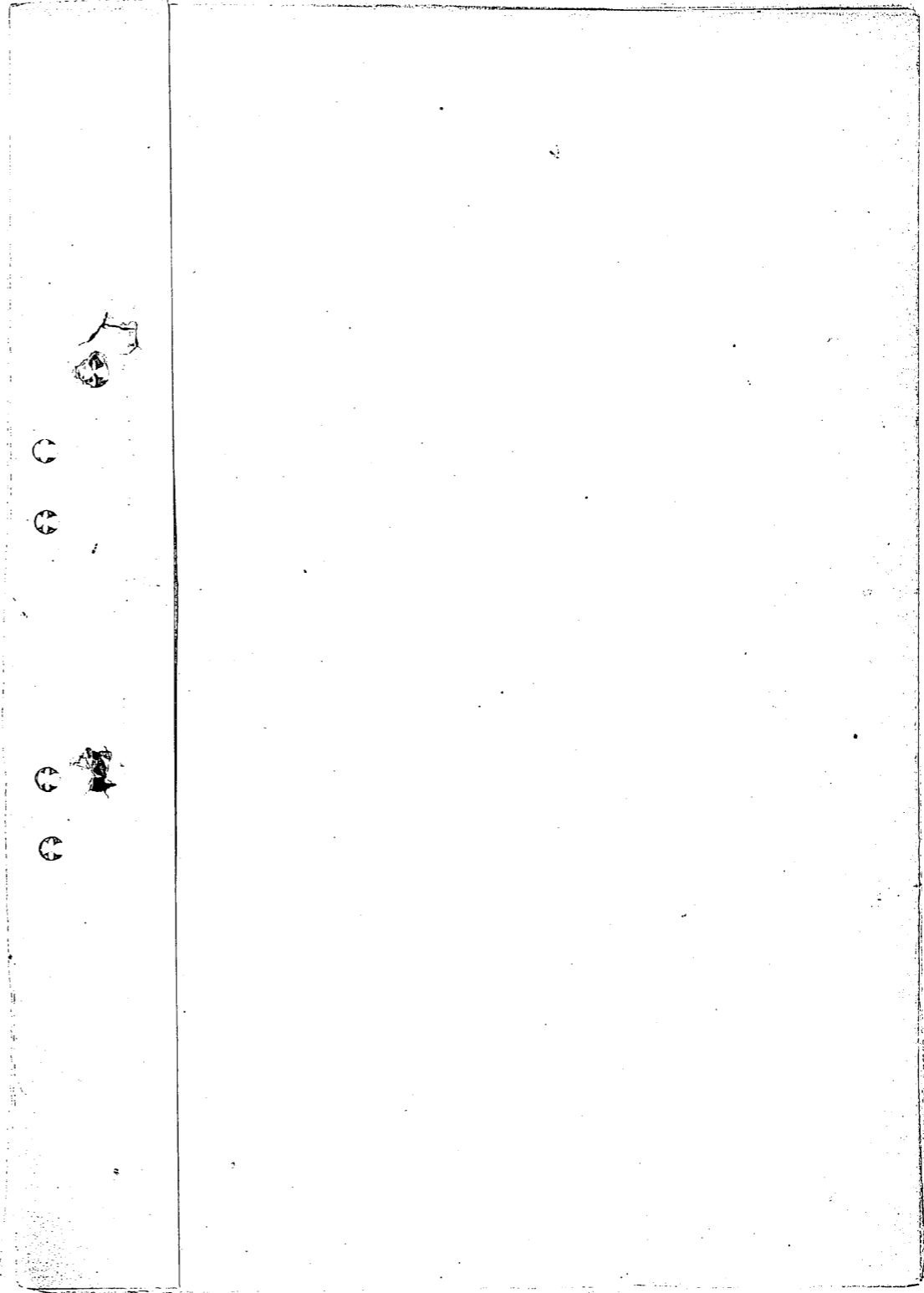
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0212



RG'-0002

0213

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

49

G. 3. 2. 0. 2.

28. 8. 18

183

アジア局長 第三課長

スラバヤ 第一六〇 號

昭和二十八年八月二日

在スラバヤ日本國領事館

領事 岩田 龍夫

外務大臣 岡崎 勝男 殿

故 小ノ井 謹一郎 の墓所 に関する件

本月五日バニワング(ジャワ島東端)華僑總會々長 林懷徳並にマラン華僑總會々長 韓江如云が 當館を来訪し、故小ノ井 謹一郎の墓所改

在外公館

記帳済

修のため許可書と要求して来たが本館は曰く、
國文關係を考慮し即答を避けて曰く、連絡
の上回答するに日約した
右中國人兩名の陳述によれば、故小ノ井 謹一郎
は日本軍政當時、參謀部別班の軍属として
バニワング地区華僑班に勤務していたとあり、
ハニワング華僑總會々長 林懷徳とは極めて
親密の關係にあつた
一九四五年八月十五日終戦の報に接するや、前途
の情勢を悲觀し、氏名、生年月日及母親の
住所本籍地を一葉の紙に記したため、林懷徳に依
托し、後日當地に日本領事館が設置されたた
らば、本紙に記した母親の住所に連絡して頂きた

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0214

二
 いと申添之 同月十八日青酸加里を以て服毒自殺
 をとヤキ
 死後林懷徳は口宛てた遺書が發見されたが内容は
 は大略左の如きものであった。
 一、軍力の指輪は遺品として林懷徳に與える。
 二、墓は中國人墓地に建立するよう希望する。
 三、墓所建立の費用として軍費三千元を同封
 する。
 仍つて林懷徳は故山野井氏をブスキ州バニワンギ
 縣グンテン郡カリバル村に埋葬し、葬儀を施
 行した。なお本葬儀にはジャカルク参謀本部
 代表者及び多数の参列者があつた由である。
 一九五一年七月七日林懷徳は六回忌の法事を営
 了。

在外公館

三
 んだが暮所寸荒瘠してあり、林懷徳は墓地改
 修を思ひ立つたが、將來日本領事館との間に問
 題が發生した場合を考慮し、墓地附近の
 國住民の感情及び今回當中、官の諒解を取
 リつけるため前記の如く當館へ来訪したものを
 ある。
 なお改修の経費に關しては林懷徳は第一回目
 の改修の費用(註一)を官中概算總額を問うたが本
 人は明答しなかつた。これは故人といふ今なお兄弟のよう
 な氣持に溢れてあり是非とも私が負担したいとい
 申出ている。
 右の如き事情であるから本件墓地改修に關
 する林懷徳の厚情を受け容れらるること
 である。

在外公館

懸案

主信用執務用					
主信					
附 甲					
乙					
丙					
丁					
備考	G.S. 20 X				

文書課送日	昭和十八年八月廿四日				
主 管	三第 二〇四七号 昭和 第十八年八月廿四日 附 函 在 主 菅 課 長				
受 信 人	新潟県北蒲原郡新発田市 市長 村田三部				
信 名	外務省 倭島アジア局長				
件 名	故山井謹一郎の墓所に關する件				
先付送写	20 117				
名 件 録 記					
公 信 案	別班の軍艦として、同島のバニワンギ(島の東端)地区華僑班に勤				
外 務 省					

記帳済

文書課長

可否に付如何分り御指末を賜ふるともに故山井
 謹一郎の母親(現住所)新潟県北蒲原郡
 新發田町 () に対して然るべく
 御通知方御取計に相成りたい。
 送信先 ヤカラヲ

務と云ふ。安市出身者と推定される故、山井謹一郎（母親の推定住所、新
 津県新津田市）
 此し安市内に道後在住ありは、右しかるべく傳達方を取り計らう煩わし
 くと、右依頼する。
 なるもの際、左記が三項、「故山井謹一郎の墓所改修に當るハニマ
 ニギト華僑總會会長より存情を受け合はるるもの可否に付する件」に
 之、道後の意向を聴取の上、当方為答を以て仰通報復せしむ、右併せて

公 信 案

外 務 省

一、三月五日、ハニマニギト華僑總會会長林懷徳より、マラン華僑總
 会会長韓江赤云の兩名が当館（マニマ日本領事館）を来訪し、故山井
 謹一郎の墓所改修の目的の許可書と要請して、マニマが本館は日米國
 交關係を考慮し即答を避り、本國の關係と連絡の上回答する旨約ら
 右中國人兩名の陳述によら、故山井謹一郎は、日本軍政当時、シマウ

公 信 案

外 務 省

記

依頼する。



派遣軍司令部別班^班の軍医としてハニマニ地を華僑班に勤務して
いたとあり、同班の華僑總長が故林懷徳とは極く親密な關係
にあり、

一九四五年八月十五日、終戦の報に接するや、前述の情勢を悲觀し、
生身の日あるが母親の住所本籍地を一葉の紙に認め、林懷徳に依
托し、後日、当次日本領事館が設置されたならば、本紙に記した母親
の住所に連絡して頂きたいと申し添え、同月十八日、青酸加里を以て

公 信 案

外 務 省

服毒自殺と認められた。

死後、林懷徳の宛てた遺書が発見されたが、内容は大略左の如き
のであった。

一、軍力の指輪は道品として林懷徳に与ふる。

二、墓は中国人墓地に建立するよう希望する。

三、墓所建立の費用として軍票三千円を同封する。

よる、林懷徳は故山井父をフスキ州、ハニマニ県、クラン郡カリバル

公 信 案

外 務 省

村に埋葬し、葬儀を施行し、なお、本葬儀は日本軍司令部代表
者および多数の参列者があつた由である。

二、一九五一年七月七日、林漢徳は大同忌の法事を以て官舎が墓所は荒
廢あり、林漢徳は墓地改修を思ひ立つたが、将軍日本領事館
との間の問題が發生した場合を考慮し、墓地附近のインドネシア住民
の感情を考慮し、今回本官の諒解を取りつけるため、前記の如く、当館
へ来訪したものとある。

公・信・案

外務省

英右墓地改修の経費に關しては、林漢徳は、「お題目の改修の費用
(該本官より概算總額を伺うたが、本人は明答しなかつた)は、故人とは今
なお兄弟のような氣持に溢れあり、是非とも私が負担したいと申
出てゐる。

三、右の如き事情があるから、本件墓地改修に關する林漢徳の事情
を受け容れることの可否は、何分の御指示を賜ふことと故山、井謹一郎
の母親(現住所、新潟県新井市)に對しては、

公・信・案

外務省



46
12

アジア局長 第三課長
 スラバヤ 第一九 號
 昭和二十八年十月五日
 在スラバヤ日本領事館
 領事 岩間龍夫
 外務大臣 岡崎勝男 殿
 故山ノ井謹一郎の墓所修理に関する件
 本年八月十二日附往信オ一六〇号を以て照会済の標記の件に関し
 ては、バニウニギ華僑總會々長林懷徳へ回答する都合もあり、
 何分の儀至急市回示相成りたい。
 (本信写送付先 ジヤカルト總領事)

在外公館

記帳済

28.10.27
 28.10.27
 107

公文書

外務省

通知方お取計り煩わしく
 誠に恐縮です。

RG'-0002

0220

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

0221

公文信案	
住所(新潟県北蒲原郡新井市)と唯(の手)	
縣に新井市当局を通じ道族の現住所を調査し意向を調査中	
(未だ調査の状況不明)	
十月二十八日	
却了承認あり	
外務省	

63202 懸案

主信	甲	乙	丙	丁	備考
					航空便

文書課長	文書課長
主任 野呂 茂	主任 野呂 茂
主幹 野呂 茂	主幹 野呂 茂
主任 野呂 茂	主任 野呂 茂
主任 野呂 茂	主任 野呂 茂

昭和三十二年十月二十八日

名件 先付送写 名人信受

在不在
岩間領有

名件録記 名人信発

岡崎大臣

故山井謙一郎の墓所修理関する件

八月十日付世信才三〇号が十月十日付世信才三九号の件に
同じく、目下、台頭世信記載の故山井謙一郎の母親の推定

20 135

正校 附稿() (淨書)

昭和 28 年 10 月 28 日 起草

附風 未定

公 信 案

外 務 省

〇の墓所改修に關するインドネシア・バニワンスター華僑總
 會長よりの厚情と受け答へたること、可否に關する件」に付ては、同
 會長へ回答する都合もあり、何分の儀を急いで回答願わたくし、
 右依頼する。

発信用執務用		縣案	
主信	甲	乙	丙
附	乙	丙	丁
属			
備考	B. 2. 20. 7		
文書課発送日	昭和 28 年 10 月 28 日	主 任	オニ課長
主 管	第 二、三、四、五 号	附 属	下ノ一
受 信 人 名	新奔田市役	信 件 名 録 記	29 137
先 付 送 写	故山井謹一郎の墓所に關する件	信 件 名 録 記	外務省アジア局長
名 件	本年八月二十日付披露要三才二四七号を以て照会されたの故山	校 正	(原稿) (浄書)
公 信 案	井謹一郎(母親の推定住所 新潟県新奔田市	昭 和	28 年 10 月 28 日 起 草
外 務 省		附 属	下ノ一
		記帳済	

RG'-0002

0222

アジア局長 第三課長
新芝社福オ一三七四号

昭和二十八年十一月二日

新潟県新発田市長 近

勇

外務省アジア局長 殿

故山ノ井謙一郎の墓所に關する件回答

本年八月二十日付貴信並三オ二〇四七号をもつて照会の故山ノ井謙一郎の墓所改修の件、故謙一郎氏の実母より左記の通り回答を得ましたので報者致します。

記

一、インドネシア、パニユワンギ華僑総会長の御厚情に感謝し墓所改修を快諾する。

二、改修経費は華僑総会長の好意に感謝するも自費改修にても可。

三、渡航手続具の他許されるものゝ有れば華僑総会長に感謝の意を表する為実弟は渡航を希望してゐる。

G' 3. 2. 0. 2

15 66



記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0223

主信	✓	✓	✓
甲			
乙			
丙			
丁			
備考	航空便		

813.21.2
懸案

公	信	案
記		
一、イネネシア、パネワングキ華僑總會長の由厚情に感謝し、其 二、の認められる。本件、同会長と連絡の上、しからざるべく処理せられ バネワングキ華僑總會長の厚情を受け合はれ、差支なき 住民におき、別、異議なき場合におては、本件、其所改修に因する 其所改修と決議する。回答があったら、其所改修のイネネシア 外務省		

文書課 課長 文書課 課長	文書課 課長 文書課 課長	文書課 課長 文書課 課長	文書課 課長 文書課 課長
主 任 主 任	主 任 主 任	主 任 主 任	主 任 主 任
名 件	先付送写	名 人 信 受	名 人 信 發
故山井謹一郎の其所に因する件		在スラバヤ	岡崎大臣
新津島新由田市長と通じ、故謹一郎氏の金母より左記の通り		岩間領事	12 113
名 件 録 記	名 人 信 發	昭 和 28 年 11 月 11 日 起 草	昭 和 28 年 11 月 11 日 起 草

文書課長
昭和28年11月11日
昭和28年11月11日
昭和28年11月11日

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0224

51
18

平井三郎

暁に本年八月十二日付往信オ一六〇号をもつて仰指示を仰いだ本件に
関しては、本年十月元日付貴信五三才五二号を以て、中間的仰指
示に接したので、別添甲(邦訳文とも)の通り、直ちにバニエワニギ華僑
總會会長林懷徳宛本官より右趣旨を文書により通報したところ、

故山ノ井謹一郎の墓所改修に関する件

外務大臣 岡崎勝男 殿

在スラバヤ日本國領事館
領事 尾龍夫

昭和二十八年五月五日

アジア局長 第三課長 坂
フンバヤ 第七四 號

別紙添附

97

記帳済

在外公館

公 信 案

外 務 省

所改修を快諾する。
ニ改修経費は、華僑總會長の好意に感謝するも、自費改修
にても可。
三、渡航手續その他許される限りであれば、華僑總會長に感謝
の意を表するに、余弟は渡航を希望している。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0225

今回さらに十月十二日付貴信三才五四号をもつて本件に関する決定的指示に接したので、直ちにその趣旨を別添(邦訳文とも)の通り、前記の林懐徳宛本官より通報した。

右通報に対し、今回別添丙(邦訳文とも)の通り、林懐徳より鄭重な書翰による回答に接したので、忝細石書翰により諒知相成りたく、茲に報告する。

なお、右書翰中に見られる林懐徳の故山ノ井謹一郎に対する肉親的愛情その他本人の眞摯な気持を故人の冥母へ然るべく傳達方配慮相煩わした。

本信奉送付
一シヤクシ総領事(八取)

在外公館

(訳文)

スラバヤ、昭和二十八年十月二十日才 324-19A-53号
在スラバヤ日本領事館
岩間領事

林 懐 徳 殿
墓地改修に関する件

謹啓

貴殿の要請による、故山ノ井謹一郎の墓地改修の件に关しては、本官より既に日本外務省へ委細照会致しておりましたところ、今回故山ノ井謹一郎の墓地改修に关しては、故人実母の意向を聴取するため、現在居住所調査中であるから、暫時待機相成りたつ旨の返信がございましたので、取敢えず傳報せしめておきます。

本件に关しては、貴殿末館の砌同件ハニカン・フン氏に電話連絡を致しましたか、同氏は既に支那本へ帰るの由であり、

在外公館

ましたので、書中を以て貴殿宛特報致す次第であります。
敬具

在外公館

(訳文)

スラバヤ昭和二十八年十二月十日

337-19A-53号

在スラバヤ日本領事館

岩間領事

林 懐 徳 殿

故山ノ井謹一郎の墓地改修に関する件

十月二十日付特信337-19A-53号に關し、

其の後、日本外務省より竹濠県新発田市長を通じて、故山ノ井謹一郎の實母の居住地を調査したところ、この程右市長を通じて
実母の快諾通知を左の如く報知し来たから特報せ申し上げる。
『今回のバニワニギ中華總會長の御厚意に深く感謝し、墓地改修

在外公館

の儀及び同總會長の墓地改修費用を貴希望は快く受けるが、若し必要ならば当方にて差支えある。また実弟は、若し事情が許すならば現地に渡航し總會長に感謝の意を表したい。

在外公館

(訳文)

バニワング昭和三十八年十一月十六日

林 懷 徳

在スミヤ日本領事館

岩間領事殿

謹啓

故山ノ井謹一郎の墓地に關する貴信有難く拝受するとともに、貴言の努力に深く感謝致します。

故山ノ井謹一郎の靈に報ゆる爲、直ちに墓地改修方手配致しますが、経費に關しては飽く迄私方において負擔致したく思ひます。

何故ならば、私の山ノ井謹一郎に対する心持は、私の父以外のものにのみならず、

機会をみて、私も、生前山ノ井謹一郎が愛慕していた実母に遺言並に傳言を傳報知するため是非一度後日致したく思ひます。

在外公館

Liem Hway Tik
Djl. Modjoroto 46,
Banjoewangi.

333

Banjoewangi, 16 Desember 1953.

COPY

Hal: Perbaikan makam.

Balas surat no. 337/19A/53.

Kepada
Jth. Paduka Tuan T. Iwama
Konsul
Djl. Sumatra 93,
Surabaya.

(別添丙)

Dengan hormat,

Surat Paduka saja telah terima dengan perasaan gembira serenta berterima kasih jang urusan tsb. sudah mendapat kabar dari Ibu almarhum Tuan Yamanohi.

Maka nanti sigera saja akan atur untuk memperbaiki makam tsb. untuk menjukupi pesenan jang terachir dari almarhum Tuan Yamanohi.

Tentang beaja d.l.l. itu semuanya akan saja pikul sendiri dengan sutji dan keichlasan hati, oleh karena Alm. Tuan Yamanohi saja pandang ada sebagai saja punja orang tua sendiri.

Pada lain waktu djika keadaan mengidzinkan saja akan berhasrat berkundjung kehad. Ibu Alm. guna menjampaikan kesan2 dan pesenan2 pada saja untuk disampaikan kepada Ibu Alm. jang ia tjintainja.

Maka berhubung kini masih musim hujan mungkin perbaikan makam tsb. saja dapat memulai pada bulan m. djika nanti sudah selesai saja akan kabarkan kepada Paduka Konsul.

Dengan ini supaja dapat dimaklumi serentak lagi sekali saja utjapkan diperbanjak terima kasih.

Banjak hormat saja,

(Liem Hway Tik).

在
外
公
館

なお、墓地改修に關しては、現在雨季にて作業困難と思われ、
ので雨季明けをまち、着手改修を考へてあります。また作業終
了の節は改めて市通知申し上げます。

敬具

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0229

Konsulat Djepang
Djl. Sumatra 93,
Surabaja.--

COPY

No. 337/19A/53
Hal: Perbaikan makam.

(別添)

Surabaja, 11 Desember 1953.

Kepada
Jth. Tuan Liem Hway Tik
Djl. Modjoroto 46,
Banjuwangi.-

Dengan hormat.

Sebagai landjutan atas surat kami No.324/19A/53 tanggal 20 Nopember 1953 jang lalu, dengan ini dipermaklumkan, bahwa kami telah mendapat djawaban dari Ibu Almarhum tuan Yamanohi dengan perantaraan Wali Kota dari Shihatta Nigataken, jang antara lain menjebutkan dapat menjetudjui maksud tuan guna memperbaiki makam itu. Bahkan ia menjatakan sangat bersjukur hati menerima kebaikan dari tuan Ketua C.H.C.H. Banjuwangi.

Mengenai beaja perbaikan dengan segala kerelaan dapat diterimanja dengan gembira, tetapi ia pun menjanggupkan diri untuk mengeluarkan beaja, djika hal ini kiranja tuan perlukan. Agaknja perlu kami terangkan kepada tuan, bahwa adik dari Ibu almarhum tuan Yamanohi berhasrat datang berkundjung ke Tanah Djawa, pertama2 untuk menjampaikan rasa dan utjapan terima kasihnja dihadapan tuan beserta Tuan Ketua C.H.C.H.

Kemudian harap hal ini Tuan maklumi seperlunja.

T. Iwama
Konsul.

Konsulat Djepang
Djl. Sumatra 93,
Surabaja.-

COPY

No. 324/19A/53.
Hal: Perbaikan makam.-

(別添)

Surabaja, 20 Nopember 1953.

Kepada
Jth. Tuan Liem Hway Tik
Djl. Modjoroto 46.
Banjuwangi.-

Dengan hormat.

Memenuhi permintaan Tuan beberapa bulan jang lalu, dengan ini dipermaklumkan beberapa hal seperti berikut: Untuk perbaikan makam jang tuan rentjanakan itu, kami telah mengadjukan hal ini kepada Kementerian Luar Negeri Djepang.

Kini kami telah menerima berita balasannja jang menjatakan, bahwa menurut surat jang ditinggalkan oleh almarhum tuan Yamanoi kami harus menemukan ibunja lebih dahulu untuk menanjakan bagaimana pendapatnja terhadap soal ini, jang hingga kini belum diperoleh keputusannja.

Dengan demikian, maka kami berpengharapan agar jang bersedia menjabarkan sementara dulu sampai datangnja kepastian jang tertentu dari Pemerintah kami.

Untuk hal ini kami telah mengadakan hubungan dengan telepon dengan tuan Han Kang Hoen di Malang, tetapi ternyata, tuan tersebut telah pulang kembali kenegeri Tiongkok, sehingga soal ini kami teruskan kepada tuan.

Kemudian atas perhatian tuan itu diutjapkan banjak terima kasih dan harap tuam maklumi seperlunja.

T. Iwama.
Konsul.

RG'-0002

0230

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

発信用執務用	
主信	1/1 2
附	甲
	乙
	丙
丁	
備考	K7.151-1 I.I 56

伊東

アジア局長
アジア局第一課長

公文書	ハヤト使在の古川三郎(村西春吉、高瀬春之助)
名件	厚生省未帰還調査部による小谷、現在スラ
先付送写	元日本軍人の墓地に関する件
受信人	志水原事
受信人	在スラバヤ
主	アジア局長
管	三第 九号 昭和 昭和三十年三月廿九日附
文書課発送日	昭和三十年三月廿九日
文書課長	岡田 林三郎 (本籍地栃木県?)
文書課長	村田 弥市 (本籍不明)
文書課長	佐藤 良雄
文書課長	外務大臣

記帳済

29 6

K7.151-1
I.I 56

インドネシアスラバヤに健在の古川三郎、村西春吉、高瀬源之助、菅田武、四名の發として産業経済新聞に掲載されていたジャワ島ジョクジャ郊外スモキ墓地に埋葬されている左記三名のことについて元の軍人が否か死亡年月日、死亡場所、ならびに本籍地等を出先機関を通じて調査方御配慮煩したくお願いたします。

外務省
軍務第二課長 殿
厚生省未帰還調査部

31.2.24
112

記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0232

公
信
案

外
務
省

一、~~有~~舊軍人であるか否か。

一、死亡年月日

一、死亡場所

一、本籍地

公
信
案

外
務
省

記

上本から調査結果回報ありたる。

このことであるが、
中々右三名につき左記のと異なり調査依頼然

さ小ている （調査） 産業、経済新聞に掲載さ小てり反

佐藤良雄（二人とも本籍地不明）の三名が埋葬

に岡田林三郎（本籍地栃木？）村田弥市、

菅田武）の誤としてシヨクシヤ却外スモキ墓地

RG'-0002

0233

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

トク151-1
甲
I I 76

昭和三十二年三月十七日
在スラバヤ日本領事館
領事志水志郎
外務大臣 重光葵 殿

墓地調査に関する件

昭和三十二年七月七日付貴信臣五合秘オ五三マ号及同八月十日付往信オ一六六号に因し本年三月一日本官エレバス省出張の際メナド市周辺に邦人墓地を調査したところメナド市郊外にオランダに存在するオランダ及び中国人共同墓地に日本

昭和三十二年三月十七日
31.3.23
第五課
31.3.23
31.3.23
185

在外公館

記帳済

概ね
南側による
日執犯並刑
者の方々
のモメと
見、ト
何事

人が埋葬されていりうと発見した。

墓守の言によればこれら日本人は昭和二十二年三月にオランダ軍に
よって埋葬されたものでそのなかには軍人も民間人もあるとのこと
あるが墓所は土が盛つてありのみを墓標もなく氏名は確認出来
ないが墓地事務所の名簿によれば氏名及び埋葬年月日は次
の通りである。(氏名はソラマ字綴りで書かれてある。)

氏名	埋葬年月日
ヤマダチ山口	昭和二十二年三月十七日
ノバタ	三月十七日
イブリハラ	四月十日
ナカノ 中野正	三月十七日
ヤナイ 柳井	三月十七日

在外公館

RG'-0002

0234

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

元
大ナトは
手記
195
海軍
南

タカハシ	昭和二十二年八月八日
ネモト・サカエ	十二月五日
ウヅマ・マサヲ	九月十日
海軍中將 南郷義一	十月三日
ソネ・タケヲ	昭和二十三年 四月八日
ソマタケサブロウ	四月八日
ホリノギ	九月十五日
ハマナカ	十月十五日
海軍中將 湯村海大尉	十月十五日

MM. Kuller

右の外メナド中郊外メナドナサにモ邦人墓地があるが、これはいづれも戦死者のものであり、墓標も建立されてゐる。

メナド商工会議所会頭クリント氏の言によればメナド地区

(以上二十七名)

在外公館

海軍

ヒラヤマ	平山 海軍中將 昭和二十三年三月三日
ヤマダ	山田 海軍少佐 三月三日
コバヤシ	海軍少佐 四月十五日
マキン	五月二十日
ヨシタル	四月十五日
タザワ	海軍少佐 七月八日
タツヲ	八月八日
イトウ	七月八日
モリヤマ	七月八日
アクムラマツラ	七月二十日
コンドウ・ヒデヲ	七月二十日
マサヅウ	八月八日
ヘンキ・ナサヨシ	七月二十日

在外公館

RG'-0002

0235

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

以外に七邦人墓地は多数あり由である。
右何等御参考までに報告する。

在外公館

謹啓

時下益々御多忙。初め貴館御一

同様に御多忙。由と詳察致しませう。

御陰謀の当地邦人一同無事各自の生業に従事

致し居りませう。他事御放神下さい。

日印戦績牛嶺に渡り文歩の口で下用始と

の報を聞くと居りませうが頼の如く該文歩の一日も遅下

解決され西國々交が親善化されたとと切祈の上りませう

共々。

終戦後全各地に戦みられず所謂芭蕉の句にある

夏草やさかしまとるの跡

の歌ありまじり当地の日本人墓地の片々ありませうか

之を致したる中と日進月歩の一日も現狀に鑑み

在外公館

RG'-0002

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

甚だ漸愧に堪へぬもの有り所謂此れが住持一筆で
 國民の莫き地たるかの或も他下不き株を為却人同此
 細々り各自より奇討をサ懸集し各年米才一回清
 掃を終了しました。
 然し地城は広八且千数年来荒廃、終にまかせ
 へ莫き地中余りハ工事範圍が広く且多く立々やと生
 活の保證を見まは吾人として自力にて各自の奇討下
 より力の全無を氣担し面目を施し所謂所望の
 城下達する事不可能なる又相首の日討を其具すこ
 とと申します。
 該地中申す迄も古く日本人の力のめりまゝに
 現状の終に極めく飛たいと申します。
 茲下別紙、如く該工事計畫了定を致し
 在 外 公 館

々中下先つ吾々の予のサドク工事を着手し度く存
 じますが、右事情に鑑み頗る厚額に至り、其あり
 ますか、是非共沙支援及却坑意賜り度く御
 察する次第のめりまます。
 茲々 総領事殿及省々称、御建願を祈つて此
 のままを
 昭和三十一年四月二十日
 ストッフ白人人会
 会長
 庄司 重雄
 在「ソカ」ルソロ日本総領事館
 総領事代理 鶴見清彦殿
 在 外 公 館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

RG'-0002

0237

工場の修繕	日本入墓地改修計画及予備費	11.4.1907
防草及雑草刈生撲滅	1,000,000円	
番付屋建(三米×三米)蓋張一五	△△△△円	
パレット架組建(周囲四〇〇米)	△△△△円	
十柱建立及合扉設置	△△△△円	
八〇首路補修	△△△△円	
〇墓石(約三〇碑)整理 <small>(全部がけ倒れ之居る)</small>	△△△△円	
戦犯死歿者石碑建立	△△△△円	
四圍溝張	△△△△円	
左9地	△△△△円	

在外公館

計一金	7,018,000円
防草	7,018,000円
番付屋建	150,000円
パレット架組建	150,000円
十柱建立及合扉設置	150,000円
八〇首路補修	150,000円
〇墓石(約三〇碑)整理 <small>(全部がけ倒れ之居る)</small>	150,000円
戦犯死歿者石碑建立	150,000円
四圍溝張	150,000円
左9地	150,000円

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002



是れと致さるるを以て対応を要して、
 此の如きは、先づ必要は充分首肯するに
 無き事である。
 しめること、石巻の所要経費を全部同様の
 留保に充てることは、経済的に適当である。
 但し、合理的にも考慮して、先づ必要は充分首肯するに
 無き事である。
 そのほか、石巻の所要経費を全部同様の
 留保に充てることは、経済的に適当である。
 但し、合理的にも考慮して、先づ必要は充分首肯するに
 無き事である。

折込通票係
 在り、その中に、
 在り、その中に、

在外公館

會計課長
 主計室
 管理室
 昭和三十一年六月二日付
 外務大臣 重光葵殿
 在シカゴ日本領事館
 總領事代理 鶴見清彦
 昭和三十一年六月二日
 第三課長
 長
 記帳済
 537
 207
 31.6.16

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0239

KONSULAT-DJENDERAL
REPUBLIK INDONESIA
TOKYO

Tokyo, June 16, 1956.

No. 3545

NOTE VERBALE.

The Consulate General of the Republic of Indonesia presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Government of Japan and has the honour to acknowledge receipt of the lists:

1. of the Governmental Mission's members
2. of the TAISEI MARU students
3. of Reporters and Photographers

which have been already forwarded to its Home Office for eventual consideration.

The Consulate General wishes to take this opportunity to confirm the phone conversation between Mr. R.W. Hadi Bey and Mr. Nakayama concerning the decision of the Indonesian Government, to wit:

"The Indonesian Government in principle is still agreeable with the intended sending of a Japanese war dead remains gathering Team to Indonesia but only on condition that:

1. it is not allowed to utilize a trainingship and landing-craft for this purpose
2. it is not allowed to use cameras and radio-communication
3. it is not permitted to erect memorial stones
4. the team should be reduced to 8 (eight) persons.

The Ministry of Foreign Affairs
Government of Japan
T o k y o.



Handwritten notes and stamps on the right side of the document, including a large vertical stamp with the date 31.6.18 and the number 073, and various official seals and signatures.

件名	邦交正常化推進委員会報告書		
発信者	駐日インドネシア大使館		
受信者	外務省	大務省	国務院
摘要	邦交正常化推進委員会報告書の送付		

主 管 アジナ局 課長

記帳済

31.6.18

073

502

1.1

RG'-0002

0240

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

The same decision will be communicated to the Japanese Consul General in Djakarta."

主信	213
附屬(別添紙)	
記録分類	K215111

主計室
會計課
総務課
アジア局長
アジア局長
主任
為三課長

文書課長
昭和参事年七月三十一日
文書課發送日
昭和参事年六月廿九日附
主任
為三課長
起案者
22日
起案

文書係
淨書係
校査係(原稿)

合計 31.6.25
アジア局長 31.6.23
総務室

アジア局長 31.6.25
局長附
ア三 630

公信案(甲)

外務省

件名
六月二日付シ庶普中四二三号員信に因り、
荒廃し日本墓地を改修せんとする
日本人墓地改修工事に因りする件

写送付先
在スラバヤ
志水領事

受信人名
在シヤカル
鶴見 総領事代理

発信人名
重光大臣

到着期限
月 日
日までに必着のこと
この間は至急府でのみ使用のこと

記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0241

公 信 案

外 務 省

ていめい、その際一部を援助も考慮すること
 当な機会において、更に現実的な計画を建
 修計画を暫く見送り、正常国交回復後、適
 にかんがみて不相当と考へられるところ、この際改
 困難も感ずるのみならず、現在の日ソ関係
 規模なものであり、部分的に補助するに足
 いかる、責任申越し、計画はかなり大

公 信 案

外 務 省

次第である。
 例、振合もあり慎重を期せねばならぬ
 現在当方には予算がないので、別途報償費
 即ち支出はなからぬが、それには他を類以事
 業に對し、現地公館の場合により志分の援
 助を予えることも適當と考へられる。この際
 現地殘留者、希望は了解し、かつ、かつ、事

(23)

I.I K. 7.15.1-1

元日本軍人の墓地に關する件

外務大臣 重光 葵 殿

本年二月二十九日付貴信亞三才九号に關し

元日本軍人、岡田林三郎、村田彌市、左藤良雄の墓地に
つき古川三郎、高瀬源之助及び菅田武の三名に問合せた
ところ、右三名は全く関知せず、村石吉春(冒頭貴信中、村

在外公館

記帳済

三 764

アジア局長 次 長 第三課長

スバ総務第一五四號

昭和三十一年七月七日

在スラバヤ日本國領事館

領事 志水 志郎

31.7.13

13

公 信 案

外 務 省

とと教^{いた}した心^の中^で、申請者^はし^かる^へく^連絡、ア承せしめらぬ

RG'-0002

0243

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

計	執務用	発信用	主 信
		1 1	2
附 属	/		
別 紙			

33

記録分類 6 2.15 1-1

アジア高級参事官

公 信 案 (甲)	件 名 送付先	受信人名	主管	文書課發送 昭和廿七年七月拾九日	発信係	主任	校査係 (原稿)	起案者
	元日本軍人の差地に関する件	厚生省未帰還調査部	アリアス長	第 三 課 長		アリアス長		16 日 起 案
二月十七日付未帰還第四一〇六号と比べて御原	到着期限	発信人名	昭 和 三 十 一 年 七 月 拾 六 日 附	昭 和 三 十 一 年 七 月 拾 六 日 附	月	日	月	日
載の原件に因し送付ラバヤ日本領事館	日までに必着のこと この間は至急信にのみ使用のこと	アリアス長	昭 和 三 十 一 年 七 月 拾 六 日 附	昭 和 三 十 一 年 七 月 拾 六 日 附	18	7		

記帳済

回 覧 番 号
7 三 775

文書課長

7月16日
7月16日
7月16日
アジア局
31.7.17
局長附

在外公館

西春吉とあるは村石吉春の誤りと思われ(の住所を調査中のところ同人はスマラン刑務所に服役中との情報を得たので、スマラン刑務所長宛書翰を以て、本件に関する村石吉春の回答を依頼したところ、再三の催促の結果漸く同所長より、村石は現在精神的に相与動搖しており到底回答し得ざる状態にある旨の返信があったので右取敢えず報告する。

RG'-0002

0244

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公
信
案

外
務
省

たの回答不可能な状態にあるとの返信があった
旨報告越したのを、右取敢えす通致する。

公
信
案

外
務
省

より古川三郎、高瀬源之助及び菅田武の三名に肉合
せたところ全然関知せず、^{また}村石吉春（貴信中の
村而春吉は村石吉春の誤りと思はれる）にも問合書の
ため住所を調査中のところ、今人は、目下スラン刑務
所へ服役中との情報を得たので、今刑務所へ^あて
書翰^通をさへ村石の本関に問する回答を依頼し
たところ、今人は現在精神的に相当動揺している

RG'-0002

0245

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

I
87

在シヤカ方日本國總領事館
 總領事代理 鶴見清彦
 昭和十一年九月廿三日
 外務大臣 重光葵 殿
 致函田林三郎の死と諸元調査に關する件
 昨年六月、日付中三才九才貴信に關し、本件現任に
 判明せる調査状況を左の通り報告する。
 一 田林三郎の埋葬場所はスマキ墓地にシクシクシク
 郊外約三料東方下位位置に、インドネシア戦争の際
 ショウシタ地方で戦死したるカキを埋葬しとある墓土地に

シヤカ局長
 次三
 第三課
 副紙添附

1971
31.9.25
135

回覧番号
ア三 1200

在外公館

記帳済

同墓地に埋葬せるニは、當國軍人下とせば非常な名譽を
 得ることと認めらる。埋葬地は、戦没者の遺体は、白紙以上
 の厚い土の内の本人と判明するものは、四名あり、田林三郎
 地二名のみが日本名の墓標を掲げた墓石に葬らる。其
 の残り墓石の裏側に、日本人名の刻がつけられてあり、
 本人の手による建設されたことは、明らかなるが、詳細事項は、
 本館に判明しない。(別添写真一御参照)
 一 この墓地は、シクシクシク地方に陸軍司令部監督の下に
 置かれ、管理され、おりに公武政府の慰靈祭は、一月十七日、当國休
 止記念日に於て、毎年一回行われ、その地下土層に
 の戦没者追悼記念日は、シクシク地方に陸軍司令部
 司令部に於て、轄下の軍隊が参列し、盛大に慰靈祭が
 行われる。

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0245

三、故岡田林三郎は、中興國旗獨揚台(三)の真後にはスル
 マンハ輝の墓がある(右)剛約十米、位置直下故佐藤康
 雄(福島県出身)と並んで安置されおり、二米四方の立派な
 墓に葬らるる。
 墓標は左の如く記載される。(別添写真ニ御参照)
 故陸軍少尉岡田林三郎 (Ryokuzo) 茨城県出身
 昭和二十四年八月二十一日戦死
 四、戦死の時、同スミス墓地保管の戦死者名簿に
 一九四九年オランダオニ次軍事行動に際して、
 夕甘攻の際、シグマ地区防衛の激戦におき、同年八月十日
 壯烈無比な戦死を遂げ、自記載されるが、他の三名
 の日本人も同日殲滅戦死したと云ふ、相当の激戦であったと
 中心料される。

在 外 公 館

五、スミス郊外に埋葬される岡田氏と隣り他の三名は、
 浦川にある。
 陸軍少尉 佐藤 康雄 (Sakatani) 福島県出身
 昭和二十四年八月二十一日戦死
 陸軍少尉 村田 彌一 和歌山県出身
 昭和二十四年八月二十一日戦死
 陸軍少尉 田平 名不詳 マクスム (インドネシア名)
 L. H. OGL. O.G. 284-49

在 外 公 館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

RG'-0002

0247

シニア... 官... 南東アジア課長

33.8.25
247

イ 第四八八號

昭和十三年八月拾九日

在インドネシア日本國大使館

特命全權大使 黃田多喜夫

外務大臣臨時代理

内閣総理大臣 山岸 信介 殿

日本人墓地の補修維持に關する件

貴電合オ四六六号に關し貴信直総合オ一〇六九号未
接到につき別紙調査リポートヲ取致さず送付するが首題の
件に關しては在スラソフ領事館各地日本人會等に連絡の上
は詳細なる資料を作成すべしと定むる。

在外公館

回覧番号 500
並総

並総 濟公

126
1. / 5 / 1 - 1

イ 日本各墓地に關する件
インドネシアにありける日本人墓地は大部分の地区にありけるは外国
人墓地の中にオラカ人、支那人の墓地も混在ありメタン等
一部地区にありけるは日本人墓地のみが別個に存在してゐる。
(註) 特殊な例としてハインドネシア独立戦争に従軍した元日
本軍人(一部残存者約二十人と推定)の中心地
ハネシア部隊に編入された戦死した者はハインドネシアの
独立戦争中戦没者墓地に葬られてゐるか(シヨウリヤ
地方が戦闘の中心となつた在るの同地方に在る)ニよは勿論
インドネシア側により鄭重に維持管理されてゐる。部
隊に編入されず戦死した者の墓地は不明である。
オシ次大戦以前にありける日本人墓地の管理は有縁の在留
邦人、無縁の場合には在留邦人会が當つてそれを戦後従

在外公館

並総

RG'-0002

0248

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

東の在留邦人はすつて引揚げ軍人として残留し、死者のみが在留邦人の社会を形成するにシテ、その精神のつらかりが打切られ、その墓は荒地にまかされておける。是等は、空島に予想される如くである。

この大坂イブネニア全域における、この如く日本人墓地の現情を詳しくする事は極めて困難であるが、先般館員がシヤカルタ地帯の日本人墓地に調査した結果、同墓地の通数である。

シヤカルタに於ける外人墓地には、外口人墓地（オランダ人、支那人、日本人等）と支那人墓地（支那人のみ）とがあり、日本人は十位は TANAN TANDABANG の外人墓地に葬られておるが、現在三四基あり、一九二〇年代に Opaki Palandurman に外人墓地が設けられたらば、同墓地にのみ葬られておる。土葬される者は、同墓地に個々に墓地に墓を立てられ、火葬に附されて骨を日本に

在外公館

持帰る者も在り、その中に日本人共済会が昭和十二年納骨堂と同墓地内に建立し、一時納骨堂内の遺骨は五年の列総領事館にあり、せんにより日本に送還され、現在は無縁骨三柱を残しておるのみである。納骨堂は三間平の白壁塗りの小建造物であるが、風雨により壁が崩れ、荒廢に近う状態である。同墓地内には日本人の墓は五六基、存在して、その中にはよく保存されおる。戦後、納骨堂にあり、供養及び日本人の墓の手入は蘭人及び支那人に嫁した二人の日本人婦人の手により行われて、その二人はオランダへ送還、二人は死亡し、現在では、支那人に嫁した陣陸吉夫人の一人がシヤカルタに在り、シヤカルタ以外におよば、昭和三年五月、在メダン、スエラフ日本人会々長、主任司重雄より同地の日本人墓地の改修維持計画に關し、当館に對し、援助を乞はる。一（昭和

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0002

0249

三十二年六月二十日付外務省中三三三号参考照
同墓地に關しては藤崎總領事代理の實施視察を行はばと
の荒廢必り日他の中国人墓地の改良人墓地と較べて著しく好
照を乞はしむる趣である。

(注) 右のシヤカクタ市カドコロ刑務所敷地には太平洋戦争後
オランダ軍軍法廷により処刑された戦犯者(四九体と
推定)の埋葬がなされてゐるが右の二は在留者内に榮振
日本送還の計画もあり現在厚生省にて処理方針を
検討中。

と別述の通り、インドネシアにおける日本人墓地に關しては、その整備
が詳かたなく在留邦人会より補修維持に關して援助を依頼
してきてゐるが、一併である。
シヤカクタに於ける實情調査よりして全般を推測するに

在外公館

外国人墓地一般の荒廢の甚しき日本人墓地の外国人の中は混同して
する場合は、(二)が大部分であると思われ、日本人墓地の荒
廢の多くは自立のことではないと思われ、(一)及び(二)の補修維持
に關して予算措置を講ずるとすべし、日本人墓地の別個に存
しその荒廢の自立の事、現地在留邦人の心算とすべし、
みせて、(一)が補修維持に關して熱意を不承地にかたがた
にあげられるが、今の如き事例は、(一)件である。右のよ
うな條件が揃へば、シヤカクタ市にある日本人墓地の荒廢
實上その供養を行へる人達に大使館より若干の供養
代を補助する程度でよいと思われ、

在外公館

在マダガスカル日本人墓地改修由題

三三八、三〇

インドネシアにおりて日本人墓地の存在が判明して
るのはスマトラ島マタン在りてありてあるが右は
争以來甚度し、昭和三十一年四月、同地日本人会長
から在マダガスカル総領事に入小補助方要請がな
されたを録がある。右墓地は碑石約百六十基
あり、同回四〇〇歩といふ以外詳細不明である

外務省

が、碑石は全部倒れ雑草の繁茂にまかされた
態で、他国人墓地に比し見事にたえな状態である
ことは、在マダガスカル総領事から之を報告して
右要請は、結局予算のなからんと、他地域の振合と
係上暫く時期を置いて考慮することとしたが、日本
人会が立案した一志の修復費用は計八万七
千（分定）二百四十万円、最近の急激なインフレーションは

外務省



大 215.1-1
1.1 (137)

3/16.20
内合

イ 第六八一號
 昭和三年十月八日
 在インドネシア日本國大使館
 特命全權大使 黄田多喜
 外務大臣藤山愛一郎殿
 日本人墓地に関する件
 貴電合オ六ニ五号に開しスマトラ日本人会々長 庄司重雄
 に対し同地日本人墓地の荒廃情況を示す写真の至急
 送付を依頼しおきて居る処その後連絡なく今般
 「日本人墓地の清掃に關しは昭和三丁一年 鶴見総領事
 代理を通じ外務省に照会した処七月四日外務省より経費支

在外公館

記帳済

回覧番号
465

アジア局長の参事官
南東シア課長

別紙添付
33.11.12
161

外務省

小井内余と考より付す
ある。

RG'-0002

0252

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アジア局長
 審議官
 総務参事官
 南東アジア課長
 22

イ第 552 號

昭和34年 9月 5日

外務大臣 藤山愛一郎殿

在 インドネシア 日本 國 大使 館
 特命全權大使 黃田多喜



インドネシア地域戦没者遺骨等の処
 理に関する件

8月15日付大臣 啓貴館 ありて 往信 亞東才31号
 に関し、貴館管内で本件調査を行うについては、
 埋葬地の遠隔、治年の未回復等 諸般の困難
 ありと認めらるが、貴館において調査方法を御檢
 討のうえ、もし貴館を主とすることが便宜である場
 合(例えは、中央官庁を通ずる調査を行う必要
 がある場合等)あれば、当方に通報依頼 いたし、
 その他必要に応じて 随次連絡 いたし、
 以上 急念。

(3)

並東 1783

記帳了

本館はジャバタタスラバヤ宛公信の
 手紙の一枚を
 封入し

34.9.9

34.9.9
 23

出た不可能の旨回答をうけたら、約七万五千ハピアの私費を
 もろ清掃を完了した。右清掃に關しては、戦友の靈魂に對す
 る寸志の捧げ程と思つてあり、日本政府より聖費を支拂はさう
 ことは考へていない。旨の回答あり、清掃工事着手時に
 手紙を直に二枚送付越した。右手紙、御参考をに同封す。

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records


National Archives of Japan

RG'-0002

0253

十月十二日
官城県遠田郡
大和敬二

東京都千代田区
中央局区内霞ヶ関三の二
外務省アジア局長殿
南東



RG'-0002

0254

アジア局長
審議官
総務参事官
南東アジア課長

要処理
インドネシア組



陳情書

陳情書

一、陳情者

宮城県遠田郡

き帯主 父 大和敬二

二、陳情の事由

長男大和徳雄がインドネシア独立戦争に於て戦死したことについて再度照会をお願いしたいこと

三、陳情内容

ここに私の長男大和徳雄がインドネシアに於て戦死の旨戦友から聞いて居りましたのでこのことが事実かどうかを貴省に御依頼し、在インド

RG'-0002

0255

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ロシア大使館を通じ御調査方お願い致しま
したところ特に御業務中の処を一個人の
ことについて御懇切なる御回報を戴き家族
一同と共に感謝致して居ります
ついでには甚だ感銘に存じますが左の事につ
いて貴省在外公館をして再度御照会方願
い致します

一 戦死した大和徳雄の遺骨を公費送還を受
けられないものでせよ
集団埋葬によつて判別不能である場合でも
私共と心のつながりになる埋葬地のもつてもよ
いと思ひます
ニ インドネシアに於て戦死したものに対し同国

政府が遺族に公務扶助の慰養料或は葬
祭料等の支給制度がないものでせよか
あるものでせよたりその手續をも御教示下さい

四貴省からの通報内容

昭和三十四年九月十八日付 外務省 アジア局影
井南東アジア課長名を以て 大和徳雄は独
立戦争中民間戦闘組織である「社会主義青
年隊」の元スカブミ地区指揮官 イスマイ
ル及びスカブミ居住元軍人 並ホ正男両氏
の隙隙によつて一九四七年 オランダ軍と
スカブミとチアンジェールの境界近の戦いで戦
死し他戦死者と共に埋葬した

右の通りで御座いますから亘敷く御願ひ申し上げます

11071

65

タイプ指示	番信用	執務用	計
主信	3	1	34
付			
属			

発送日 昭和34年10月29日

発信 南東アジア課長

文書課 (分類)

公信番号	東 314	公信日付	昭和34年10月24日
大目	主管アジア局長	起案	昭和 年 月 日
事務次官	審議官		
事務次官	総務参事官		
事務次官	主任 南東アジア課長	起案者	米* 3188
(協議)			
(研 究)			
受信者	在インドネシア	発信者	
	小川臨時代理大使藤山久		
送達優先	要請者引揚援護局長	希望到着期日	
	大和敬二		
	宮城県遠田郡		
件名	大和徳雄の遺骨送還等向合件		
	9月8日付貴信1才564号と心2、報告		

公信券(甲) 記帳了 24 20 外務省 回覧 東 3102

34.10.29

外務省
アジア局長殿

昭和三十四年十月八日

右 大和敬二

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0257

寫

亞東第314号

昭和34年10月24日

在インドネシア
臨時代理大使 小川 平四郎 殿

外務大臣 藤山 愛一郎

大和徳雄の遺骨送還等問合せの件

9月8日付貴信イ第564号をもつて、報告
越した元日本軍人大和徳雄の死亡に關連し、今
般故人の殿父大和敬二氏（宮城県遠田郡
）から、インドネシア政府による故人の遺
骨の発掘と本邦送還の可能性及び遺族にたいす
る遺族手当又は葬祭料支給の有無に關し取調方
請願越した。

ついでには、責任國關係当局及び冒頭貴信別添

外務省

死亡証明書に署名しているスカブミ地区在郷軍
人会支部イスマイル氏及び同地残留邦人並木正
男氏等につき調査の上結果回報ありたい。

本信写送付先 厚生省引揚援護局長
大和敬二

外務省

RG'-0002

0258

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

イ第 637 號
昭和 34 年 10 月 17 日

外務大臣 藤山愛一郎殿

在インドネシア
信時代理大使小



インドネシア地域戦没者遺骨
等の処理に関する件

7月18日付貴信亜東才198号に因り、スラバヤ領事館管轄区域所在の各除(該当地(昂頭貴信別添資料受刑者埋葬地リストの才ス.3.4および12)につき、実地調査、および遠隔地については現地邦人、船舶会社等に調査依頼を行、いたところ、報告未着の分もあるが、現在までに判明した概況を次のとおり報告する。

(1) スラバ島メダン埋葬地。

同地残留邦人に貴信別添要図を添付し、現状を照会したところ、「本年3月館員が同墓地を訪ねた際に変更ない」(4月4日付往信イ才194号参照)旨回報があった。個々の受刑者墓石の状態については確認越えてないが、同墓地は墓石が倒壊している以外は、残留邦人の盡力により比較的よく保存されており、送還作業実施に際して氏名を確認することは困難でないと思われる。なお、メダン市内の治安は良好である。

(2) ビンタン島タンジョン・ヒナン埋葬地。
東京船舶代理店に同社所属船の同地互寄の際現地状況報告を依頼し、あるも船便の関係でまだ回報が得られないが、同地の一般の治安は極めて良好である趣。

(3) ジャカルタ、ケロドック埋葬地。
同埋葬地は、草は刈取られ、小高い卒塔婆が建てられてあり、保存状態良好である。但しその埋葬位置(笠上げの上)に卒塔婆が立てられている)は、実見したところ別図のとおりであり、貴信別添資料とは異同がある。併

34.10.22
34.10.21
170

亜東 2011 記帳了

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0259

昭和17年3月30日。

(その他戦前日付のもの二基あり省く)
その他墓地番人近隣住民等の話では戦後日本人が埋葬され記憶はない由。さらに
先記オランダ抑留所関係埋葬地は現在
道路家屋が建設され殆ど墓地たる外観
を失っているが次の二碑が現存する。

(1) 日本人元墓。昭和21年6月1日建立。

(2) 海軍上等兵曹 丸久保久雄元墓。

昭和22年1月8日歿。

所属部隊 第3警備隊。

本籍 長崎県

なお当時在ジバの邦人亦木近隣在任の
華僑等の話によれば昭和21年頃、同抑留
所内で病死者等少くとも20名以上の旧軍人軍
属(主に海軍関係)が同埋葬地に埋められた
趣であり、先記「日本人の墓」はこれ等のための
ものと思われる。これ等死者の氏名等詳細は
一切当地では不明であるが、厚生省側におい
て何らかの記録なきや、残留邦人側の希望
もあり、調査の上回報成りなり。

「刑務所当局に於ては」この卒塔婆は遺体の位
置を確認して建てたものでなく、また別図枠内
空白地にも或は遺体があるかも知れない趣
氏名、埋葬順序等については「イ」当局は何等
承知していない。なお本件遺骨に関する送
還実施交渉については別に報告のとおり。

(イ) タンジョンアリオク墓地。

タンジョンアリオク附近には調査し得る限り
別図のとおり、(1) インドネシア人墓地 (2) 支那人
墓地 および (3) 現在道路建物で囲われて
いるが、旧オランダ軍抑留所死亡者の埋葬
地、計3ヶ所がある。うち「イ」人墓地には日本
人はもとより外人の墓は全くない。貴信添付
資料に於てのと考えられるのは支那人墓地で
あるが、同資料に記載されているような氏名の墓
碑は見当らず。かわりに次の碑名の墓が別
図の位置にある。

(1) 軍属 陳金秀。昭和17年4月10日。

(2) 陸軍上等兵。村上倉藏。

昭和17年4月1日。

(3) 陸軍上等兵。三浦忠亮。

在外公館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0250

(ホ) タナハバン墓地。
永松の遺体埋葬場所は確認済み。埋葬地番号 P-148 である。

(ハ) ボルネオ島 ポンティアク埋葬地。本件については、適当な調査方法が見当たらないが、本年3月館員が同地に出張、実見した際の状況(4月14日付往信イオ207号3項)を参照あり。

以上(ロ)項関係その他今後判明せしめあれば追報する。

ス。これ等各埋葬地の遺骨送還実施については(現在進行中のグロドック関係を除く)、メダン、ポンティアク両地関係については、概して比較的多く、場所も液カリから遠隔で、なお了解取付は現地軍の発言権が大きい等の事情あり、時日、経費ともに余裕を見て慎重に計画が必要ありと存せられ、その他は当館が関係者の協力を得て適時個別的に処理することと可能と考えらる。

(3)

在外公館

別紙、 (イ) グロドック埋葬地実見図。
(ロ) タンジョンフリック付近埋葬地実見図。

在外公館

RG'-0002

0261

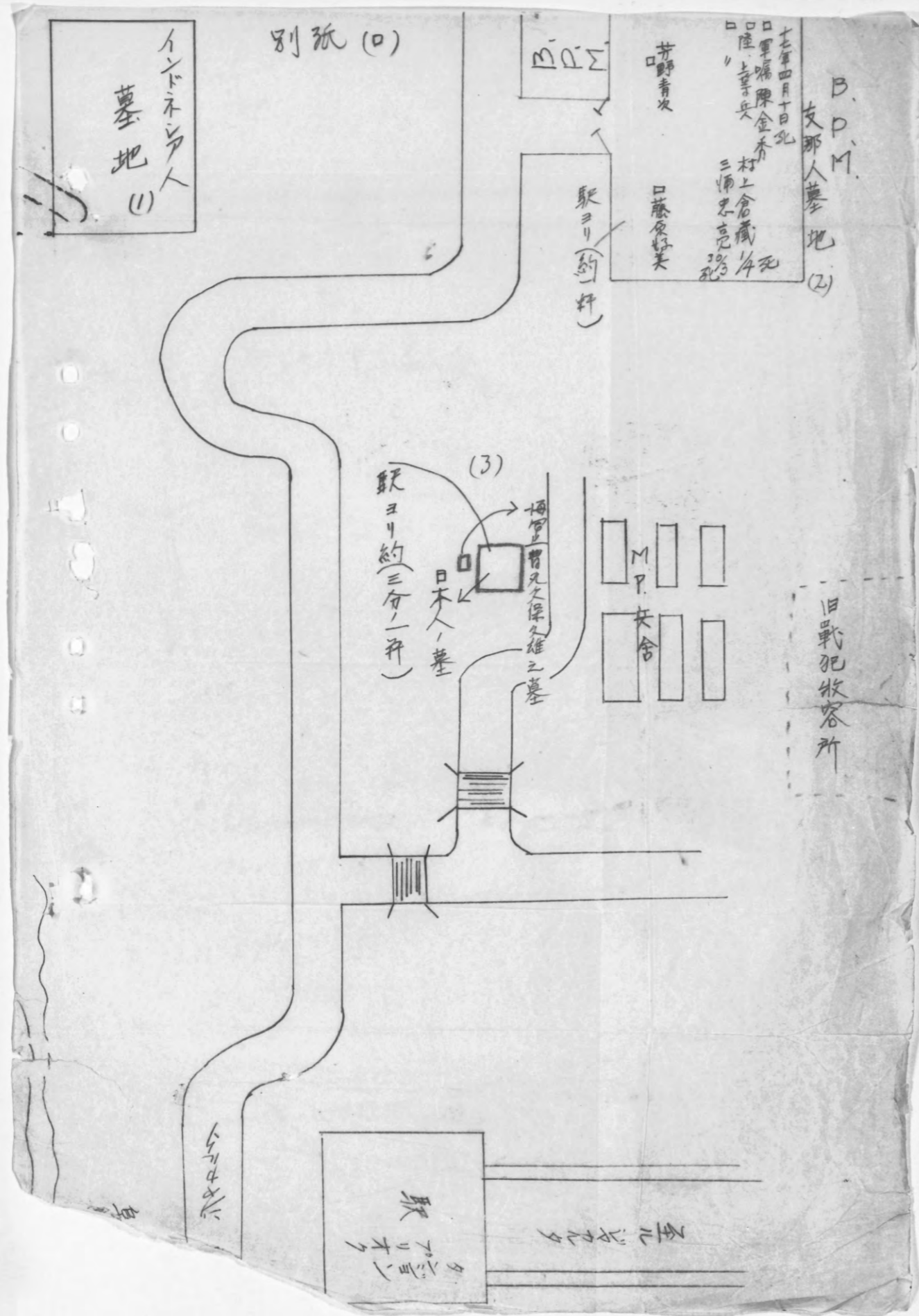
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	/	/	2
付	別添 文信工部部		
属	作成工部部		
発送日	昭和34年11月17日		
発信	タイ	校	校

文書課 (分類)

公債番号	東 577	公債日付	昭和34年11月14日
大区	主管 アジア局長	起案	昭和34年11月10日
事務次官	審議官	起案者	南東アジア課長
事務次官	総務参事官	電話番号	3175
省部長	主任		
(協議)	uk		
(回覧)			
受信者	厚生省 引揚搬護局長	発信者	アジア局長
写送付先		希望到着期日	月 日
この欄は至急信のみに使用のこと			
件名 インドネシア地域戦没者遺骨等 処理に關する件			
11月9日行貴信搬送第3046号			
公債案(甲)	配帳了	外務省 14 123	回覧番号 東 0044

34.11.14

RG'-0002

0262

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

No.

とらへて調査に依頼のあつたインドネシア
 地域戦没者遺骨等の処理に關する各
 南洋地域、遺骨、墓地の現況その他に
 つき今般在インドネシア大使館から、別
 添付信等の通り報告越したる、ことに
 送付する。

又、なお、同大使館から同公信より同項
 「日本人の墓」に埋葬されたる戦没者名につ
 き、所屬の資料につきや照会越したる
 こと、しからへて調査の上、結果回
 報ありたい。

別紙添付

公信案(乙)
高裁案

外務省

アジア局長

審議官

総務参事官

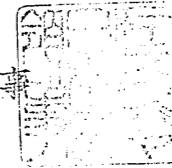
南アジア課長

1965 年 5 月
10 年保存

スバ総第 43 号
昭和 37 年 5 月 10 日

外務大臣殿

在スラバヤ
石出領事



故山井謙一郎遺骨送付の件

前 8 月 26 日付貴信西東第 37 号に關し 3 月 3 日
 林 懷徳氏家族同件出館を兼ねてか物 2 袋と存じ
 いたす件遺骨を引渡したる、本官より取り敢て厚意を
 謝し、次便郵船大長に托し遺族に伝達する旨を致し
 て置いた。

右遺骨は銀製小函に収め高さ約 8cm の外箱
 白布包みとし右の之を、遺骨証明を附し来る 24 日
 17 時 45 分の東京郵船 日富丸郵船に托送し、送付
 手戻であるから、在新加坡市遺族に付し到着港

37. 5. 10

在外公館 回信 番号

西東 720

RG'-0002

0263

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

左出迎え引取りの上、当館に相林氏宛 乳状送付
 滞連絡願ひ也。

在外公館

タイプ指示 注 付 属	宛信用 2	業務用 1	計 3
発送日 昭和37年3月24日 宛 係 係長 48			
文書課長 公 信 案 (分類)			
公 信 番 号	半公信	公 信 日 付	昭和37年3月23日
大 臣 政 務 次 官 事務次官 外務省長官 官 房 長	主 管 アジア局長 主 任 南東アジア課長	起 案 日 昭和37年3月20日	1965 20 保存 起案者 永井 電話番号 400
受 信 者 新潟県新発田市 山の井 三郎	宛 信 者 アジア局 梅田南東アジア課長	受 信 付 先 新潟県新発田市新発田市長	(希望受取日)
件 名 (故山の井謹一郎氏の遺骨送還について) 今般 狂スラバヤ石以領事より、 先般 連絡 (いま故山の井謹一郎氏の遺 骨送還に申し及々お非、まに東部没了)			
GA-3	外務省	23 63	同院番 亜東 763

RG'-0002

0264

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

9月18日、華僑總會会長
 林懷德氏 (Liem Huay Tik,
 現住所 Djalan Stadion 46, Banjuwangi,
 Indonesia) 本家族を同伴して3月3日
 同領事を訪ね故人の遺骨を引渡す
 ことを報告いたしました。
 遺骨は、3月24日、^(頃)スラバヤ入港の
~~東京船舶日昌丸船長に送られ、本邦~~
~~に帰還する~~ ~~予定のため、~~
 同船は4月末頃東京港へ
 遺骨は3月24日頃スラバヤ入港
 の東京船舶所属船日昌丸より本邦

公印室
高松案(乙)

外務省

に送還することになりましたが、
 同船は4月末頃東京港へ入港
 する予定です。
 よって、同船の本邦到着の際に
 故人の遺骨を引取りのため、~~準備~~
~~は~~ ^し 出来るべくお取計の下さ
 いますようお願いいたします。
 なお、遺骨は銀製の小箱に
 収められ高さ8cmの外箱を白布で
 包み、色紙に石浜領事の印を
 蓋すこととなりますので念のため
 お知らせいたします。

公印室
高松案(乙)

外務省

RG'-0002

0265

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主管課長へ
 電信写 権用 本信主管、配布先等に関し御意見
 あり直ちに電信課検閲班に連絡と
 1965年 4月 10日 保存

37 8875 平 亜東
 スラバヤ 4月11日/400宛
 本 有 12日1104番
 小坂 大臣 石 本 領 儀
 故山ノ井謹一郎遺骨送付の件
 才9号 LT
 復信才43号に因し
 10日当地出港のスラバヤ丸で託送した
 遺族に対し東京船舶と連絡の上引取り方お
 手配請う。
 配布先、官房長、亜長、並、総、重、総、東
 (3)

37.4.12
 37
 37

至急
 扱

送付先	宛信用	送信用	計
本 信	2	1	3
有			
長			

発着日 昭和37年4月14日
 発着 14

公 信 第 平 公 信 第 公 信 昭和37年4月14日

大 臣 主 管 局長 4月13日

政 務 次 官

外 務 省 長

官 房 長 南 東 ア ジ ア 課 長 永 井 423

(協 議)

(回 答)

送 付 先 新 潟 県 新 潟 市 長 箱 田 南 東 ア ジ ア 課 長
 入 井 三 郎 4月18日

送 付 先 新 潟 県 新 潟 市 長 連 絡 係 長 4月18日

作 成 故 山 ノ 井 謹 一 郎 氏 遺 骨 送 還 手 配 2

3月23日付 書簡 乙 772

公 信 第 (甲) 外 務 省 14 163 東 369

37.4.14

御案内申上げ奉り候 此の井
 謹一郎氏の御遺骨は、4月10日
 スラバヤ島港の東京船舶所属の
 「スラバヤ」丸の船長託送の上本邦
 へ送還致し奉り候旨、スラバヤ島
 領事から報告しまいりました。
 東京船舶からの情報によれば、同船
 は5月4日頃本邦へ到着する予定
 2. 現在東京港入港の日時は
 未定でありません。
 よって、東京港(又は変更となるかも
 知れず)に入港の日時の確定
 次第ありたいと御連絡申上げ奉
 ります。同船の本邦入港の際
 は故人の遺骨引取りのたの

GA-4

外務省

しかるべくお手配ありよう
 お願いいたします。

GA-4

外務省

RG'-0002

0267

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

要項 0 部

発元係 総務課 13435
昭和 37 年 5 月 17 日 25 時 35 分
(分類)

略字	和文		
大 臣	主管	起案 昭和 37 年 5 月 1 日	
政務次官	総務参事官 主任 南東アジア課長	1765 3 かな 10 年保存	
事務次官		起案者 電話番号 永井 423	
外務総長官		(位置)	
官房長		(国費)	
にいがたか人しほら 新洋果新発田市 アシヤ的南東アジア課長 在 [redacted] 大分県 務所現 佐々 木の井三郎 榎 田 繁			
電 報 欄	在	大分県 務所現	
件名			
スラバヤ丸入港予定変更の件			
スラバヤ丸は、5月7日朝東京港			
電符案(甲)	外務省	回覧番号 東 1126	

入港予定変更。

電報課
37.5

1 48

GB-8 外務省

RG'-0002

0258

RG'-0002

0269

連絡す
田中 37.5.18

受領 印	宛先 写	添付 紙	主管課長 印	課長 印	主任 印	係長 印	庶務 印	御見 出
	子 7			5	5	平	東	

5月17日/5.21 発
5月17日 22.28 着
小坂大臣 堀川総領事代理
ペコロガン遭難者に関する件
第7号(LTF)
柏田南東アジア課長へ
ペコロガン遭難者9名の遺骨、14日発掘、16日ジャカルタへ移送、火葬済、月末出帆の東京丸に托送、6月末内地着の予定。
(了)
配布先 東東

外務省

タイプ指示 注 信	発信用 /	執務用 /	計 2
付	/	4の70	
届			

発信日 昭和37年5月11日
発信 5 タイプ 校 査 印
(分類)

公文書 東 15 日付 昭和 37年 5月 10日 日
大 長 主管 アジア局長
政務次官 宇山審議官
事務次官 総務参事官
官房長 主任 南東アジア課長
起案 昭和 37年 5月 9日
起案者 電話番号 423
水井
(協議)
(回覧)
受信者 狂人クハ
石 政 領 事
発信者 小坂大臣
寄付先
希望到着期日 月 日
この欄は至急信のみに使用のこと
件 名 故人の井謹一郎の遺骨送還
に関する件
貴電 9号 に関する
公 信 案 (甲) 外 務 省 回 覧 番 号 東 1169
10 61

37.5.9

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

東京船舶所屬船スラバ丸は、
5月8日未明東京港外に到着し、
~~同日~~ 故人の井三郎の
遺骨は、同日午後南東アーク課
係長の榎本より、スラバ丸船
長から故人の弟の井三郎に
手渡されし。
遺骨は、東京港芝浦岸橋に、
故人の親類、学友、戦友ら約15名に
出迎えられし後、翌5月9日故
郷の新発田市に帰還しし。
遺族よりハニエツヤ狂住の林
懐徳に直接礼状を送る事となり
2日ハニエツヤから2日ハニエツヤへ謝意
表明の措置ありし。

GA-4

外務省

所附、本件に關する地元有る紙
新海日報の記事切取を添付
参考別添送付する。

別紙添付



GA-4

外務省

RG'-0002

0270

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

REMAINS OF JAPANESE SOLDIERS
EXHUMED

4.8.1

Semarang, May 17 (Antara).-

The bodies of 9 Japanese soldiers who died during the revolutionary days of 1945 at Pekalongan were exhumed sometime ago witnessed by Japanese Vice Consul General S. Horikawa.

The 9 soldiers were former members of the Japanese Kenpetai (military police) of the Japanese occupation force in Java.

The disinterred remains still bore their respective personal belongings as water-bottle, sake bottle, wrist watch, spectacles and even a 6 gramme ring.

The bodies belonged to Shi Kaichi Inagaki, Zenta Okunichi Yochitara Chui, Sawaji Watanabe, Kenkichi Mishima, Masuki Matsuda, Yuchie Takatsuki, Hayashi and an unidentified soldier.

The exhuming ceremony was attended by the mayor of Pekalongan and local government officials.

The Japanese vice consul at the night commemorating the occasion thanked the local people who have taken care of the graves and for those who despite the Idul Adha festive day have volunteered for the humanitarian task of digging the soldiers' remains.

He further said that similar exhumations will be done at other places where Japanese war graves were found.

It was learned that the soldiers' remains would be transported to Djakarta for cremation prior to despatch of the ashes to Japan.

Vice Consul General S. Horikawa who came accompanied by his wife and two assistants on May 13 had also paid a visit to Resident Suputro of Pekalongan whom he had invited to come to Japan for a visit. (A2).

昭和 37年 (1962年) 5月5日 (土曜日)

なまき軍政官へ異国の友情

遺骨、祖国へ向かう
新発田市の7日ジャワから東京に

故山ノ井さん




この人は、新発田市の市長である。彼は、戦時中、日本軍政官としてジャワに赴き、当地の住民と親しい交際を築いた。戦後、彼は故郷へ帰国したが、ジャワの住民から送られた遺骨を、故郷へ運ぶことに決めた。この遺骨は、ジャワの各地に散らばっていた。彼は、この遺骨を、故郷へ運ぶことに決めた。この遺骨は、ジャワの各地に散らばっていた。彼は、この遺骨を、故郷へ運ぶことに決めた。この遺骨は、ジャワの各地に散らばっていた。

遺骨、祖国へ向かう
新発田市の7日ジャワから東京に

RG'-0002

0271

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Djakarta 19-5-1962.
Sinar Harapan.

KERANGKA DJEPANG DIGALI KEMBALI

ADA BOTOL SAKE & TJINTJIN EMAS.

Dikuburan Pekalongan baru2 ini berlangsung penggalian 9 buah kerangka serdadu2 Djepang. Penggalian dilakukan di bawah pimpinan Konsol muda Djenderal Djepang S. Horikawa.

Mereka adalah dari Kenpetai Djepang di Pekalongan jang mati sewaktu revolusi 45. Diantara kerangka2 itu terdapat barang2 jang. ikut tertanam a.l. veldfles, botol sake, arlojji tangan, katjamata dan sebuah tjintjin emas berat 6 gram.

Kerangka2 tsb. terus dibawa ke Djakarta, untuk dibakar disana, kemudian abunya akan dikirim Ke Djepang untuk diserahkan kepada keluarganya.

Pembongkaran kerangka tsb a.l. dihadiri oleh Walikota Pekalongan dan pedjabat2 pemerintah setempat.

Konsol muda Djenderal S. Horikawa menjampaikan terima kasih kepada penduduk jang telah memelihara makam merka, dan walaupun pada tgl. 14 Mei itu adalah hari besar Idul Adha, demi perikemanusiaan dan kehormatan, penduduk dengan sukarela telah sudi mentjurahkan tenaganja, sehingga penggalian kerangka2 tsb. selesai menurut rentjana.

Didjelaskan, bahwa penggalian sematjam itu akan dilakukan pada makam2 di beberapa tempat lainnja.

Konsol muda Djenderal S. Horikawa dengan isteri serta 2 orang pembantunja tiba di Pekalongan pada tgl. 13 Mei dan telah menjampaikan undangan kepada Residen Pekalongan Suputro untuk berkundjung ke Djepang.

アジア局長
審議官
総務参事官

○南東アジア課長

シ第 93 号
昭和37年5月19日

外務大臣殿

1965
60年保任

在 ジャカルタ

堀川総領事代理



中部シヤワ省フカロンガン市において
終戦直後殉難した留邦人9名の
遺骨送還に関する件

中部シヤワ省フカロンガン州 フカロンガン市において終戦直後の昭和20年10月3日暴動が起り、当時該地に在留していた邦人中には10数名の殉難者があり、そのうち行方不明者数名を除き次の9名の遺体は発見され、フカロンガン市の墓地に埋葬されていた。

1. 州庁関係

⇔ 遺族

(1) 榎垣 鹿一 広島市
榎垣 登喜子

四見番外務省
亜東 1400



RG'-0002

0272

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(2) 奥西善太	西宮市 奥西茂子
(3) 奥井吉太郎	不明 {元台北州基隆金瓜石 警署官 派出所勤務}
(4) 渡辺沢二	岡山県吉備郡 沢辺伝示
2. 一般邦人関係 (明治製糖 K.K.)	
(5) 三島建吉	東京都世田谷区 三島秀雄
(6) 松田増喜	熊本県葦北郡 松田 ツギ子
(7) 高月行雄	熊本県阿蘇郡 高月英雄
3. 軍関係	
(8) 林 軍曹	不明
(9) 補助憲兵上等兵	不明 姓名不詳
しかるところ、これら遺骨を飛堀に内地に送還 するため、インドネシア在留邦人有志からなる	

GA-6

外務省

「フカロングン殉難邦人遺骨送還委員会」が昨年5月シヤカルタに設置され、逐次発掘の準備を進め、在留邦人有志から寄付金を募集するとともに、他方イ国関係各機関から許可認可協力等を求め、その準備も完了したため、去る5月12日から、16日にかけて委員2名がフカロングンに赴き、9体の遺骨の発掘を行った。本官も委員会からの協力を求められ、同行したがフカロングン州長官、警察局長、軍政官、憲兵隊長、市長、副市長、警察署長、検事長、在留各機関の長は3日間に亘り甚だ友好的に協力、発掘作業は順調に行われた。遺骨は16日にシヤカルタへ護送され、同日華僑の大葬場において大葬にされ、翌17日に骨上げが行われ、同日委員会から本官に対し9体の遺骨(各遺骨は18立方センチの箱に納めてあり、名札がついている。なお9箱は1箇の大箱に納められている)の内地送還を依頼があり、本官は直ちにこれを受領し、一時シヤカルタ市内シヤテ、フタシランの邦人納骨堂に納めた。しかし、東京船舶K.K.の当地駐在員から

GA-6

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0273

同社船東京丸が5月24日フリオア港出
 港予定の旨連絡があったので5月24日本官
 は遺骨を東京丸に持参し、本船長に対し、内
 地へ送還して、外務省南東アジア課長へ届
 けられる称依頼した次第である。
 東京丸は6月下旬横浜へ入港予定の由で
 あるから、遺骨即受領の上は厚生省と即連絡
 あり遺族(明治製糖K.Kを含む)に即転交方
 よろしくお取り計らい願いたく、以上報告かたがた
 申し進める。

GA-6

外務省

11/11

97.9.9

マイブ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	2	43
付 甲	1	(そのま ま)	21
属			✓

発送日 昭和37年6月9日
 発信 東京 投在 41-1

文書課長 (谷)

公信 東 第 258 号 公信 昭和 37年 6月 9日 日
 番号 日付

主 管 アジア局長
 宇山審議官
 総務参事官
 主任 南東アジア課長

起案 昭和37年6月7日
 起案者 増井 電話/番号 423

(協議)
 (回覧)

1765 5月
 10年保存

受信者 厚生省 援護局長
 発信者 外務省 アジア局長

希望到着期日 月 日
 この欄は至急信のみに使用のこと

件 名 中部ジャワ省マカロン市の邦人遺骨送還
 の件

今般、在ジャカルタ堀川総領事

公信案(甲) 9 外務省 8 回覧番号 東 1444

RG'-0002

0274

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

代理から、^(在留)インドネシア邦人有志からなる「マカロンガン殉難邦人遺骨送還委員会」は、終戦直後、中部マカロンガンにおいて殉難死した^(在留)邦人9名の遺骨の発掘・送還作業を進めてきたところ、さる5月^(17日同作業を終了し同月)24日、これら9^(9名)体の遺骨を、~~マカロンガン~~ジャカルタ出帆の東京船舶(株)所属の東京丸の山本船長に託し日本向け送還し旨報告越した。

東京丸は、6月下旬東京または横浜港に入港の予定であるが、同船の到着に際しては、貴省において、^(2名)遺骨の受領と、関係遺族に^(付)対する遺骨の^(送)交方よろしくお取計らい願いたい。^(送)東京丸の入港地および^(時)日については進つて確定次第通報することと致したい。

GA-4

外務省

前記9^(9名)体の遺骨の送還に^(関)する経緯については、堀川総領事代理からの公信写し部を別添めとお送りするから、これにより承知ありたい。

別紙添付

GA-4

外務省

RG'-0002

0275

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

メイン指添	電信用	其費用	計
主	信	1	2
付		2	
括		2	

発着日 昭和37年6月19日

支費部長 (面)

公信 東 23 日付 昭和37年6月16日

主 管 アジア局長
宇山審議官
総務参事官
主任 南東アジア課長

期限 昭和37年6月14日

1965年分
10年保存

宛先 在スラバヤ
石松領事

宛信者 小坂又臣

件名 故人の井謹一郎の遺骨送還
に関する件

5月10日付行信第15号に関する。

公信課(申) 16 103 亜東 1505

37.6.15

今般 故人の井謹一郎美弟
の井三郎(現住所 新潟県
新発田市 [redacted]) から故人の
遺骨の在邦から心く故郷到着
の際の写真と送付越すことと
ハニエマン氏在住の林謙徳君の
礼状の転達を依頼越すこと
の款文とことと転達ありたい。

なお、本件に関する現況新潟日
報記事功報から参考まで送付
する。

付属物添付

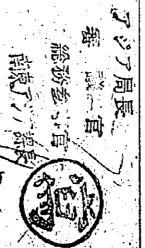
GA-4 外務省

RG'-0002

0275

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan



復員番号 12333 号
昭和37年5月31日

厚生省医務院回復員課長

通知先
東京都 三重県 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県
長崎県 熊本県の主管課長及び那覇日本政府南方連
絡事務所長

関係都府県主管課長殿

インドネシア、ペカロンガン
より運送される遺骨について

別紙遺骨名簿の戦没者はインドネシア、ジャ
ワ島ペカロンガンにおける死亡者で、その遺骨
は同地のオランダ人墓地に埋葬されていたもの
であるが、此の度発掘されて、5月25日ジャ
カルタ出帆の東京船舶株式会社所属東京丸に上
り6月末東京港に帰還することになったので通
知する。

なお、遺族の現住所等の異動及び遺骨受領に
ついての希望等については、なるべく速かに当
課に通知されたい。

留 留 番 号
並 東 1374



インドネシア、ペカロンガンに埋葬されていた遺骨名簿

遺骨の氏名	別 属	身 分	死 亡 情 況	本 籍	遺族の現住所 続柄 氏名
1 稲垣 虎一		陸軍 属	昭20/10/3 死	広島県 [redacted]	広島市 [redacted] 妻 稲垣登喜子
2 奥 西 喜 夫	寮ノ(軍政被服)	陸軍 被 子	昭20/10/3 死	兵庫県 [redacted]	兵庫県西宮市 [redacted] 妻 奥西登子
3 奥 井 吉太郎	寮ノ(軍政被服)	陸軍 警 部	昭20/10/3 死	三重県 [redacted]	兵庫県 [redacted] 妻 奥井登毛
4 渡 辺 沢 二		陸軍 医 員	昭20/10/3 死	岡山県 [redacted]	兵庫県 [redacted] 兄 渡辺広孝
5 三 島 健 吉			昭20/10/3 死	長崎県 [redacted]	東京都世田谷区 [redacted] 兄 三島秀雄
6 坂 田 増 喜	寮ノ(軍政被服)	陸軍 補 佐 (兵 給)	昭20/10/4 死	熊本県 [redacted]	熊本県豊北郡 [redacted] 妻 坂田ツバ子
7 高 月 行 雄			昭20/10/4 死	熊本県 [redacted]	本籍不明 父 高月實雄
8 林 一 雄	第18軍憲兵隊	陸軍 憲 兵 曹	昭20/10/3 死	千葉県 [redacted]	大阪府北河内郡 [redacted] 祖父 星岩念吉
9 不 明		陸軍 上 卒 兵 (特別憲兵)	不 明	不 明	不 明



37.5.13
 州長官
 州長官
 州長官
 州長官
 州長官

堀川総領事代理
 角谷三平氏
 州長官
 ストロー氏
 フォロンカン
 市七
 フォロンカン
 市七
 フォロンカン
 市七
 堀川総領事代理



37.5.14
 州長官
 州長官
 州長官
 州長官
 州長官

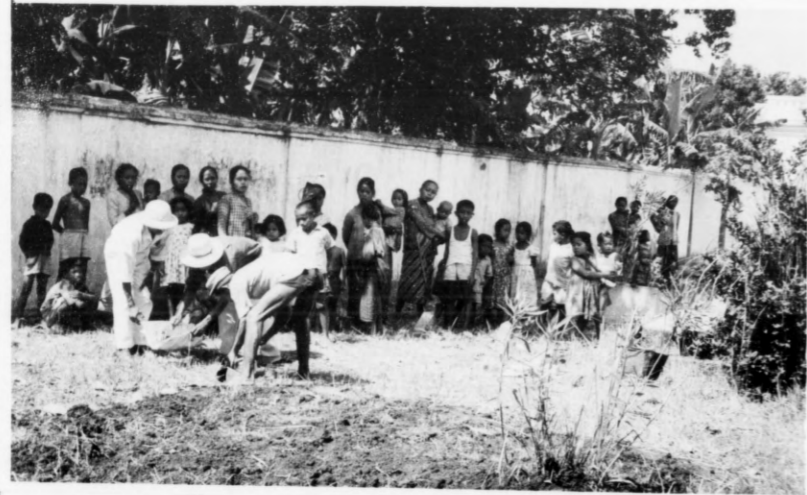
堀川総領事代理
 市七
 テーシロー氏
 軍政官
 憲兵隊長
 堀川総領事代理
 市七
 シヤニグデット氏
 ソライシ氏の贈呈
 市七
 副市七
 シヤニグデット氏
 ソライシ氏の贈呈
 市七
 外務省

7°カロンカン邦人殉難者
 遺骨発掘状況写真

昭和37.5.13 - 5.15
 5.23

RG'-0002

0278



37
5
18

松島三郎(中野)
の著地
を
と
り
ま
す

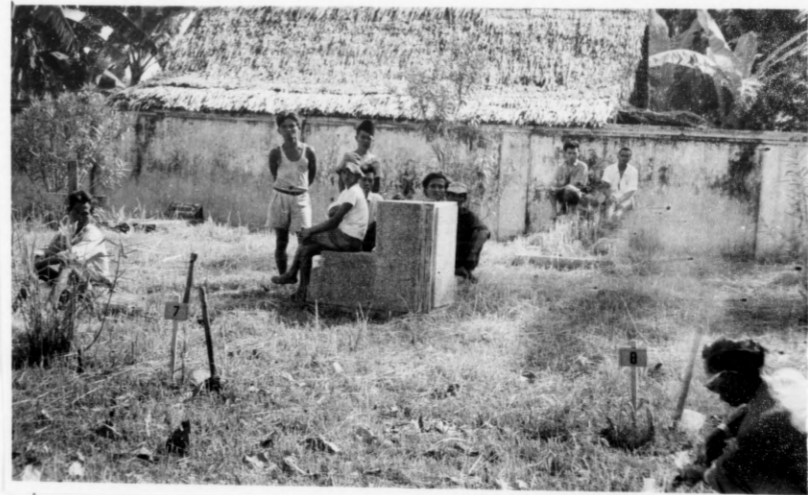


市
場
と
り
ま
す

造
り
の
現
況

GA-6

外務省



37
5
18
登
壇
時

ワ
は
三
島
建
太
の
著
地

角
谷
の
焼
香
の
著
地



と
り
ま
す
の
著
地

GA-6

外務省

RG'-0002

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



37
5.
14
土器も、灰土も
この二へおしこが
まし。



供
花

GA-6

外務省



37
5.
14
市也
早稲田のコンクリン
い湯ま



GA-6

外務省

RG'-0002

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



37.
5.
15
アカロシカレン市境界、M.P.の標



37.
5.
23日 大佐館前、港、左から

リイアン、
長井三平、
イラン、
塘川、
伊藤、
田代、
原、
吉、
浅尾、
下、
ル、

GA-6

外務省



37.
5.
14
港地入口
十分の一、
社、
西、
北、



37.
5.
15
港地入口
新市、
六、
松、

GA-6

外務省

RG'-0002

0281

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



1965
10

アツア局長
審議官
通商参事官
南東アジア課長

電信室
事務室
秘書室

1965.6.15

本館田南東アジア課長 漢文

在シヤカルタ 堀川総領事代様

7カロンカン殉難46人ノ名
遺骨送還ニ関スル件

本件につきまして、昭和37年5月30日付拙信ジオ93号を以て、予に於ける御指示に従い、「シヤカルタ在籍邦人有志者」より7カロンカン殉難邦人遺骨送還委員会を設置され、該委員会の手により、去る5月14日9件の遺骨を発掘され、シヤカルタ、護送大祭の後、該委員会より本館に対し内地へ送還を依頼のあったこと、本館は之を受理し、5月24日タンジコロ、ポリオク港に上陸し、本館船舶の乗乗れ本館船に託し、内地送還の系統を完了し、旨を報告したことがあり、以上は表向の報告であり、実際は、大使館

37.6.20
50

GA-6

事務室

2

支持の下、本館の着念と行務委員の協同
邦人南谷吉平氏136名の本館の部下を31名
に邦人 Sjaffjan (12172) 君の協力により
処理したことがあり、以下本件
発掘に際する実際の経過、発掘状
況、所要経費等、本館の着念と支
援の報告を致し、

本館、事後の整理に、更に御意
配を、願ひ申し上げます。

GA-6

事務室

RG'-0002

0282

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第1. 経過

本件に关しては、昭和36年秋半「イ」の
 旧在インドネシア女子協会石井大博氏が
 本宅に付し依頼あり（同氏より墓地の異
 國及び殉葬者の代名一覽表と受領）
 由り、その後遺族より朝日新聞社報
 務の三島秀雄氏より、23. 依頼より由り
 のに祭振に決意し、昭和36年（月）の
 インドネシア外務省 *Japan Desk* の任直
 許合にて始めたり、送還完了後、約1
 箇年を要し、改々によりたり。

その経過概況は、別紙（1）のとおり
 ありたり。〔本宅と「イ」の間の往復
 運輸類は、送付したるに、了承下
 たり。〕、時日より、おのづから、各々
 務の都合と見計り、この仕事は、
 とにも因りたり。他方「イ」に対
 して許りや協力依頼等の系統了
 多し、その返りも、答に、手肉
 と、本宅よりありたり。同氏の送還
 念に、この期待より、到着

GA-6

外務省

この「イ」の事情にありたり。
 従って、今後「イ」の地に
 ありたり。祭振に、想像外の時
 日より、おのづから、予め考慮に入
 り、必要ありと考へたり。

第2. 祭振状況

(1) 上記第1の別紙（1）の経過概況の如
 く「イ」に対して許り系統の完了
 あり、決定より、5月12日に、本宅に
 由り、南谷良平氏より *Sjoffan* 君
 と帯同して、改の同程により、本宅被
 用自動車にて、マカロンカレに由り、
 した。同程中に、本宅より、本宅
 中の諸行より、本宅に由り、本宅
 の港にて、本宅に由り、本宅に由り、
 事を合めたり。

◎第1日、昭和37年5月12日（土）

マカロンカレ祭ハントレ

この内自動車にて、本宅

◎第2日、5月13日（日）

GA-6

外務省

△ バントレン 祭 4レホレ、この内子時内夜
 △ 4レホレ 祭 7⁰カレカシ、^レ足時内夜
 △ 午後5時 7⁰7¹²カレカシ物長女公邸に
 在り各機翼の長及7⁰7¹²カ
 シ日可人落地区振振の長官
 の各委員合計25名と公武合不
 物長女と東女がスホホ控
 控
 △ 午後7時 市長公邸に晩餐会
 △ 午後8時半 落地区に前夜祭
 (Selamatan) あり、市長、東女
 その他関係者、祭振人等が
 名を席。東女は市長控控
 △ 東女夫妻 市長公邸に泊
 ◎ 5月14日(月) [当日は回教
 徒の祭日、一般人は休息]
 △ 午前9時から祭振開始、
 始前に市長と東女控控
 △ 午後2時祭振完了
 遺骨は、レトカルタから持参し
 長さ60センチ、幅と高さ20cm

この木箱9個に納め
 △ 遺骨は落地区に保管され、東女
 はその後記の各機翼の長が
 花輪の供さし、
 夜内は憲兵はの警備6名
 終夜警備
 △ 夜内、東女一行落地区に到り
 憲兵警備、表敬
 △ 東女夫妻 市長公邸に泊
 ◎ 5月15日(火)
 △ 午前8時落地区に到り、市長が
 遺骨を正式に受領、市長
 は東女控控
 △ 午前9時半、東女各機翼の
 長に見送られ、落地区を脱し
 カルタに向ふ。
 △ 憲兵4名は7⁰7¹²本境界
 まで護送
 △ バントレン 1泊
 ◎ 5月16日(水)
 △ バントレン 祭にヤカルタへ帰着
 △ 同日午後にはカルタの華僑墓

地、ある大葬場、大葬

◎ 才 6日 5月17日 (木)

△ 正午大葬場より遺骨9個を
交納、その中18センチ位の箱
箱に納め、更に9箱(大箱)1
個に納め、シヤネ、フタ、フ
ン墓地所在の同9人組遺骨
に保管

◎ 才 11日 5月22日 (火)

△ シヤネ市役所衛生局、遺骨
を持参封印し世に

△ 本、官宅へ1夜保管

◎ 才 12日 5月23日 (水)

△ 午前11時より船造、渡送
在り丸船を山手、内池送還
を依頼

(2) 本宅に祭壇あり、在り名機置の
上のフタレットとして、大徳鉢、
花瓶2、菓子器、ネクタイ、煙
草を奠け、祭壇終了後、
水と土、布を置いて埋葬し。

GA-5

I フカロンガン市長

[Resident of Pekalongan]

R. Sunutro Brotodibardjo

II フカロンガン市長 [Mayor of Pekalongan]

R. Moh. Tadju

III 地方軍政府

[Commander of District Military]

Captain Surjadi

IV フカロンガン市警察局長

[Chief of Pekalongan police]

R. Suratman

V フカロンガン市衛生局長 [Chief of
Pekalongan Health Service]

Dr. Sunarjo

VI フカロンガン検察庁長 [Chief
of Public Prosecutor of Pekalongan]

marjono

VII フカロンガン副市長

[Patih of Pekalongan]

Djajaningrat

VIII フカロンガン市役所公衆衛生

GA-6

外務省

動力局長 (Chief of Public Work & Energy, Pekalongan)

Sudikyo

IX 憲兵隊長 (Commandant of Military police)

Lieutenant Sugito

(3) 本件発掘は、本市表向の
G. 掘り出し、マカロンカン市役所
に依頼し、同市役所では、
発掘実施と円滑にすため、発掘
委員会と設け、2、3回協議によ
り委員の務名は、次の通り
あります。

- 委員長 市長
- 副委員長 副市長
- 委員 軍政支
- 検察庁長
- 警察局長
- 公共事業局長
- 衛生局長
- 駅長

GA-6

外務省

(4) 本件発掘は、本市表向の
G. 掘り出し、マカロンカン市役所
に依頼し、同市役所では、
発掘実施と円滑にすため、発掘
委員会と設け、2、3回協議によ
り委員の務名は、次の通り
あります。

GA-6

外務省

ある場合に(1)部告に接達する
 中央から示達をまいる由に上り申す]
 (5) 祭壇前に布帳を掛、巻地を整理し、
 番号札を立ておまつくまはせ。遺骨は
 番号札の表をしてもうす箇所に、919
 相違なく祭壇をせし、本宮を二小と見
 守、おまつくまはせし、石井大木遺骨の骨を
 残しおくまはせし、廻りの表を、遺骨の如
 くおまつくまはせし。
 遺骨は、何れも齧蝕いあり、殆んど
 骨形を留めず、何れも両手に入る位に
 残しおまつくまはせし。この遺骨は
 祭壇の左のブロックの704の如く字形
 に近いものはおまつくまはせし。〔林軍曹
 の遺骨は、埋葬方法が違つたため
 が、頭骨や大股骨を判別でき
 ぬ方に残しおまつくまはせし。従つて遺骨の
 量が1考多し。次におまつくまはせし〕
 この遺骨は、祝詞におまつくまはせし
 のカソリを返し、火をいけて清浄の上、回
 教徒の仁まりにおまつくまはせし。包むに際し

GA-5

外務省

綴りまはせし。
 遺骨は、承前又個々の指綴
 (5 gram 位) 1個おまつくまはせし。承前
 指綴は、おまつくまはせし。おまつくまはせし
 の愛人から贈りおまつくまはせし。おまつくまはせし
 て(ハート型)、布帳に返し、おまつくまはせし
 何れ、通常に、おまつくまはせし。おまつくまはせし
 は市の学生事業に使用しおまつくまはせし
 おまつくまはせし。遺骨は、おまつくまはせし
 おまつくまはせし。おまつくまはせし。
 (6) 墓地祭壇人夫は10数名おまつくまはせし
 その中の次の2人は、殉難者に埋葬し
 縁のある人の内へ、今後おまつくまはせし
 上のおまつくまはせし。縁のある人の内へ
 遺骨は、おまつくまはせし。おまつくまはせし
 1000に500、おまつくまはせし。おまつくまはせし
 おまつくまはせし。おまつくまはせし。
 O. Amat Ryatam 氏
 住所
 Djaban W. H. Boespraten

GA-6

外務省

RG'-0002

0287

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

{ depan rumah pemalangan
Hewin }



Djawa Tengah, Indonesia

○ Djastro, b.

住所



Djawa Tengah
Indonesia.

遺族の方から 殉難者の殉難者
時の櫻標を尋ねたところの
2名は 照会された 或る程度判
り 3.3と 思 います。

(7) 納棺後 9 左の花輪及び 次々
機屋の 7.3.3の花輪が、9 個の棺
上に供えられました。

- I 7.12.11 検察長 Mr. Suparto
- II " 検察局長 Mr. Sunarjo
- III " 市長 Mr. Redjo
- IV 軍政官 Cantaris Surjadi
- V 7.12.11 市警察局長 Mr. Suratman

GA-6

外務省

VI 7.12.11 検察長 Mr. Marjono

VII " 市衛生局長 Dr. Sunarjo

VIII " 市長 Mr. Djajaningrat

(8) 祭壇前時の写真と参考として 送付
し ました。(右左の 書 見 知)

遺族の方から 送付した 写真の 3.3.3 花輪
の 写真

GA-6

外務省

第3 所費経費

以上控概に要しむ経費は別紙(別)の
 とあり、8.6.6.5.5にコピーとG.1.1.1.1
 の向手より、(本立の各回の控概に付日
 本政府の指命に基き、今般控概(運出に
 必要な)と、貸付金(500万円)の
 両方を御了承にさせ、大方は(日本
 と旧政府の代表として)接受し(取
 付)切り詰めたことには困難あり。此
 の、部費にさしたるは、部費にさしたる
 書費の嵩を有標に、(1)と(2)の
 団体は、(1)の標に書費が(1)と(2)
 付記に(1)と(2)の標に(1)と(2)
 互いに(1)と(2)の標に(1)と(2)
 極力回避せしむるべしと、(1)と(2)
 左。

本件経費は、本立の新費の(1)と(2)
 の(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 上(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 1.800 円2回の計、1.2 = 450 円

GA-6 外務省

本。旧政府に渡すに75,438円に(1)と(2)
 の、甚る(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 控概の(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 谷区(旧谷区)町田2697番地、堀川雅
 弘。電話422-4076]へ、控概を
 (1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 左。

本(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 の(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 運出に(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 左(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 10倍以上の(1)と(2)の(1)と(2)
 後の(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 考へ(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 左。

今後、(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 控概(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 定率(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 (1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 上の(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 考へ(1)と(2)の(1)と(2)の(1)と(2)
 左。

GA-6 外務省

第4 「7°のロシヤ人の難民人道^{送還}
委員公」名簿に、別紙(3)のと
おりあり。

第5 今般特^に其語に(1)に、市長は
副市長に、感謝状を、2に、送
る。且、贈物を119に、送る。上、と、送
る。この旨を仰信言分、4に、送
る。 address (1) 次、と、送る。

- 市長
Mr. R. Mohammod Tedjo
Wali kota,
Kotapradja Pekalongan,
Di pekalongan,
Djawa Tengah,
Indonesia.
- 副市長
Mr. R. P. S. Djajaningrat
Patih,
Kotapradja Pekalongan,
Di pekalongan.

GA-6

外務省

Djawa Tengah,
Indonesia.

以上。

GA-9

外務省

別紙 (1)

18

7. カロニカン多旬英住者遺骨発掘
送還に際す対イ交渉経過

年月日	交渉経過
昭和 36. 6. 5	イ外務省より太平洋洋局 Japan-Denk 係官に付函、発掘手続きにつき尋ねる。
6. 20	同上手續につき回答を貰ふ。
7. 6	発掘許可の口上書イ外務省へ送る。
7. 18	7. カロニカン市長、発掘協力要請の書翰を送る。
7. 25	イ外務省の許可促進の口上書を送る。
10. 10	イ外務省の発掘許可の口上書を受領。
10. 17	7. カロニカン市長に対し、外務省の許可の旨を通知するのと同時に協力と調査を要請の書翰を送る。
11. 21	7. カロニカン市長に要報を以て同

在外公館

17

	答を求めず。
37. 1. 22	部下 Sjofjan 主 7. カロニカンに照会し、現地側との連絡はどの調査を行わせよ。
	市長は返答の書翰を送る。シヤカルクへは着るものを利用の旨を持参す。
1. 25	中部シヤク市長に対し遺骨運送許可の書翰を送る。
2. 9	同上許可の返書を受領。
3. 12	西部シヤク市長に対し遺骨運送シヤクを通過許可の書翰を送る。
3. 20	同上許可の返書を受領。
4. 13	Sjofjan 主 再度 7. カロニカンに照会し、現地側と打合わせよ。
5. 8	東官 7. カロニカン 書翰の旨をイ外務省儀具局へ通報。
5. 10	7. カロニカン市長に対し、東官 5月16日に書翰の旨を電報。
5. 22	シヤカルク市長に対し遺骨検査封印はどの日付の送還許可を電請

在外公館

20

	の書類を送る。
5. 22	クレスコ、ワリオの校長に社 車庫に遺骨送還部からの書類 を送る。

礼部省

別紙(2)

21

7°712-カン殉難者遺骨発掘
送還に要する所要経費

年月日	摘要	証帳番号	支出額
昭和36. 11. 29	7°712-カン社長の電報料	(1)	66
37. 1. 22	Lyofjan 7°712-カン社長の電報料	(2)	4,371
4. 22	同上	(3)	3,071
	市経所へ発掘諸経費1部前払	(4)	4,500
5. 4	市台より電報料	(5)	122
5. 6	樽9個代	(6)	2,000
5. 10	火葬場の送金	(7)	
5. 11	白布代(遺骨用)	(8)	675
	小計		15,305
	右経費未送、換算 @41.00 = Rp 300 Rp 15,305 = <u>4,511.00</u>		
5. 12	バンテン Hotel 代	(9)	1,965
5. 14	墓地発掘諸経費和同社 ○人夫代 ○前花代 ○花代	(9)	7,500

GA-G

外務省

RG'-0002

0292

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

	○ 相代 (20 箱に使用 3000) この代金は 210 箱に 使用 2000 使用 2000 計 12,000		
5. 14	墓地発掘 雑費 (5月13日 15日 3日計) ○ 人手 12人 労働費 5,000 ○ 燃料代 500 ○ 人力車代 250	6,000	
" "	殉難者 埋葬 祭儀 小島 2人 大川 1人 特別 謝礼	2,000	
" 15	市役所 に対する 寄付	10,000	
" "	市会 に対する 謝礼	5,000	
" "	市長 公郵 使用 人 3人 への 寄付	750	
" "	発掘 による 特別 謝礼 市長 4,000 衛生局長 2,000 公衆衛生局長 2,000 墓地管理人 2,000 区長 1,000 計 11,000	11,000	
" 15	護送 2人 に対する 謝礼 計 1,000	1,000	

GA-7

5. 15	7カコロガン旅館代 (10)	1,500
" 16	バンブー Hotel 代 (11)	1,300
" "	角谷氏 に対する 謝礼 (12)	5,000
" "	Byo-fan に対する 謝礼 (13)	6,000
" "	運送 手 に対する 謝礼 (14)	3,000
" 23	シヤカク 墓地 入場料 (15)	225
" "	同上 文 料 雑費 (16)	112.50
6. 13	火葬代 (規定料 11.100 1000 に 1000 計 9.000 に 1000 の 30 割 3100 等) (17)	3,000
" "	シヤカク 墓地 に対する 雑費 (18) ○ 墓地 管理 費 300 ○ 火葬 費 100 ○ 墓地 管理 費 50 ○ 墓地 管理 費 50 ○ 遺骨 封印 料 50 ○ 同上 費用 に対する 火葬 代 300 ○ 釘 釘 代 50 ○ 線 代 20 ○ 10-ソク 代 20 ○ 線 代 250 ○ 花 代 150 ○ 金 貨 無 料 に対する 謝 礼 300 ○ 白 布 代 200 計 1,880	1,880
" 13	7カコロガン 墓地 途中 への 合 率代 (19)	3,600

GA-8

5月13日 全米米糧食代 850	
15日 " " 1100	
" " パン粉代 750	
" " 砂糖代 800	
" " ホウレン草代 500	
合計 3600	
小訂 (伝票書以下)	71.350
右記を米貨に換算	
@ 100 = Rp 450	
Rp 71.350 = 米 158.55	
合計 Rp 86.655	86.655
この米貨を 209.55	
1.6上の米貨を 104.17に換算	
@ 100 = 430	
米 209.55 = 775.938	

フカロンカン殉難邦人遺骨
会招送還委員会名簿

1. 設置場所
シヤカルマ市 カシマク通り193号のA
鹿島貿易ビル シヤカルマ支店内

2. 設置年月日
昭和36年5月10日

3. 役員名

委員長	板間照隆	鹿島貿易
副委員長	角谷良平	上建業
委員	豊島平	木下商店
"	光長政敏	園芸業
"	片山太郎	専車船物
"	森隆盛	豊田自動車
"	下岡善治	大使館職員
"	栗田正義	伊藤忠
"	高橋入部	三菱商事
"	佐藤恒三	大使館職員
顧問	堀川静	泡盛代村

アジア局長

宇山審議員

総務参事官

南東アジア課長

インドネシアのアカロンガンからの遺骨の到着について

2765
10年保

アジア局南東アジア課

昭和37.6.25

1. 本6月25日(月)東京船舶本社から、まきに
インドネシアのアカロンガン基地の日本人殉難者
の遺骨9柱を載せ帰国^るの途^ににあ^るた
同社所属の東京丸は、また6月30日(土)
午前(時刻未定)東京港(横橋未定)に入港
する旨連絡した。

GA-5

外務省

2. 遺骨の収容に關する手配その他につい
ては、目下厚生省において準備中であるが、当日
における遺骨の受入れ準備その他については、
追つて厚生省係官と打合せする予定である。

3. 厚生省としては、横橋において左んらの
儀式をも行わない意向であるが、同省機護
局業務2課長ら係官5~6名が同日出迎え
に赴く予定である。

よつて本省からも、東京丸から横橋まで
遺骨の搬出の責を果すため、南東アジア課長
(または同代理)が^し出迎えに赴くことと致し

GA-6

外務省

出迎者
厚生省 6名
外務省 6名
遺族

等

RG'-0002

0295

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

たし。

遺骨を受領後は

4. なお、厚生省では、同日、同者におい

運り

て慰霊祭を行つた後、遺骨を関係遺族に

(引渡) 返還する趣意である。

外務省

在ジャカルタ総領事のプカロン
ガン遺骨の送還に関する経緯報
告要旨

アジア局南東アジア課
昭和37年6月29日

1. プカロンガンの遺骨送還作業については、
「イ」側に対する諸手続きが完了したと認定
された5月/2日、本官は、妻角谷良平氏お
よびソフィアン君を帯同し、次の日程により
自動車でプカロンガンに出張した。
◎ 第1日 昭和37年5月/2日(土)
ジャカルタ発バンドンへ
(この間自動車で4時間)
◎ 第2日 5月/3日(日)
△ バンドン発チレボンへ(この間3時間半)
△ チレボン発プカロンガンへ(この間2時間半)
△ 午後5時プカロンガン州長官公邸で在プ各
機関の長及びプカロンガン日本人墓地発掘
協力委員会の各委員合計25名と公式会見
州長官と本官がそれぞれ挨拶

RG'-0002

0296

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- △午後7時市長公邸で晩餐会
- △午後8時半墓地で前夜祭 (Selamatan) あり
市長、本官その他関係者、発掘人等40名出席。本官及び市長挨拶
- ◎第3日 5月14日(月) [当日は回教徒の祭日で一般人は休む]
 - △午前9時から発掘開始、開始前に市長と本官挨拶
 - △午後2時発掘完了
遺骨は、ジャカルタから持参した長さ60センチ、幅と高さ20センチの木棺9個に納める。
 - △遺骨は墓地に保管され、本官及び後記の各機関の長からの花輪が供された。
夜間は憲兵及び警察6名終夜警護
 - △夜間、本官一行墓地に到り憲兵警察に表敬
- ◎第4日 5月15日(火)
 - △午前8時墓地に到り、市長から遺骨を正式に受領。市長及び本官挨拶

- △午前8時半在プ各機関の長に見送られ、墓地出発ジャカルタへ向う。
- △憲兵6名ジープで市境界まで護送
- △バンドン泊
- ◎第5日 5月16日(水)
 - △バンドン発ジャカルタへ帰着
 - △同日午後ジャカルタの華僑墓地にある火葬場で火葬
- ◎第6日 5月17日(木)
 - △正午火葬場から遺骨9個を受領、これを18センチ立方の小箱に納め、更に9箱を大箱1個に納め、ジャチ・プタンブラン墓地所在の日本人納骨置に保管
- ◎第11日 5月22日(火)
 - △ジャカルタ市役所衛生局へ遺骨を持参封印して貰う
 - △本官宅へ1夜保管
- ◎第12日 5月23日(水)
 - △午前11時プリオク港へ護送、東京丸船長山本氏へ内地送還方依頼

2. 本官出発に当り、次の在プ各機関の長へのプレゼントとして、大使館から、花瓶 2、菓子器 4、ネクタイ 2、煙草を貰い受け発掘終了後、これらを、市長を通じて贈呈した。

I フカロンガン州長官
(Resident of Pekalongan)

R. Suputrs Brotodikardjo

II フカロンガン市長 (Mayor of Pekalongan)

R. Moh. Tedjo

III 地方軍政官

(Commander of District Militer)

Captain Surjadi

IV フカロンガン市警察署長

(Chief of Pekalongan Police)

R. Suratman

V フカロンガン市衛生局長

(Chief of Pekalongan Health Service)

Dr. Sunarjo

VI フカロンガン検事局長 (Chief of Public Prosecutor of Pekalongan) Marjono

VII フカロンガン市助役 (Patih of Pekalongan) Djajaningrat

VIII フカロンガン市役所公共事業局長 (Chief of Public Work and Energy, Pekalongan) Sudibjo

IX 憲兵隊長 (Commandant of Military Police) Let. Sugito

3. フカロンが市役所では、発掘作業の実施を円滑にするため、発掘委員会を設け、23回協議した由である。委員の職名は次のとおりである。

委員長	市長
副委員長	市助役
委員	軍政官
"	検察庁官
"	警察署長
"	公共事業局長
"	衛生局長
"	駅長

4(1) 「イ」側現地当局の本官一行に対する接遇および発掘に対する協力は、懇切丁寧であつた。本官一行のフカロンガン到着の日、日曜日であつたが、夕方5時から州長官公邸に参集した25名の在「フ」各界代表から公式の挨拶を受けた。また発掘日で

ある5月/4日は、回教徒の休日であつたにもかかわらず、市長ら各界代表者が発掘が終了するまで墓地に立会つてくれた。

(2) しかも市側では、発掘前に墓地を整理し、番号札を立てておいてくれた。このため、遺体は番号札の表示している箇所から、9体相違なく発掘された。

(3) 遺体は、いずれも腐蝕しており、殆んど原形を留めず、それぞれ両掌に入る位しか残つていなかつた。この点、/昨年発掘したグロドックの70体の如く原形に近いものはなかつた。(林軍曹の遺骨は、埋葬方法が異なつていたためか、頭骸骨や太腿骨が判別できる程度に残つており遺体の量が一番多かつた。

(4) これらの遺体は、現場において、小量のガソリンを注ぎ火をつけて消毒の上、回教徒の仕来りにより白布に包んで棺に納めた。遺品として水筒2個、金の指環(5グラ

ム位) / 個が出てきた。水筒は腐蝕が激しいので本邦送還をやめた。また指環(ハート型)は、インドネシア製で一人が犠牲者のインドネシアの婦人から贈られたものと認められたので、市長に渡し、適当に処分の上貧民救済または市の厚生事業に使用されたい旨依頼したから、御遺族に対し御了承を頂くようお願いするに願いたい。

5 基地発掘人夫は10数名いたが、その中の次の2人は殉難者を埋葬した縁のある人達の由で、今般もまた発掘を煩わすという重ねて縁のある人であった。

○ Amat Tjatan 氏

住所

Djalan W. R. Soekratman
(depan rumah Pemotongan Hewin)

Djawa Tengah, Indonesia

○ Tjastro 氏

住所

Djawa Tengah, Indonesia

遺族関係者が、殉難者の殉難当時の模様を尋ねたい場合には、この2名に照会すれば、ある程度判明するものと思われる。

6 納棺後、本官の花輪及び次の各機関の長からの花輪が、7個の棺の上に供えられた。

- i フカロンガン州長官 Mr. Suputro
- ii " 州警察局長 Mr. Sunarjo
- iii " 市長 Mr. Tedjo
- iv 軍政官 Captain Surjadi
- v フカロンガン市警察署長 Mr. Suratman
- vi " 検事局長 Mr. Marjono
- vii " 市衛生局長 Dr. Sunarjo
- viii " 州市長 Mr. Djajaningrat

7. 「フカロンガン殉難邦人遺骨発掘送還委員会」の名簿および同遺骨発掘送還に関する対「イ」交渉の経緯は別添メモのとおりである。

「フカロンガン殉難邦人遺骨発掘送還委員会」名簿

1. 設置場所
ジャカルタ市ガジャ・マダ通り193号のA
鹿島貿易K.Kジャカルタ支店内
2. 設置年月日
昭和36年5月10日
3. 役員名

委員長	挾	間	照	隆	鹿島貿易
副委員長	角	谷	良	平	土建業
委員	豊	島		中	木下産商
"	光	長	政	敏	園芸業
"	片	山	式	郎	東京船舶
"	森	藤		盛	豊田自動車
"	下	岡	善	治	大使館職員
"	栗	田	正	義	伊藤忠
"	高	橋	八	郎	三菱商事
"	佐	藤	恒	三	大使館職員
顧問	堀	川		静	総領事代理



ブカロンガン殉難者遺骨発掘
送還に関する対イ交渉経過

年 月 日	交渉経過
昭和36. 6. 8	イ外務省アジア太平洋局 Japan Desk 係官を往訪、発掘手続きにつき尋ねる。
6.20	同上手続きにつき回答を貰う。
7. 6	発掘許可方の口上書をイ外務省へ送る。
9.18	ブカロンガン市長へ発掘協力要請の書簡 を送る。
9.25	イ外務省へ許可促進方の口上書を送る。
10.10	イ外務省から発掘許可の口上書を受領。
10.17	ブカロンガン市長に対し、外務省から許 可あつた旨を通知するとともに、協力と 調査方要請の書簡を送る。
11.21	ブカロンガン市長に電話をもつて回答を 求める。
37. 1.22	部下 Sjojjan をブカロンガンに派し、 現地側と連絡及び調査を行わせる。 市長は返答の書簡を送つたがジャカル タへは着かなかつたと判明写を持参する。
1.25	中部ジャワ省長に対し、遺骨運送許可方 の書簡を送る。

2. 9	同上許可の返書を受領
3.12	西部ジャワ省長に対し、遺骨西部ジャワ 省通過許可方の書簡を送る。
3.20	同上許可の返書を受領
4.13	Sjojjan を再度ブカロンガンに派 し、現地側と打合せを。
5. 8	本官ブカロンガン出張の旨をイ外務省儀 典局へ通報
5.10	ブカロンガン市長に対し、本官5月12 日-5月16日に出張の旨電報
5.22	ジャカルタ市長に対し、遺骨検査封印及 び日本へ送還許可方要請の書簡を送る。
5.22	タンジョン・プリオリ税関長に対し、東 京丸にて遺骨送還許可方の書簡を送る。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	3	4
付	あり	3	4
属			

発送日 XXXXXXXXXX

発信 タイプ XXXXXX 校 査 XXXXXX

文書課長 (分類)

公信 東 第 287 号 日付 昭和 37 年 7 月 9 日

大 目 主 管 アジア局長
 次長 宇山審議官
 事務次官 総務参事官
 外務次官
 官 長 主任 南東アジア課長

起案 昭和 37 年 6 月 27 日
 1965 年から
 10 年保存
 起案者 増井 電話番号 423

(協議)

(別 録)

受信者 厚生省 援護局長
 発信者 外務省 アジア局長

写送付先
 希望到着期日 月 日
 この欄は至急信のみに使用のこと

件 名 インドネシア共和国の中部ジャワ省ポカロンガン市から
 日本人殉難者遺骨の送還経緯の通報の件

6 月 9 日付後信東 258 号に属し

公信案(甲) 4-287 外務省 回覧 東 1643

本件 據 出 発 領 事 代 理 人 田 村 南 東 ア ジ ア 課 長 宛
 半 分 送 信 報 告 願 望 有 り 然 共 送 還 経 緯 等 詳 報 有 り
 今 般 送 還 経 緯 報 告 願 望 有 り 然 共 送 還 経 緯 等 詳 報 有 り
 送 還 経 緯 報 告 願 望 有 り 然 共 送 還 経 緯 等 詳 報 有 り
 送 還 経 緯 報 告 願 望 有 り 然 共 送 還 経 緯 等 詳 報 有 り

37. 7. 2

今般、在ジャカルタ堀川総領事代理
 から、インドネシアの中部ジャワ省ポカロンガン
 市の基地に埋葬されていた邦人殉難者の遺骨
 9 体の本邦送還に就くまでの諸般の経緯
 につき報告越したので、同報告の要旨別
 紙のとおり通報する。

別紙添付

GA 4 外務省

RG'-0002

0303

U.

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	4	3	7
付 甲	1	0	1
付 乙	1	0	1
属			

別紙添付
 発送日 昭和37年7月6日
 発信 下 タイプ 検 査 あり

文書課長 (商)

公債案(甲) 第 12 号 公債 昭和 37年 7月 6日 日付

大 一 番 主管 アジア局長
 政務次官 宇山審議官
 事務次官 総務参事官
 外務参議官
 第一部長 主任 南東アジア課長

起案 昭和37年7月4日
 1965年から10年保存
 増料 電話番号 423

(協議)
 (回覧)

受信者 在 浅カルタ 堀川 総領事代理
 発信者 小坂 大臣

送付先 在 インドネシア 黄田 大使
 在 スラバヤ 石出 領事
 在 メダン 平井 領事
 希望到着期日 月 日
 この欄は至急信のみに使用のこと

件 名 フカロンガン遺骨の本邦到着に関する件

5月30日付貴信ジホ93号に關し、

公債案(甲) 外務省 回覧番号 1694
 6 82

37.7.5

1. 東京船舶(株)所属の東京丸は、6月30日午前東京港芝浦~~棧橋~~沖に^{仮泊}到着した。貴館から東京丸の山本船長に託送したフカロンガンの遺骨4柱は、同日午後^{午後}厚生省援護局業務2課長以下関係係官、外務省南東アジア課係官、日本インドネシア協会^(明治精糖代表)および遺族関係者ら約35名^{の代表を受け}同港芝浦棧橋へ出迎えに赴いた。に到着した。

2. 遺骨は、同船内の安置室における出迎関係者による焼香を行った後、厚生省の車に移管され、自動車で直ちに同省の慰霊室に移された。護送され、同日午後3時同慰霊室において、遺族関係者^(明治精糖)主催の慰霊祭が行われた。^(故三角建志は慰霊祭終了後直ちに)

3. 東京在任の遺族に就く遺骨搬送式が^{手渡されれば}外務省

RG'-0002

0304

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

東京府世田谷区
野崎町三丁目
〇〇〇七番

山本 茂一郎

Moichiro Yamamoto

SETAGAYA-KU, TOKYO.
TEL. (32) 0007.

行方不明。
~~子~~ ~~なお~~ その他の遺骨と柱は、^{（してまわす）} 追って
 厚生省から、関係各県を至由遺族~~等~~に
 引渡す予定である。
 なお、6月27日^{（外務省）}発表の記事資料および厚生
 省~~作成~~ ~~遺骨~~ 遺骨名簿各1部別添りとお送り
 付する。

別紙添付 ✓

GA 4

外務省

RG'-0002

0305

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

イソドネシア、ベカロソンの埋葬者について遺骨名簿

番号	遺骨の氏名	所属	身外	死亡諸元	本籍	遺族の現住所 氏名
1	稲垣 鹿一	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 属	昭和20.10.3 死	灰島県 福山市	子 稲垣 順健
2	奥 西 善夫		陸軍 被下	昭和20.10.3 死	京都府 之訓郡	母 西村 シノブ
3	奥 井 吉太郎		陸軍 警部	昭和20.10.3 死	本籍 不明	妻 奥 井 登毛
4	渡 辺 沢 二	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 産員	昭和20.10.3 死	岡山県 吉備郡	兄 渡 辺 博 志
5	三 島 健 吉		陸軍 被下	昭和20.10.3 死	京都府 守田 瓜区	兄 三 島 秀 雄
6	松 田 増 善		陸軍 嘯記 (第10233311行 務)	昭和20.10.3 死	熊本県 幸北 郡	妻 松 田 ツヤ子
7	高 月 行 雄	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 被下	昭和20.10.3 死	熊本県 阿蘇 郡	兄 高 月 英 雄
8	林 一 雄		陸軍 憲兵 隊	昭和20.10.3 死	大阪府 守口 市	母 林 一 雄 崇 念 吉
9	植 田 実 男		陸軍 憲兵 隊 (特別憲兵)	昭和20.10.3 死	本籍地 不明	父 植 田 勝 市

イソドネシア、ベカロソンの埋葬者について遺骨名簿

番号	遺骨の氏名	所属	身外	死亡諸元	本籍	遺族の現住所 氏名
1	稲垣 鹿一	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 属	昭和20.10.3 死	灰島県 福山市	子 稲垣 順健
2	奥 西 善夫		陸軍 被下	昭和20.10.3 死	京都府 之訓郡	母 西村 シノブ
3	奥 井 吉太郎		陸軍 警部	昭和20.10.3 死	本籍 不明	妻 奥 井 登 毛
4	渡 辺 沢 二	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 産員	昭和20.10.3 死	岡山県 吉備郡	兄 渡 辺 博 志
5	三 島 健 吉		陸軍 被下	昭和20.10.3 死	京都府 守田 瓜区	兄 三 島 秀 雄
6	松 田 増 善		陸軍 嘯記 (第10233311行 務)	昭和20.10.3 死	熊本県 幸北 郡	妻 松 田 ツヤ子
7	高 月 行 雄	第1軍政監部 (第10233311行 務)	陸軍 被下	昭和20.10.3 死	熊本県 阿蘇 郡	兄 高 月 英 雄
8	林 一 雄		陸軍 憲兵 隊	昭和20.10.3 死	大阪府 守口 市	母 林 一 雄 崇 念 吉
9	植 田 実 男		陸軍 憲兵 隊 (特別憲兵)	昭和20.10.3 死	本籍地 不明	父 植 田 勝 市

記事資料 (6) K 73

外務省情報文化局
昭和三十七年六月二十七日

元軍人軍属の遺骨のインドネシアからの帰還について

一 終戦直後の昭和二十年十月三日インドネシア中部ジャワのプカロンガン市 (Pekalongan) で起つた暴動によつて殉難し、同市に埋葬されていた元日本軍人、軍属ら九人の遺骨が、インドネシア在留邦人有志の尽力とインドネシア政府関係者の協力によつて、六月三十日東京船舶の東京丸で東京港に到着する。

二 昨年五月インドネシア在留邦人有志は、「プカロンガン殉難邦人遺骨送還委員会」委員長は鹿島貿易の狭間照隆氏をつくり、遺骨の送還についてインドネシア政府やプカロンガン市当局と話し合つて来たが、これら当局の協力を得て、五月十六日九体の遺体の発掘と処理を終えたので、五月二十四日ジャカルタ出

帆の東京丸 (山本船長) に托して遺骨を送還することになつたものである。

遺骨は到着次第厚生省が引取り、その後遺族に届けられるが、一体は氏名不詳のため無名戦士の墓に葬られる。

三 遺骨の名簿は次のとおりである。

氏名	所属	身分	遺族の現住所	続柄	氏名
稲垣 鹿一	第十六軍政監部	陸軍属	広島県福山市	子	稲垣 順徳
奥 西 善天	第十六軍政監部 (ベカロンガ)	陸軍技手	京都府乙訓郡	母	西村 シノブ
奥 井 吉太郎	(勤務) (州庁)	陸軍醫部	三重県松坂市	妻	奥井 登毛
渡 辺 沢 二		陸軍雇員	岡山県吉備郡	兄	渡辺 博示
三 島 徳吉	第十六軍政監部	陸軍嘱託	東京都世田谷区	兄	三島 秀雄
松 田 増喜	(明治製糖株式会社員)	(無給)	熊本県葦北郡	妻	松田 ツギ子

高 月 行 雄	林 一 雄	第十六軍憲兵隊	陸軍憲兵軍曹	熊本県阿蘇郡	兄	高 月 英 雄
不 明	不 明	不 明	陸軍上等兵 (補助憲兵)	大阪府守口市	伯父	黒岩 倉吉

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002



LIEM HWAY TIK
DJL. STADION 46
BANJUWANGI

Banjuwangi, 16 Agustus 1962.

Kepada Jth.,
P.T. Konsul Djepang
Djl. Sumatra 93,
S u r a b a j a . -

Dengan hormat,

Kiriman surat tertjatot No.81/19/62 ttg.11-8-1962 dengan lampiran 2 surat dari Tuan Saburo Yamanoi 9 photo sewaktu tibanja abu almarhum Kinichiro Yamanoi dipelabuhan Tokyo, persemajaman di Hotel Tokyo, peringatan oleh kawan2 almarhum dan penjambutan disetasiun dan dirumah almarhum dikota Sibata jang semuanya dapat kami lihat dan djuga potongan berita harian betapa rasa terharu hati kami dengan djuga merasa gembira bahwa arwah almarhum sudah dapat bersemajam dan berkumpul dengan ayah dan ibunda almarhum dengan tenang.

Peristiwa jang bersedjarah itu tidak akan kami lupakan untuk selama-lamanya.

Dan atas berhasilnja pengiriman abu itu tidak lain jalah berkat adanya bantuan jang sepenuh hati dari Paduka Konsul serta para Saudara2 Karyawan kantor konsulat di Surabaja, untuk itu kami sampaikan penghargaan jang sebesar-besarnja dan terima kasih jang sebanjak-banjaknja.

Selain diatas kamipun mohon disampaikan kepada Tuan Saburo Yamanoi beserta keluarganja rasa terima kasih atas undangan manakala djika kami ada kesempatan untuk ke Djepang pasti kami kabarkan dan kamipun berharap agar Paduka Konsul dan Tuan Saburo dengan segenap keluarga suka datang mengundjungi ke Banjuwangi dan melawat kekuburan almarhum, pada saat itu pasti almarhum Kinichiro Yamanoi dapat melihat dari dalam kuburan dengan penuh gembira dan tenang.

Dan achir surat kami ini lagi sekali kami haturkan terima kasih.

Hormat kami,

ttd.,

(Liem Hway Tik)

Your letter No.82/19/62 dated 11.8.'62 sent to me by registered post along with 2 letters from Mr.Saburo Yamanoi and 9 pictures have duly reached me.

Going through the pictures depicting the arrival of the ashes of the late Kinichiro Yamanoi at Tokyo Post, the same while resting at a Tokyo hotel, the memorial meeting of his friends, the welcome at the railway-station and at his home in Shibata and the account of the news-clipping, all this has deeply moved me; but at the same time I am glad that the departed soul, deposited in his mother and father's shrine may now rest in peace.

Never shall I forget this historical sequence of events. The consignment of the ashes has been possible thanks to your kind help and that of the officers of the Consulate at Surabaja for which I beg to express herewith my deepest appreciation and thanks.

May I also ask you to convey my feelings of gratitude to Mr.Saburo Yamanoi and his family for their kindness in that they would gladly get word of our visit to Japan. I, in turn, hope that you and Mr.Saburo Yamanoi cs. will once have the opportunity to come over to Banjuwangi for a visit to the deceased' grave. The late Kinichiro Yamanoi will then surely look up from inside his grave with much tranquility and happiness.

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0309

アジア局長

参事官

総務参事官

南東アジア課長

スバ総才154号

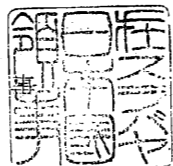
昭和37年 9 月 20 日

外務大臣殿

1965年から
10年保存

在スラバヤ

石出領



故山の井謙一郎の遺骨
送還に関する件

本件に関する6月16日亜東才23号御来示
に關し、山の井三郎の礼状(イ訳つき)及び
写真等を林懐徳に転達して置いたのに対し、
林氏から折返し小官宛、「故人の靈が御尽力に
より故山に帰還して永眠の所を得たるを喜ぶ」
旨並びに「御遺族より将来訪日するに於ては
観迎すべき旨御申出があつたが当方にては御
遺族が展墓のため当地を訪れられる機もあれ

37.9.6



在外公館

四 宛 番 号

亜東 2220

かしと期待している」旨を山の井に転達方依
頼があつた。

就ては別添の右来信写及びその英訳文山の
井に御転送を願いたい。

(林氏来信写及び英訳文)

在外公館

RG'-0002

0310

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

マイソ指示	乗付用	機務用	計
未	信	0	1
付		(7/22)	
戻			8

発着日 昭和37年9月11日
宛先 東京

半公信 (分類)

公信 番号 半公信 日付 昭和37年9月11日

送附先 アジア局長

送附先 南東アジア課長

送附先 南東アジア課長

送附先 南東アジア課長

送附先 南東アジア課長

1965 年保存

送附先 新潟県新発田市 山崎三郎

送附先 南東アジア課長

件名 貴殿の井上謹一郎の遺骨送還に付
 貴殿から林懐徳氏より
 転達依頼のありま(原)に礼状、写真、
 新聞切抜記事等、任(原)スハ石(原)取

37.9.11

11 169

領事と通じ同人に送付しました。
 (原) 今般 林氏 から石取領事
 (原) 貴人の英霊が故国へ帰
 還し永眠の場を得ることと喜
 び、御遺族から将来の日
 羊の際にお慰め可き旨の申し込
 りを致し誠に感謝するに及び、御遺族
 から将来墓参のため、バニエワシに訪
 ねられたいと希望する旨も貴殿へ伝
 達し、別添書簡英訳のとおりに申し込
 りました。
 よろしく御承知の上、御承知
 願います。

別紙添付

GA-4 外務省

RG'-0002

0311

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

TURUNAN

PANITYA PENGABENAN PAHLAWAN
SUKRA - SUKRI

KEPADA :
Jang Mulija Duta Besar Djepang
di
D J A K A R T A

No. : 6/P.S.S./1962
Lamp. : 1 gabung.

Atjara: Permakluman dan
mohon kehadiran.

Merdeka.

Guna menebus djandji jang telah kami ikrarkan bersama, maka pada tanggal 3 Nopember 1962 jang akan datang akan kami lakukan pengabenan bagi kedua orang Pahlawan Nasional kami jang dulunja berkebangsaan Djepang. Tempat untuk mengedakan upatjara itu adalah di desa Penarungan distrik Mengwi Daerah Tingkat II Badung (Bali Selatan).

Untuk dimaklumi, kami telah lampirkan riwayat singkat dari kedua almarhum dan susunan panitya pengabenan tersebut.

Bila jang Mulia berkesempatan untuk menghadiri upatjara pengabenan diatas, hal itu sangat membesar hati kami.

Atas perhatian Jang Mulia dengan ini kami utjapkan banjak-banjak terima kasih.

Denpasar, 10 Oktober 1962
Panitya Pengabenan Pahlawan
S u k r a - S u k r i
Sekretaris I,
ttt.,
(W. Munteg Karmang)

Ketua I
ttt.,
(I Made Mardja)

TEMBUSAN DENGAN HORMAT:
KEPADA JTH. KONSUL DJEPANG DI SURABAJA.

日本大使館
局長様
拝啓

PEMBENTUKAN PANITYA PENGABENAN PAHLAWAN

S U K R A - S U K R I

Dalam memenuhi seruan Pemerintah Daerah Bali mendjelang Karya Eka Dasa Rudra di Besakih, dalam mana supaja semua roh2 orang jang meninggal bagi Umat Hindu Bali agar disutjikan (diaben).

Dalam rangkaian itu masjarakat Desa Penarungan akan melakukan Yadnja bersama pada tanggal 25 Oktober 1962.

Sukra dan Sukri (nama aslinja Mitsjwiso dan Haraki jaitu tentara Djepang jang menjerah kepada R.I. dalam pergolakan Revolusi tahun 1945) oleh angkatan 45 dan masjarakat setempat semufakat untuk melaksanakan pengabenan bagi kedua Pahlawan tersebut dengan terlebih dahulu menjampai kepada semua ex.pimpinan di Markas W.I.

Hal ini dilaksanakan, mengingat keinginan dari kedua Almarhum semasih hidup dan masjarakat Penarungan jang merupakan suatu sumpah supaja segala sesuatu berkenaan dengan diri mereka dilaksanakan di Penarungan Ex.pimpinan2 Markas W.I. diisi oleh orang2 45 jang berasal dari berbagai Daerah di Daerah Badung. Untuk dapat pengabenan dilaksanakan lebih sempurna, maka panitya ketjil (ad.hok) jang dibentuk pada Markas W.I. tersebut. Oleh ex. Pimpinan2 Markas W.I. telah diadakan musjawarah guna membentuk panitya kerdja jang pada tgl. 16 September 1962 bertempat di Losmen Sempurna Tulangampijang Denpasar telah ditetapkan seperti tersusun dibawah ini:

SUSUNAN PANITYA KERDJA PENGABENAN PAHLAWAN SUKRA-SUKRI

- | | | |
|-------------------|-----|---|
| Pelindung | : | A.A.Bg.Sutedja Gub.Kep.Drh.Bali |
| Penasehat | : | 1. Let.Kol.Soebroto Arja Mataram
2. Bapak Tjilik
3. I Made Widja Kusuma |
| 1. Ketua | I | : I Made Mardja |
| 2. "- | II | : I Wajan Likes |
| 3. "- | III | : Gede Gendera |
| 4. Sekretaris | I | : W. Munteg Karmang |
| 5. "- | II | : I Gst.Ag.Kt.Tantera |
| 6. "- | III | : I Gst.Ng.Puger |
| 7. Bendahara | I | : Njoman Nedeng |
| 8. "- | II | : Kt.Lodir |
| 9. "- | III | : Made Suetja |
| 10. Pembantu Umum | : | 1. I.Gst.Kt.Rai Budita
2. Id.Bg.Gd.Pamaron
3. Perbekel Penarungan |

Handwritten notes in Indonesian and Japanese characters next to the list of staff.

SEKSI2 :

- | | |
|---------------------------------|---|
| I. Seksi Publikasi/Penerangan: | Ida Bgs.Ng.Manuaba |
| II. Seksi Konsumsi | 1.Njonja Kt.Retjeh
2.Njonja Njm.Rantes
3.Njoman Murdi
4.Njonja R.Sumanteri |
| III. Seksi keamanan | : 1.Made Regog Gunung
2.Made Kardi |
| IV. Seksi penerimaan sumbangan: | Kt. Bedog |
| V. Seksi penghormatan Militer: | Markas Leg.Veteran R.I.
Tjabang Badung |
| VI. Seksi pengerahan massa | : 1.Angkatan 45
2. I Gede Megananda |
| VII. Seksi pawai | : 1.Gst.Nj.Raka
2.Pt.Gde |
| VIII. Seksi upatjara | : 1.Gst.Kt.Kaler
2.Wajan Simpen |
| XI. Seksi penerima tamu | : Panitya harian |
| X. Seksi angkutan | : Sadera Winatha |

XI. Seksi P3K : Id.Bgs.Pt.Meregeg
XII. Seksi Dokumantasi : Ida Bgs.Alit Sudarna
XIII. Seksi Upatjara Militer : Ida Bagus Ratja

Denpasar, 9 Oktober 1962

Panitia Pengabenan Pahlawan Sukra-Sukri

Bert. Sekretaris I,

ttd.,

(W. Munteg Karmana)

RIWAJAT SINGKAT I WAJAN SUKRA DAN I MADE SUKRI

I. Lahir a : I Wajan Sukra (nama asli Mitsjwiso) lahir di Djepang pada tahun 1915 di Negeri Djepang sudah beristri dan anaknja ada dua orang.

b : I Made Sukri (nama asli Baraki) lahir di Djepang pada tahun 1920 dan masih budjangan.

II. Pendidikan: Keduanja mendjadi Militer dalam Angkatan Darat Djepang pada waktu Perang Dunia II th.1941-1945.

- III. Riwayat : 1. Pada waktu penjerbuan tgl.13 Desember 1945 jang dipelopori oleh T.K.R. terhadap Koncentrasi2 pasukan Djepang jang masih bersendjata lengkap diseluruh Bali, pemuda2 baik T.K.R. maupun P.R.I. jang berada di Desa Pendarungan bertugas menghadapi tentara Djepang jang tinggal di Baha.
2. Penjerbuan tgl.13 Desember 1945 gagal disebabkan kekurangan dalam segala hal, terutama persendjataan. Oleh karena itu Pimpinan2 dari berbagai Daerah tentara Badung Tengah mengadakan permupakatan dalam melengkapi diri dengan djalan merampas sendjata pada Koncentrasi2 serdadu Djepang. Kegagalan penjerbuan jang lampau dipakai pengalaman pahit jang kini diperlukan tipu musliat jang litjik.
3. Pada awal Djanuari 1946 satu ploton pasukan dipimpin oleh Sdr.Serandu dengan menjamar sebagai pekerdja dan pedagang pada siang hari dapat memasuki pertahanan serdadu Djepang di Baha. Dengan tjara jang sangat litjik mereka berhasil dapat melarikan sebuah senapan mesin berikut pelurunja.
4. Untuk memalingkan perhatian musuh, pasukan Sdr. Serandu es. lari kearah barat laut sedang letak Markas pasukan disebelah timur benteng Djepang.
5. Dengan perlindungan pemuda2 didesa Baha pasukan dapat lolos kearah timur dengan menjeberang djalan raja. Kini pasukan sudah kembali ke Markas dan tiba dengan selamat dan aman karena tidak ada pengejaran dari pihak serdadu Djepang. Mereka terus mengedjar dengan serdadu kearah barat laut jaitu Denkaju, belaju, Marga dan sekitarnja.
6. Setelah lebih kurang dua minggu serdadu Djepang itu tak berhasil mendapat djedjak perampas sendjatanja, maka mulai dilakukan pengurangan ke-dacrah sekitarnja. Dalam pada itu desa Pendarungan mulai di kurung dan tiap2 rumah penduduk diperiksa. Pada tanggal 20 Februari 1946 diwaktu pagi2 buta penduduk dikedjutkan oleh dua orang serdadu Djepang jang tanpa kendaraan berada di bala i Bandar Tjemenggon.

7. Hal ini

抄
及
原
文
を
見
る
に
よ
り
て
す
て
ら
れ
た
事
を
記
す
。

RG'-0002

0313

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

7. Hal ini segera menjadi pemikiran Pimpinan Markas I Wj.Likes (dua belas) dan I.Kt.Retjeh (tujuh belas). Maka diputuskan untuk menanggapi kedua serdadu Djepang itu.
8. Suatu hari di jam 16.00 setelah dapat memasuki rumah2 penduduk mereka telah sampai pada perbatasan antara desa Pendarungan dan desa Abian Semal. Pada perbatasan inilah kedua serdadu Djepang itu telah dapat dilutjuti ditangkap hidup2 oleh pemuda2 yang dipelopori oleh Gst.Mangku. Kemudian kedua serdadu Djepang tadi dibawa kepada Markas berikut sandjata dan alat2 lainnja. Hari penyerahan atau perlutjutan sandjata terhadap kedua serdadu Djepang itu adalah hari Djumat atau dalam bahasa Bali Sukra. Sebagai tanda/konangan maka nama mereka diganti dengan I Wajan Sukra dan I Made Sukri.
9. Kini setelah beberapa minggu berlalu Sukra dan Sukri sudah bisa bergaul dengan mudah kepada pemuda2 bahkan menjadi kawannya yang sangat setia. Kesetiannya lebih2 dapat kita yakini karena mereka minta ikut beristiadat agama hindu Bali dan supaja segala sesuatu berkenaan dengan dirinya diselenggarakan di Pendarungan.
10. Tindakan yang lebih dipertjaja lagi dalam mengudji kesetiaan mereka adalah mereka dikirim untuk mengadakan pentjegatan/penjerbuan terhadap Concentra si2 musuh. Maka pada tgl.18 Maret 1946 di jam 8.00 (pagi) dikirim Sukra dan Sukri ke daerah Baturiti karena serdadu Nica tiap2 hari kesana mengambil sajur2an. Pasukan yang bertugas mengawasi menjertai dipimpin oleh I Made Mardja dengan kawan2nja. 2. I Made Gendera 3. I Gst.Rai Budita 4. I Md.Djodjol 5. I Md. Kardi 6. I Wj.Mudera 7. I Made Njambrug 8. Tohir 9. Supangkat 10. Regug 11. Ida Komp.Saren 12. Ida Md.hai 13. Ida Njm.Rai 14. I Md.Djagcg. Sampai di Sembung masyarakat segera mengetahui maksud pasukan, maka diputuskanlah untuk mengadakan pentjegatan disana.
11. Di jam 13.00 datang sebuah truck dari djurusan selatan (Denpasar) dengan 20 orang penumpang. Maka Sukra dengan Sukri dengan senapan mesin dan kawan2 lainnja serempak menjambutnja dengan tembakan yang tak dapat memberikan kesempatan kepada musuh untuk mengadakan pembalasan. Akhirnya hantjurlah sebuah truck Nica beserta penumpangnya semua. Bantuan segera datang ber-truck2 yang penuh dengan serdadu-serdadu Nica dengan persenjataan yang serba sempurna. Melihat kekuatan musuh yang tidak seimbang maka rentjana pasukan merampas sandjata tak dapat dilakukan. Pasukan segera menghindari kiri kemudian kembali ke Markas.
12. Akhir2 bulan Maret 1946 pentjegatan2 direntjanakan

di Darmasaba

di Darmasaba, Sibang, Abiansomal yang kesemuanya tidak berhasil dapat menghantjurkan musuh. Semangat untuk mendapatkan perlengkapan yang lebih sempurna masih bergelora pada dada pemuda2 di Markas W. Atas inisiatief almarhum Sukra-Sukri dapat diadakan hubungan surat-menyurat kepada bekas teman2nja serdadu Djepang di Tangsi Baha. Pada tgl.23 Maret 1946 oleh Murja cs. dengan membawa surat Sukra-Sukri berhasil didapat sebuah senapan Djuki (penangkis kapal udara) dari tangsi Laha.

13. Pada tgl. 25 Maret 1946 di belumbungan disiapkan tempat2 latihan setjara sempurna, dengan sistim Gerilja untuk perlawanan2 selanjutnja dengan mengadakan baris2 gerilja ditiap-tiap daerah, berusaha menghantjurkan musuh dalam segala bidang (pisik, mental) dengan tjara legal maupun illegal.
14. Konsolidasi Taman Sari pada tgl.27 Maret 1946, pada waktu itu diadakan persidangan khusus untuk menilai kekuatan diri. Menghitung mentjotjokan segala perlengkapan persenjataan dengan pembagian tugas yang effectief. Sandjata2 diberi djulukan/nama setjara Bali, misalnja Djero Gede, Djero Sakti dan seterusnya. Almarhum pada waktu itu pula telah diangkat menjadi Komandan Pasukan Istimewa.
15. Pada permulaan April 1946 diadakan konsolidasi di belumbungan. Pada waktu itu diadakan sidang paripurna dari seluruh staf2 guna meneliti segala persiapan dalam merentjanakan penjerbuan kota Denpasar. Penjerangan kota Denpasar dilakukan pada tgl. 10 April 1946.
16. Sesudah penjerangan kota Denpasar konsolidasi diadakan di Pagutan jaitu sebagai Front I yang kemudian edjrah ke Daerah Tabanan. Dalam perdjalanannya ini terdjadi pertempuran di Kalanganjer, kemudian dalam perdjalanannya untuk bertemu dengan Induk Resimen terdjadi tembak menembak (piur kontak) dengan kapal terbang musuh di Munduk Malang. Sedjak ini pada tgl. 4 April 1946 Induk Pasukan langsung dipimpin oleh Almarhum Lt.Kol.I.Gst.Ngr.Rai dan almarhum Sukra-Sukri selalu berada disamping Bapak Rai.
17. Dari sini pasukan menuju keutara dan pertempuran2 terdjadi didesa Sewah, kemudian pasukan menuju Gesing (Bali Utara). Pada awal bulan Mei 1946 induk pasukan mengadakan "Long-March" menjelajah pulau Bali dari Barat ketimur yang terkenal dengan sebutan "Long March Gunung Agung".
18. Hampir pada tiap2 daerah yang dilalui sepanjang Long March itu diadakan aksi2 pertempuran dengan pasukan2 benteng Belanda. Pertempuran yang paling sengit adalah waktu di Tanah Aron (Karangasem) dilerceng Gunung Agung dan diudjung antara Danau Batur

di Kintamani

RG'-0002

0314

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

今一島に於て
 在りし戦没者
 之の慰霊祭に
 関する件

外務省
 文書課
 1962年10月

昭和37年10月保存

外 務 省
 東京都千代田区霞ヶ関2丁目2番地
 電話 霞ヶ関 (581) 3351番

di Kintamani (Bangli), dimana untuk kedua pertempuran itu, Belanda terpaksa mengcrahkan dua pesawat Bomber type B.24.

19. Setelah di Djembong, induk pasukan dipctjah menjadi satuan Gerilja Regional. Dengan tjara demikian agar semua Front diisi dengan pasukan Gerilja Regional. Pada waktu itu kedua almarhum Sukra-Sukri kembali kewilayah W. guna mengadakan konsolidasi dalam menjiapkan taktik perang Gerilja djangka pandjang melawan Belanda.
20. Pada tgl.15-7-1946 almarhum Sukra-Sukri bertemu dengan I Made Mardja es. selaku wakil Pimpinan Markas W. Rentjana djangka pandjang didalam tugas2 mendatang, menghadapi Belanda telah disampaikan setjara terperintji oleh almarhum Sukra-Sukri telah disampaikan kepada Pimpinan2 di Markas W.
21. Jang terakhir pada tgl.20 Nopember 1946 pada waktu pertempuran (putusan Margarana) kedua almarhum telah mentaati seruan Pimpinan almarhum Let.Kol.Ngr.kai. Pada waktu itu gugurlah almarhum I Made Sukri sebagai ksatria, sebagai pahlawan langsa. Almarhum I Wajan Sukra gugur pula dalam rangkaian pertempuran itu di Lesa Kalanganjar.

Demikianlah setjara singkat sejarah perjuangan almarhum I Wajan Sukra dan I Made Sukri.

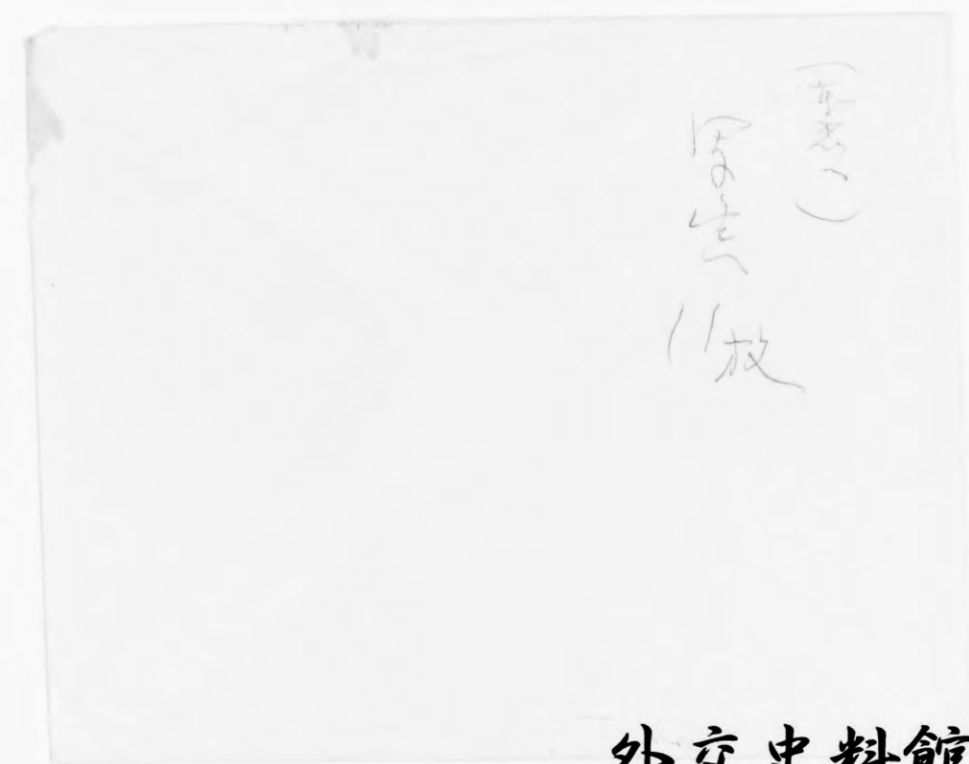
Denpasar, 9 Oktober 1962.
 Panitia Pengabeanan Pahlawan
 Sukra - Sukri
 Bert. Sekretaris I
 ttd.
 (W.Munteg Karmana)

RG'-0002

0315

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan



RG'-0002

03 16

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Handwritten text in cursive script, likely a signature or name.

加賀

加賀
伊勢政正

77

加賀
伊勢政正

77

加賀
伊勢政正
伊勢政正

77

Handwritten text in cursive script, likely a signature or name.

77

加賀
伊勢政正
伊勢政正

RG'-0002



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RG'-0002

0318

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

IX

其書
日東銀行 託瑞 敬呈

分文壇
其書式 本基 敬
呈

XI

向
分文壇 敬呈
其書式 本基 敬呈
分文壇 敬呈

附
其書式 本基 敬呈
分文壇 敬呈

RG'-0002

0319

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アジア局長

参事官

総務参事官

南東アジア課長

I

10年保存

スバ総才 197号
昭和37年11月12日

外務大臣殿

在スラバヤ
石出領事



バリ-島に於けるイ国独立
戦に戦没せる二邦人の慰霊
祭に関する件

終戦後バリ-島駐屯の我が旧海軍軍人にして
インドネシア独立戦に参加せる者約60人
と称せられ、その多くはその後の復員実施に
伴い本邦に帰還したが、一部は踏止まつて遂
に戦没し、同島現在軍墓地 (Heroes' Cemete-
ry) 6ヶ所中 Tabanan 墓地に葬られたもの
6名あり、右は1949年イ国軍の手により

37.12.-1
51

在外公館

埋葬せられたものであるが、内2名は特に作
戦と実戦に終始主導的立場に立つて壮烈な戦
死を遂げたのみならず、生前²³現在の村民の敬
愛²⁴を集めていたので、越えて1951年²⁵部
バリ-34ヶ村の村民団結し、殆んど強訴の
形にて軍当局よりこの2名の遺骨を貰い受け、
生前縁故の地である Penarungan 村の墓地に
改葬せる経緯があつたが、今回その戦友、町
村民其他関係者合同して1の委員会を組織し、
バリ-省知事等の後援を以てこの兩名のため
11月2及び3日、同島特別の家友 (ヒンズ-
-バリ-) 的儀式により本葬を執行し、同島
に司令部を有する才16師団に於ても亦軍礼
を以て慰霊祭を催すこととなつた²⁶を以て、
委員3名事前当館を来訪本官を招待したので、
去る2日同島に出張しこれ等の儀式に参列し
た。

本葬は2日、前記 Penarungan 村にて34村
民及旧戦友主催にて行はれ、当日遺骨を発掘

在外公館

RG'-0002

0320

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

し洗骨の上特に設けられた祭壇に安置し徹夜して同島に独特なる諸祭事を行つた。参集者は約4千人に及び沿道には露店軒を連ねる盛観を呈した。

慰霊祭は翌3日 才16師団副司令官(司令官^{知事}み支)祭主となり^{知事}其他出席、軍僧司祭し、礼砲斉射、軍楽隊奏^楽等ミリタリ、アナーを以て執行せられ、祭主、知事、本官等花環を献呈した。

式行再び民側の行事に移り、遺骨を更に村墓地に移し、此処にて遺骨を茶^灰に附し、且犠牲を象れる牛等偶像と祭壇をも焼払いこの夜又徹夜を徹して法^葬の祭事を行つた。

右慰霊祭には島民数千の外来島中の外国人観光客等も来会し、島民の^流によるも官民相並んでこれ程の盛んな葬儀を催したことは近年に^珍らしい趣である。

又遺灰は同島の風習に^従い本葬の1週間後^別の儀式を以て河^外に投したが、前記の葬

在外公館

儀委員会は当分そのままに存置し、追て兩名戦死せる地点に1の記念碑を建立することを計畫中の由であるので、本官から建碑資金として金1封を寄附して置いた。

終戦直後、連合軍に引渡すべき我軍の武器をイ国革命軍に於て奪取せんとしたることよりスマラン其他にて日イ両軍の衝突事件発生せることは御承知の通りであるが、聞く所によればバリー島に於ても同じ問題より日イ対峙を続けた事実はあるも幸にして不祥事の発生までには至らざりし由である、他方本件葬儀も主催者側としてはこの両軍人を呼ぶのに Sukra 'Sukra' 及び 'Sukri.' なる土語姓を以てしているけれども、これは謂はゞ愛称であつて、軍司令官の弔詞に於ても「別名ミツイソ及びハラキ、日本生れ」と^記つていたこと、又本件葬儀委員会の招待状(別添)もこれを在イ大使及び本官に宛てゝあることに見てもこの兩人を日本人とする島民の認識に^欠ける

在外公館

RG'-0002

0321

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

原稿 281
5/21

所はないと認むべきであつて、厚葬は著聞する同島の特習とは言え前記の如き^{兵例}の盛儀催したことは島民の淳朴太古の民を思はすものがあり、これをスラバヤ、ジャカルタ等にあつては排外的風流横溢し、外国公館に対する投石事件の如き年中行事化しつゝあるに對比すれば著しい対照をなせるを^致した。

葬儀及び慰霊祭の模様別添写真にて御覧請う。

本件²邦人の独立戦に於ける戦歴等は別紙葬儀委作成メモの通りであるが、そのアイデテテイに付ては当館に記録なく不祥なるも、委員連及び現地同島^踏るの唯一の邦人である平良定三（沖繩出身）につき^大確かめ^する所によれば Mitsjwiso とあるは松井兵曹の呼称の転訛せるものらしく、又 Haraki とあるは荒木の誤にあらずやとも思はれるが、兩名共大分県出身、大正8年頃出生、元海軍陸戦隊特別^警隊に所属したものと如くであるので、

在外公館

同しく添付の松井の写真（荒木に付ては写真なし）等を手かゝりとせられ一応身元御調査の上、遺族判明の場合は当方参考として正確なる姓名に回示を煩はしたい。

尙バリー島人の人情に厚きことに付ては1昨年3月同島を訪れた我が稲作調査団西村朝日太郎氏から、滞在中元海軍通訳にて戦後^病没した三浦襄なる者の墓前^祭執行せられ、省知事以下多数参列し^葬儀なるに感動したとの報告に接したことあり、次手ながら報告します。

在外公館

RG'-0002

0322

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アジア局長

参事官

参事官

参事官

スパ総テ 197号

昭和37年11月12日

外務大臣殿

在スラバヤ

石出領事

バリー島に於けるイ国独立
戦に戦没せる二邦人の慰霊
祭に関する件

終戦後バリー島駐屯の我が旧海軍軍人にして
インドネシア独立戦に参加せる者約80人
と称せられ、その多くはその後の復員実施に
伴い本邦に帰還したが、1部は躊躇まつて遂
に戦没し、同島現在軍墓地 (Heroes' Cemetery)
) 6ヶ所中 Tabanan 兵隊に葬られたものが
6名あり、同は1949年イ国軍の手により

回覧番号
亜東 2869

最終決定は11月事務連絡中

インドネシア戦没者処理

日付	1	2	3
備考			

昭和38年1月28日

送付先 2 公信 昭和38年1月25日

主送 アジア局長 昭和38年1月17日

ト部参事官

総務参事官

主任 南アジア課長

増科 423

40 5カウ
70年保存

在スラバヤ
石出領事

大平大臣

件名 [REDACTED] バリー島に於ける
インドネシア独立戦中戦没した
二邦人の氏名確認の件

宛年11月12日付貴信スパ総テ197号

25 93

11/23

37.12.3

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0002

0323

をもち照会越した
 スクラ
 およびスクラ の氏名および
 閣下調査の
 本邦における遺族の消息等
 結果、
 のとおり判明したのでお知らせする。

なお、貴官から同時に報告のあった前記2名
 (生前の姓および)
 の慰霊祭の状況については、日本・インドネシア協会
 および日本・バリー会に通報し、会報に掲載する
 よう依頼あるとともに、厚生省および関係遺族
 に対しても通報しおいたから念のため申添える。

記

- スクラ
 (1) 氏名 松井久平
 (2) 所 属 バリ島駐屯海軍予備隊一等兵曹
 上等兵曹

GAJ 外務省

W. 21, 12月5日
 11:00に披露
 のためです。

- 本籍 福岡県
- 遺族現住所(氏名) 同上 松井 齊(父親)
- スクラ
- 氏名 荒木 武友
 (2) 所 属 バリ島駐屯海軍予備隊一等兵曹
- 本籍 長崎県
- 遺族現住所(氏名) 同上 荒木 健蔵(父親)

GAJ 外務省

(抄訳)

「勇士スクラ及びスクラ空襲式乗船会」
作成のフイン(松井?)及びハラキ(高木?)
独立新組織

前記は旧日本軍人として、スクラ作
1915年生まれ、叔父は独立隊員、
スクラ作1920年生まれ、独立隊員。

1945年12月13日ブナカンガヤ本軍司令部
ハラ現地の旧日本軍を襲撃し、本軍を捕縛し、
大加味功を先にして撤収した。

1946年1月初旬、労働者団体の組織を
革命軍の1隊、旧軍服を穿て、捕縛された。
兵士を捕縛した。

旧軍はブナカンガヤを母に、大規模な逮捕
の開始した。2月20日、兵士メコン川民
の軍隊を捕縛した。兵士の旧日本軍人として、
独立隊員を捕縛した。

革命軍は独立隊員を捕縛し、兵士の軍隊を捕縛した。

GA-6

外務省

すなわち、前記の通り、独立隊員は、
武装を解除し、兵隊を全廃した。兵隊
団員、前記の通り、兵隊を全廃した。

前記の通り、独立隊員は、兵隊を全廃し、
兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。

前記の通り、独立隊員は、兵隊を全廃し、
兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。

3月18日、独立隊員は、兵隊を全廃し、
兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。

前記の通り、独立隊員は、兵隊を全廃し、
兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。

前記の通り、独立隊員は、兵隊を全廃し、
兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。兵隊を全廃した。

GA-6

外務省

RG'-0002

0325

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

4月10日イギリスのシンパサー(首都)
 政府を経て我々の島に東部を移動し、
 アグン山麓及びハートル湖附近に陣取り
 之類獲の戦術が表見せられた。之が為
 本隊はケリヤに陣取り散るゝといふ、尚
 くと之れは作戦の地をアムカン村に侵
 襲して居るに非ざらぬ。

7月2日、アムカンに陣取り、之を
 合いせ兵と集結して作戦を続け、1946
 年11月20日、アムカン、アムカンに陣取り、
 陣取りに成功し、戦術の及ぶ迄に戦
 術を続け、戦術を続け、戦術を続け、
 戦術を続け、戦術を続け、戦術を続け、

GA-6

外務省

マイ指示	発信用	送信用	計
3	2	5	
付			
届			

75-84

発送日 昭和38年1月26日
 発信日 昭和38年1月26日

文書課長 38

公信 東 第 100 号 公信 昭和38年1月25日 日付 昭和37年1月17日

大 主 管 アジア局長
 次 長 下部参事官
 参 事 官 総務参事官
 外務参事官
 官房長 主任 南東アジア課長

(協議)
 (回覧)

受信者 厚生省 援護局長
 外務省 アジア局長

送附先 福岡県直轄 松井 有
 長崎県南島部 長本 健蔵

希望到着期日 月 日
 この欄は送信者のみに使用のこと

件名 インドネシア独立戦争中バリ島で戦死した元日本軍人の
 慰霊祭の挙行に因る件

今般、在スラバヤ石出領事から、

公信案(甲) 25 85 外務省 回覧 東 100

38.1.25

RG'-0002

0326

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

昨年11月2日と3日の両日、バリ島で催された
元日本軍人スクラ(Sukra)およびスクリ(Sukri)
の慰霊祭の状況につき報告越した。

この両名は、貴省の調査により、終戦後、
バリ島でインドネシア独立戦争に参加し、1946年
11月20日、同地で戦死した元バリ島駐屯の
海軍第3警備隊所属の故松井久^年上等兵曹
および故荒木武友一等兵曹であることが
判明した。

今回の慰霊祭は、生前から故人を敬愛
していた戦友、冊材民衆の関係者がバリ省
知事、第16軍司令部等の後援を得て同地の
宗教儀式に基き行ったもので、慰霊祭には
省知事、軍人、高級官吏が出席したほか軍
隊の弔礼、弔砲、軍楽隊の葬送曲の吹奏等

GA-4

外務省
大

どが行われ盛儀をきわめられた由である。

よつて、慰霊祭内催までの経緯ならびに
当日の状況に関する石出領事の報告を
下記のとおり、なんら参考までに通報する。

記

(以下往信東第106号^記に同じ)

GA-4

外務省

RG'-0002

0327

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

マイズ指示	宛信用	送信用	計
主	信	2	2
付			4
局			

宛日 昭和38年1月26日
宛信 昭和38年1月28日

文書課長 (印) (分類)

公信 東 106 号 公信 昭和38年1月25日 日付

主 管 アジア局長
下 部 参 事 官
総務参事官
主任 南東アジア課長

起 案 昭和38年1月17日
40 年から
10 年保存
担当 増村 電話番号 423

受信者 日本・インドネシア協会会長 鹿島伸二助
バリアン会会長 越野蘭雄
外務省 アジア局長

件 名
インドネシア独立戦争中バリアン島で戦死した元日本軍人2名の慰霊祭の挙行に関する件

今般、在スラバヤ石出領事より

公信案(甲) 25 84 外務省 回覧番号 東 106

38.1.23

昨年11月2日と3日の両日バリアン島
に催された元日本軍人スクラ
(Sukra) およびスクリ(Sukri)の
慰霊祭の状況について
報告してまいりました。(註)
この両名は当方と調査したところ
終戦後バリアン島のインドネシアの
独立戦争に参加し1946年11
月20日同地で戦死した元
バリアン駐屯の海軍少佐警備
隊所属の政務井久平上等兵
曹および政務木武友一等兵曹
とあり、これと判明し
てまいりました。
今回、慰霊祭は生年より

GA-4 外務省

RG'-0002

0328

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

故人を敬愛しての戦後、
 町村民の肉親者や、バリ-省
 知事、第16軍司令官等、支援
 と得た同地の宗教儀式を基に
 又行なわれ、慰霊祭には省知
 事、軍人、高級官吏、^(カ)軍^(カ)
 隊、弟礼、牙砲、華樂隊、
 葬送曲吹奏等も行われ、盛
 儀とまわめ、^由、^カ、^カ、^カ
 状況、^(カ)、^(カ)
 出頭事の報告と下記、とおりの
 お知らせいたします。

記
 1. 終戦時にバリ-島駐屯^(カ)海軍軍人^(カ)
 のうちインドネシアの独立戦争に参加した者は、
 約60名と云われる。^(カ)その後、^(カ)
 復員実施に伴い、^(カ)帰還したが、^(カ)一部の
 者は引き続き独立戦争に参加^(カ)、^(カ)現在
^(カ)タバナン(Tabanan)基地に
 葬られている。この基地には6名の元日本軍人が
 埋葬されているが、これは、1949年インドネシア同
 軍の軍によって、他のインドネシア人^(カ)とともに葬ら
 れたものである。この^(カ)スクラ
 およびスクラ^(カ)撤廃されている元海軍予備隊
 所属の^(カ)松井久平上等兵曹と^(カ)荒木武友一等兵曹
 の墓がある。この2名の元日本軍人は、
 1946年2月20日にバリ-島の現地人部隊に

RG'-0002

0329

参加し、^{に属し} [redacted] 故ライ (I. Gat. Ngu. Rai) 中佐の率いるゲリラ隊 [redacted] オランダ軍との戦いで ^{指導} 的役割を果たし、数々の武功を樹てた。 [redacted] 1946年11月20日 [redacted] カランガニヤル村の戦いで ^{戦死} [redacted] を遂げた。

2. [redacted] は、生前、バリ島住民の生死を共にし、村民の深い敬愛を集めていたので、その後1951年にバリ島の34カ村の村民が団結し、殆んど強請の形で早当島から、この2名の遺骨を貰い受け、生前縁故の地であるペンランガン (Penarungan) 村の墓地に改葬した。 [redacted] しかし、1962年に至り、当時の戦友、町村民その他の関係者が合同して「スクラ・スクリ英雄慰霊委員会」を設置し、バリ省知事 [redacted] や16師団長等の後援を得て、 [redacted] 同年11月2日と

外務省

3日、ヒンズー・バリ式の儀式に ^{葬儀により} [redacted] 鑑し兩名の英霊、本葬を [redacted] を慰めることとなつた。

3. [redacted] は、11月2日、 [redacted] ペナルンガン村にて34村民および ^{戦友} の主催で行われた。 [redacted] 日は兩名の遺骨を発掘し、洗骨の上、 [redacted] 特設された祭壇に安置して、徹夜でバリ島独特の ^{儀式に従い} 祭礼を行った。参加者は、約4千名に及び、沿道には露店が軒を連ね、 [redacted] 葬儀は [redacted] と称された。

4. 翌3日は、16師団副 ^{師団長/師団長} [redacted] (不在) が祭主となり、省知事 ^{その他} 軍官民間関係者が出席、 ^{軍僧の司祭} [redacted] 軍樂隊の ^{演奏は} [redacted] 奏業 ^{行われ} [redacted] 祭主、知事、 ^{石出領事ら} が花環を献呈した。 ^{その} [redacted] 委員会 ^は [redacted] 遺骨を [redacted] 村墓地

外務省

RG'-0002

0330

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

又 移し 庭に 徹し 鐘の 響き あり

也。

5. 29 慰霊 祭 又 林 近 隣 の 島 民

数 千 人 参 加 せ ば 行 々 此 地 也

官 民 一 致 以 29 日 毎 年 大 々

慰 霊 祭 と 催 せ ば 近 來 珍

ら ぬ 也 也 也。

委員 会 並 局 又 林 邊 二 両 名 の

戦 死 した 場 所 又 記 念 碑 と

建 立 計 画 せ ば 計 画 以 由 也 也。

GA-4

外務省

RG'-0002

0331

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

印

アジア局長

参事官

総務参事官 昭和38年4月18日

南東アジア課長

外務省アジア局長 殿

40年から
10年保存

東京都港区赤坂溜池町10

バリ会

会長 越野 菊雄

インドネシア独立戦争中バリ島で戦死した元
日本軍人2名の慰霊祭の挙行に関する件

1月25日付亜東第106号の貴翰は、さきに拝受いたし
ましたが、お礼の返書が大変おくれたこととお詫びいたしま
す。

その内容は、近年にない心温まる快事で、インドネシア建
国の英雄として、日本人の松井、荒木両氏が、同国々軍及び
バリ住民によつて顕彰されたことは、両氏が、同国々軍に参
加した動機がどうあろうとも、われわれとしては感激を新た
にするものです。

ついて、本会からも、両氏のご遺族ならびに、当時のバリ
駐屯海軍第三警備隊奥山司会及び戦友たちに、この喜びを伝
える手続きをとりました。

38.4.23
110

38.4.23

亜東 818

ここに、ご報告かたがた、厚意あるご連絡に謝意を表しま
す。在スラバヤ領事はじめ関係者によろしくお伝え下さい。

RG'-0002

0332

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

マイア指示	発信用	執務用	計
非	1	2	3
付	1	0	1
属			

コピーへ

発送日 昭和38年10月31日
発信所 東京 検印

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 第 30 号 日付 昭和38年10月30日

大 臣 官 主 管 アジア局長

政 務 次 官 主 管 小 野 清 三 郎

参 事 次 官 主 管 南 東 ア ジ ア 課 長

外 務 省 官 房 長 主 管

起 案 昭 和 3 8 年 1 0 月 2 4 日

起 案 者 堀 井 電 話 番 号 4 2 2

40 年 分 10 年 保 存

受 信 者 在 ス ラ バ ヤ 木 村 領 事 大 平 大 臣

送 信 者

送 付 先 (番 号 免 送 印)

件 名 伊 水 三 郎 独 立 戦 争 中 バ リ ー 島 に お い て 戦 没 し た 邦 人 の 慰 霊 祭 に 関 し 謝 意 表 明 の 件

1 月 2 5 日 付 信 匪 束 才 2 号 に 関 し

今 般 荒 木 ト キ ヨ (長 崎 県 南 高 来 郡) から 同 人 の 子 息 荒 木 武 友 (伊 水 三 郎 名 Suki) は

GA-2 30 19 外 務 省 回 覧 番 号 亜 東

8.10.29

2

出征以来拾数年も消息不明のままであつたところ、ま
程、^{同人が}伊水三郎独立戦争に参加し、はなはなしく戦死し、
その後、バリ島の早官民の手で厚く葬られたことを
承知し感激した。遺族の感謝の気持ちをバリ島
の関係者に伝達を要請した。

よつて、同紙紙写1部別添のとおり送付するから、
貴局より、バリ島関係者に対し、深甚なる謝意を表明
しおくれたい。また、元日本軍人スクラおよびスクリの
両名に対するバリ島早官民の好意ある取扱は、^(日領早官民の戦没者に対する)広く
日本の関係者に^{報告}せられたい。台通報おまありたい。

別紙添付

GA-4 外務省

RG'-0002

0333

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

タイプ指示	発信用	執務用	計
主	1	1	2
付			
局			

宛先日 昭和38年10月30日
宛先 東京 板橋

半公信案 (分類)

公信 半公信 公信 昭和 年 月 日
番号 日付 昭和38年10月29日
大 一 部 案 起案 昭和38年10月24日

主 管 アジア局長
主 任 去来アジア課長

40
10年保存

起案者 指 電番番3422

受信者 荒木人キヨ
長崎県南島根郡 [redacted]

発信者 外務省
アジア局長

送付先 (希望見送り)

件 名 毛ハリー島において戦没された荒木武友氏に対する取扱い [redacted] 関する
謝意の伝達について)

10月18日付書簡をもちて御依頼のありました
貴殿の御令息 ^(故武友氏) に対する ハリー島軍官民よりの好意
[redacted] に対する貴殿よりの謝意の伝達は

GA-2 29 215 外務省 要東

早速、在スラバヤ木材領事を通して、現地関係者
に行うよう手配致しましたので、これお伝えいたし
ます。

GA-4 外務省

RG'-0002

0334

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

願ひ余等幸て参りまじは毎日々公務御苦勞御存
 じ事付まじは今回和子性事にてまじ
 大要御世請教にまじは
 昭和十八年一月二十五日付西京御書三ノ号を以て
 御物とせしは、夫れを以て、我輩不武友戰死、權標
 並びに瑞穂、介ノド、不之平國、及び行中、則、長待、福
 同長標、御配、是應、以、対、し、厚、く、感謝、申、上、げ、ま、す
 と、其、以、瑞、穂、介、ノ、ド、不、之、平、國、の、關係、比、自、務、に
 私、感謝、感激、の、誠、を、依、憑、と、して、の、れ、に、お、か、け、ら
 大要、幸、に、存、じ、事、と、其、以、長、非、お、願、ひ、致、し
 女、之、存、じ、事、を
 若、數、年、間、也、消息、も、不、明、也、ま、ま、心、御、存、
 ま、じ、の、れ、で、い、ん、に、存、死、に、方、ま、じ、の、れ、か、發、本、じ、て、は、り
 ま、じ、の、れ、地、を、息、外、に、も、お、知、り、せ、し、た、だ、き、ま、じ、の、れ、務、
 亡、死、に、方、也、和、甘、愛、心、致、し、ま、じ、は
 手、徳、武、友、も、抛、下、に、て、哀、れ、の、極、に、て、居、る
 事、が、た、ら、う、と、思、ひ、九、は、流、け、肌、赤、と、ん、で、お、首、を、卷、
 り、水、も、所、き、た、い、と、思、ひ、ま、す、せ、めて、遺、體、留、骨、の
 か、け、ら、で、も、お、願、ひ、致、し、た、と、思、ひ、ま、す、が、何、ん、
 思、ひ、も、務、に、存、じ、事、が、殘、念、に、存、じ、ま、す、
 然、し、今、回、介、ノ、ド、不、之、平、國、を、取、つ、て、い、た、だ、い、た
 誠、意、厚、祭、の、權、標、を、捧、回、し、ま、じ、て、以、に、感、激、あ、る
 の、み、心、御、存、じ、事、を、い、ま、し、和、の、二、の、氣、持、を、い、ま、り
 御、存、じ、事、に、お、か、け、ら、り、有、知、事、標、及、び

57.8-3.000

御守吉野園長標、以、り、し、く、お、悔、ま、下、さ、り、ま、す、御
 存、願、ひ、致、し、ま、す、
 實、是、に、直、捷、な、形、態、を、上、げ、り、が、至、当、か、と、存
 じ、事、が、同、命、の、事、に、は、兄、の、御、願、ひ、命、り、
 未、せ、り、甚、だ、失、礼、と、は、存、じ、事、が、い、ま、り、か
 存、願、ひ、申、上、げ、ま、す、
 武、友、の、父、は、昨、年、死、去、し、ま、じ、た、が、早、速、に、
 前、に、敬、告、申、上、げ、り、お、き、ま、じ、は、
 生、前、に、お、れ、は、存、心、に、て、死、ん、だ、ら、う、と、思、ひ、ま、す、と
 子、供、武、友、の、当、時、加、へ、お、れ、に、存、じ、事、を、い、ま、ん
 至、り、お、れ、を、申、上、げ、ま、じ、て、大、要、失、礼、し、ま、じ、は
 昭和十八年十月十八日
 長崎縣高島郡
 故、母、不、武、友、母、荒、木、ト、キ、ヨ

57.8-3.000